

●平成27年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		チに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度要保護・準要保護就学援助率												
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠	目安額	係数(倍率)	目安額(年額)																
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況が悪い者、悪食、被服等または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変更されるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変更されるもの)	特別支援教育就学援助費の必要額測定に用いる保護額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	課税所得等の分類	基準額の時期	目安額	係数(倍率)	目安額(年額)																
北海道	札幌市	○	○	○			○							○							その他	その他	前々年度	353.1											・倍率…一般限度額(借家)は1.10倍、特別限度額(住宅所有)の場合は1.05倍 ・課税所得額の種類…収入額を用いる。 ただし、自営業等の事業所得がある世帯については、所得額を用いる。 ・めやす額…一般限度額(借家)は369.9万円	25%未過					
北海道	函館市	○	○	○	○	○	○		○					○	○							給与収入 1.2(税引き前)	前年度	416											被災、保護者離職等教育委員会が特に援助が必要と認めるもの	35%未過					
北海道	小樽市														○							給与収入 1.3(税引き前)	前々年度	414														30%未過			
北海道	旭川市	○	○	○											○							給与収入 1.25(税引き前)	前年度	387.1														失職、離職、病気で働けない、事業を廃棄した等の理由により収入が大幅に減少し、平成27年中の世帯の総収入額が本市で定める計算の方法で基準額以下となる場合。(申請できる期間は7~11月)。	35%未過		
北海道	室蘭市	○													○							給与収入 1.2(税引き前)	前年度	348															25%未過		
北海道	釧路市														○							給与収入 1.2(税引き前)	前々年度	415															35%未過		
北海道	帯広市	○	○	○	○	○	○		○	○					○							給与収入 1.3(税引き前)	前年度	290																30%未過	
北海道	北見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							1.29 その他	前々年度	371															給与収入額を参照(営業所得・農業所得については、所得額を給与収入額に換算し判定している。)	25%未過	
北海道	夕張市														○							給与収入 1.1(税引き前)	その他	336														(2)基準根拠 基準額の時期 平成25年4月1日基準	20%未過		
北海道	岩見沢市														○							給与収入 1.25(税引き前)	その他	416														1 (2)基準額の時期については、平成26年度までは前年度としていたが、生活扶助基準の見直しを要し、平成27年度は暫定的に見直し前の基準を適用した。	25%未過		
北海道	網走市	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							給与収入 1.3(税引き前)	前年度	312																30%未過	
北海道	留萌市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							給与収入 1.3(税引き前)	前々年度	340																平成27年度については、平成25年4月1日を基準日とし、生活保護基準額引き下げの影響が及ばないよう見直し前の基準を用いることとする。	20%未過
北海道	苫小牧市														○							給与収入 1.3(税引き前)	前々年度	350																20%未過	
北海道	稚内市	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							給与収入 1.3(税引き前)	その他	337															世帯更正資金の貸付	平成25年4月1日時点有効の基準	20%未過
北海道	美幌市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.15(税引き前)	前々年度	382															30%未過		

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について															ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準額及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率				基準額		係数(倍率)	目安額(年額)		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等がまたは学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他					課税所得等の分類	基準額の時期			目安額	
北海道	芦別市														○					1.3(税引き前)	給与収入	前々年度	376							25%未満
北海道	江別市		○	○	○	○				○	○				○					1.2(税引き前)	給与収入	前年度	430							25%未満
北海道	赤平市														○					1.5(税引き前)	給与収入	当該年度	328							30%未満
北海道	紋別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3(税引き前)	給与収入	前々年度	324							35%未満
北海道	士別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	その他	348					平成27年度認定について、平成26年4月1日現在の基準表を適応。「(生活扶助基準の見直し)前の基準表)」	30%未満	
北海道	名寄市														○					1.3(税引き前)	給与収入	その他	258					平成24年度の基準表を使用	20%未満	
北海道	三笠市														○					1.3(税引き前)	給与収入	前々年度	350							30%未満
北海道	根室市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5(税引き前)	給与収入	前々年度	378							20%未満
北海道	千歳市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.1	課税所得	前々年度	295					自家用車を所有している場合は、係数(倍率)1.05倍。	20%未満	
北海道	滝川市														○					1.3(税引き前)	給与収入	前年度	462							25%未満
北海道	砂川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3(税引き前)	給与収入	前々年度	430							30%未満
北海道	歌志内市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.2(税引き前)	給与収入	前年度	357				世帯更正資金の貸付		45%未満	
北海道	深川市														○					1.3(税引き前)	給与収入	当該年度	337							25%未満
北海道	富良野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3(税引き前)	給与収入	前々年度	323							25%未満
北海道	登別市														○					1.2(税引き前)	給与収入	前年度	303							25%未満
北海道	恵庭市														○					1.4(税引き前)	給与収入	当該年度	395							25%未満

①都道府県	②市町村名	1. 平成27年度 準要保護の認定基準について																				ノ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度要保護・準要保護就学援助率													
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		係数(倍率)	目安額(年額)																	
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの	特別支援教育就学の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの		その他	課税所得等の分類			基準額の時期				目安額												
北海道	伊達市														○						1.1	課税所得	前年度		264													20%未満				
北海道	北広島市				○	○									○	○					1.3	給与収入(税引き前)	その他		411													25%未満				
北海道	石狩市	○	○		○	○	○								○				○		1.4	その他	その他		394													30%未満				
北海道	北斗市																			○		1.3	その他	前年度		379												20%未満				
北海道	当別町	○	○	○	○	○	○	○							○					○		1.3	給与収入(税引き前)	前々年度		246														20%未満		
北海道	新篠津村	○	○	○	○	○	○		○						○	○						1.3	給与収入(税引き前)	その他		293												3年前の年度			10%未満	
北海道	松前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		1.1	給与収入(税引き前)	前々年度		250															25%未満	
北海道	福島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		1.3	給与収入(税引き前)	前年度		257																30%未満
北海道	知内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		1.3	給与収入(税引き前)	前年度		300																15%未満
北海道	木古内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○		1.3	課税所得	前年度		240																15%未満
北海道	七飯町																			○		1.3	課税所得	前年度		336															25%未満	
北海道	鹿部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		1.3	課税所得	前年度		289																10%未満
北海道	森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		1.1	課税所得	前年度		269																20%未満
北海道	八雲町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		1.1	給与収入(税引き前)	前々年度		296																10%未満
北海道	長万部町														○							1.1	給与収入(税引き前)	前々年度		307																15%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																	ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率									
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠					係数(倍率)	目安額(年額)							
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職に就いていない者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額がきわめて悪いと認められるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して算定するもの)	特別支援教育就学援助費の需要額測定の用に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期						目安額						
北海道	江差町														○					1.1	給与収入(税引き前)	前々年度	260											25%未満	
北海道	上ノ国町																○			1.1	その他	その他	258											20%未満	
北海道	厚沢部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2	課税所得	前年度	298											15%未満	
北海道	乙部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1	課税所得	前年度	228											25%未満	
北海道	奥原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	376											10%未満	
北海道	今金町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1	課税所得	前年度	232											20%未満	
北海道	せたな町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			20%未満	
北海道	島牧村														○					1.35	給与収入(税引き前)	前々年度	356											25%未満	
北海道	寿都町														○					1.05	その他	前年度	201										総所得から、社会保険料のみ控除	20%未満	
北海道	黒松内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			10%未満	
北海道	蘭越町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	当該年度	305											20%未満	
北海道	ニセコ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		1.1	その他	その他	252											15%未満	
北海道	真狩村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○													倍率1.30 基準根拠 課税所得 前年度 目安額(年額)317万円	準要保護の認定に、「特別支援教育就学援助費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を利用。	10%未満	
北海道	留寿都村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○													特別支援教育就学援助費の需要額測定に用いる保護基準額の1.3倍未満		15%未満	
北海道	喜茂別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		10%未満		
北海道	京極町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2	給与収入(税引き前)	前々年度	330											10%未満	
北海道	倶知安町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2	課税所得	前々年度	230											20%未満	
北海道	共和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	前々年度	236											15%未満	
北海道	岩内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2	課税所得	その他	322											平成25年度8月改正以前の生活保護基準額を使用している。	30%未満
北海道	泊村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2	給与収入(税引き前)	前々年度	274											10%未満	
北海道	神恵内村														○					1.3	課税所得	前年度	240											15%未満	
北海道	積丹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		25%未満		

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率										
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		係数(倍率)	目安額(年額)														
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)	特別支援教育費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期			目安額													
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)	特別支援教育費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期			目安額													
北海道	古平町	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○									1.2	課税所得	前年度	302										40%未満		
北海道	仁木町	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					○					1.1	給与収入(税引き前)	前年度	270			その他経済的理由により困っている						20%未満		
北海道	余市町	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○										1.1	給与収入(税引き前)	前年度	275									35%未満		
北海道	赤井川村	○	○		○	○	○		○	○				○	○										1.2	給与収入(税引き前)	前年度	281									10%未満		
北海道	南幌町		○	○	○	○	○		○	○				○	○										1.3	その他	当該年度	340					世帯全員の収入合計(パート・年金収入等含む)から、社会保険料、所得税、道・町民税、勤労控除を差引いたもの				25%未満		
北海道	奈井江町														○										1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	335									30%未満		
北海道	上砂川町														○										1.29	給与収入(税引き前)	当該年度	364									45%未満		
北海道	由仁町	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○										1.3	課税所得	前年度	250									15%未満		
北海道	長沼町	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○										1.3	給与収入(税引き前)	その他	490			平成24年度の生活保護基準額						20%未満		
北海道	栗山町	○	○	○	○	○	○		○	○					○										1.3	課税所得	前年度	495									25%未満		
北海道	月形町	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○										1.3	課税所得	前年度	326									20%未満		
北海道	浦臼町	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○										1.3	給与収入(税引き前)	前年度	360									30%未満		
北海道	新十津川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○										1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	337									20%未満		
北海道	妹背牛町	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○										1.3	課税所得	前年度	296									10%未満		
北海道	秩父別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○																								15%未満
北海道	雨竜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○										1.3	給与収入(税引き前)	前年度	380										20%未満	
北海道	北竜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○										1.3	課税所得	前年度	213										5%未満	
北海道	沼田町														○										1.25	課税所得	前々年度	298										10%未満	
北海道	鷹栖町	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○										1.2	課税所得	前年度	278										20%未満	
北海道	東神楽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○										1.2	給与収入(税引き前)	前年度	350										20%未満	
北海道	当麻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○																								15%未満
北海道	比布町	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○										1.2	給与収入(税引き前)	前年度	294										10%未満	

		1. 平成27年度 準要保護の認定基準について																					平成26年度 準要保護・準要保護就学援助率										
①都道府県	②市町村名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)						
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)			目安額(年額)					
		課税所得等の分類	基準額の時期																														
北海道	愛別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	前年度	252							20%未満	
北海道	上川町																	○				1.2	その他	その他	320							【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満
北海道	東川町	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○					○												25%未満	
北海道	美瑛町															○						1.2	課税所得	前々年度	311								10%未満
北海道	上富良野町	○						○						○		○						1.2	給与収入 (税引き前)	前々年度	329							15%未満	
北海道	中富良野町	○														○						1.3	課税所得	前年度	308							15%未満	
北海道	南富良野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	給与収入 (税引き前)	前々年度	245							15%未満	
北海道	占冠村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	給与収入 (税引き前)	前年度	345							20%未満	
北海道	和寒町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	その他	前年度	320						前年合計所得金額から社会保険料、生命保険料及び損害保険料を控除した額	20%未満	
北海道	剣淵町	○	○		○	○	○	○		○	○					○					○											10%未満	
北海道	下川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	その他	前年度	216							課税所得等の分類については、給与所得者は収入額、事業所得者は所得額で計算	15%未満
北海道	美深町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													10%未満
北海道	音威子府村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	給与収入 (税引き前)	前々年度	394								15%未満
北海道	中川町		○					○									○					1.3	課税所得	前年度	288								10%未満
北海道	幌加内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	前年度	241								15%未満
北海道	増毛町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	給与収入 (税引き前)	前々年度	239								10%未満
北海道	小平町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	当該年度	314								10%未満
北海道	苫前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	給与収入 (税引き前)	当該年度	272								15%未満

①都道府県	②市町村名	1. 平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率	
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が足りない者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して要件を定めているもの)	特別支援教育就学援助費の均等割課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期							
北海道	羽幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1	課税所得	その他	224			上記の認定基準に該当しない者で、保護者の失業等により生活が困窮し、民生委員の意見に基づき、教育長が特に援助が必要と認められた者。	平成25年度8月改正以前の生活保護基準額を使用している。	20%未満
北海道	初山別村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						1.3	給与収入(税引き前)	その他	223			世帯更生貸付補助金による貸付	平成25年7月以前基準と平成25年8月以後基準を併用	15%未満
北海道	遠別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														民生児童委員による生活困窮状況の意見を参照		15%未満
北海道	天塩町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.3	課税所得	当該年度	216			生活保護の基準額以内(ひとり親家族等世帯については必要額の1.3倍としています。)		20%未満
北海道	猿払村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる者		5%未満
北海道	浜頓別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1	給与収入(税引き前)	前年度	227					20%未満
北海道	中頓別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.1	課税所得	前年度	250					10%未満
北海道	枝幸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						1.3	課税所得	前年度	330					15%未満
北海道	豊富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	260					20%未満
北海道	礼文町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														前年の所得が生活保護基準額表(3級地・2)を下回っている世帯		5%未満
北海道	利尻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						1.3	給与収入(税引き前)	その他	205			・保護者(または家族)の失業・その他、本人から経済的理由により生活が困窮しているとき、学校が児童生徒の生活状況や家庭の事情の調査等により、準要保護が必要と認めるとき		10%未満
北海道	利尻富士町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						1.4	給与収入(税引き前)	当該年度	370			・勤務先の倒産等により著しく収入が悪化された方 ・長期間病氣療養、災害、事故等により生活が困窮している方		5%未満
北海道	幌延町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.3	課税所得	前々年度	304					10%未満
北海道	美幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.3	給与収入(税引き前)	前年度	286					20%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額と自動的に異なるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期						
北海道	津別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	当該年度	310			その他特別の事情により生活が困難している者	15%未満	
北海道	斜里町														○						1.3	その他	当該年度	300			基準根拠(課税所得等の分類)は、給与所得者は給与収入、事業所得者は課税所得となっています。	15%未満	
北海道	清里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													その他、教育委員会が就学援助の必要があると認める者	10%未満	
北海道	小清水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														15%未満	
北海道	訓子府町														○							1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	370				20%未満
北海道	釧路町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.3	課税所得	前々年度	267				10%未満
北海道	佐呂間町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.5	課税所得	当該年度	280				10%未満
北海道	遠軽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.5	給与収入(税引き前)	当該年度	360				15%未満
北海道	湧別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	348			①生活状態が悪く、民生委員の世帯等により把握されているもの。 ②湧別町教育委員会が特に必要と認めた者。	10%未満
北海道	滝上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.2	給与収入(税引き前)	前年度	344				15%未満
北海道	興部町														○							1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	304				15%未満
北海道	西興部村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													前年度所得が平成25年度の生活保護費(年額)に1.2を乗じて得た額未満である世帯 世帯主 配偶者 小学生2人 2,800,000円	15%未満	
北海道	雄武町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	317			まず、ア～カ、ケ、コ、セに該当すれば認定とし、該当しないものに対しては、ソで判定を行い、認定・不認定を決める。	10%未満
北海道	大空町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.2	課税所得	当該年度	243				15%未満
北海道	豊浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	346				15%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について															ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率									
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率				基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	特別支援教育就学の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他					課税所得等の分類	基準額の時期							
北海道	社賢町	○	○	○	○	○	○							○	○						1.1	給与収入(税引き前)	前年度	274								35%未満	
北海道	白老町	○	○	○	○	○	○							○	○						1.1	課税所得	前年度	280								H25.8.1基準を使用	30%未満
北海道	厚真町	○		○	○	○	○								○						1.5	課税所得	当該年度	240								15%未満	
北海道	洞爺湖町	○	○	○	○	○	○							○	○						1.1	給与収入(税引き前)	前々年度	332								25%未満	
北海道	安平町	○	○	○	○	○	○							○	○						1.3	課税所得	前年度	240								10%未満	
北海道	むかわ町														○						1.3	課税所得	前々年度	304								20%未満	
北海道	日高町																	○							1.2	326						15%未満	
北海道	平取町	○	○	○		○	○							○	○						1.4	課税所得	前年度	424								15%未満	
北海道	新冠町	○		○			○	○	○	○	○	○	○		○						1.3	その他	当該年度	263								(総収入-(社会保険料控除+生命保険料控除))÷生活保護支給算定額	20%未満
北海道	浦河町	○	○	○	○	○	○							○	○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	363								30%未満	
北海道	様似町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○												7~9に該当していない世帯で、生活保護基準に達している世帯(平成25年8月以前の基準額を使用)	20%未満
北海道	えりも町	○	○	○																												10%未満	
北海道	新ひだか町														○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	247									25%未満
北海道	音更町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.25	給与収入(税引き前)	前々年度	458								25%未満	
北海道	士幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	335								15%未満	
北海道	上士幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	307								20%未満	
北海道	鹿追町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	300								15%未満	
北海道	新得町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	330								20%未満	

		1. 平成27年度 準要保護の認定基準について																								平成26年度 準要保護・準要保護就学援助率			
①都道府県	②市町村名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容		その他(補足事項等)		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	倍率	基準根拠		目安額				係数(倍率)	目安額(年額)
		課税所得等の分類	基準額の時期																										
北海道	清水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	349.5				20%未満
北海道	芽室町	○	○	○	○	○	○		○	○					○	○						1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	430				20%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率			
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)						
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪い者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額がきわめて悪いと認められるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期									
北海道	中札内村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	330								15%未過
北海道	更別村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	393								10%未過
北海道	大樹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	320								15%未過
北海道	広尾町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	給与収入(税引き前)	当該年度	288.9						要保護の認定基準について、長期療養、火災、交通事故等不慮の事故にあった世帯及び失業、倒産などで著しく収入減となった世帯も対象。		20%未過
北海道	幕別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	349								20%未過
北海道	池田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5	給与収入(税引き前)	前年度	366								20%未過
北海道	豊頃町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	306						保護者の失業、勤務先の倒産または賃金不払い等の理由により経済的に困っている者 長期療養、火災、交通事故等の不慮の事故の災害により経済的に困っているもの		10%未過
北海道	本別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	320								20%未過
北海道	足寄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	334								20%未過
北海道	陸別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	342								15%未過
北海道	浦幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	324						生活保護の基準額に一定の係数をかけたものとしつつ、生活保護基準の改正の影響が及ばないようにするため、「需要額の算定に用いる厚生労働大臣が定める基準は当分の間、平成25年4月1日現在適用している基準を用いるものとする。」という要件としている。		15%未過
北海道	釧路町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	給与収入(税引き前)	前年度	382						長期療養の必要な病状等により就労が困難又は突発的な事故、天災等により生活が困難している者		35%未過
北海道	厚岸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	給与収入(税引き前)	前々年度	322								20%未過
北海道	浜中町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	前年度	350								15%未過
北海道	標茶町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	当該年度	215								20%未過
北海道	弟子屈町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	前年度	330								30%未過

		1.平成27年度 準要保護の認定基準について																																
①都道府県	②市町村名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率						
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額がきわめて悪いと認められるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	特別支援教育就学の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)								
		課税所得等の分類	基準額の時期		目安額																													
北海道	鶴居村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.2	その他	その他	295							【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	25%未過	
北海道	白糠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.2	給与収入(税引き前)	前々年度	296								25%未過	
北海道	別海町																					1.3	給与収入(税引き前)	前年度	246								10%未過	
北海道	中標津町																					1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	367								20%未過	
北海道	標津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.5	給与収入(税引き前)	前年度	380								20%未過	
北海道	羅臼町						○															1.5	給与収入(税引き前)	前年度	290								15%未過	
青森県	青森市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1.2	給与収入(税引き前)	前々年度	348				事故、災害、長期入院、失職等			25%未過		
青森県	弘前市	○	○	○	○	○	○					○	○	○																			20%未過	
青森県	八戸市	○	○	○	○	○	○					○	○	○								1.3	課税所得	その他	336				その他:八戸市教育委員会が特に援助を必要と認める者。 ※キ・ク・サ・シ・スについては、タの認定基準に該当する者に限る。	平成24年12月末日現在の基準額使用		20%未過		
青森県	黒石市	○	○	○	○	○	○																										20%未過	
青森県	五所川原市	○	○																														20%未過	
青森県	十和田市	○					○							○		○						1	課税所得	当該年度	244									20%未過
青森県	三沢市	○	○	○	○	○	○			○	○											1	その他	その他	259							【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未過	
青森県	むつ市		○																															15%未過
青森県	つがる市	○					○										○					1.3	課税所得	前年度	305									25%未過
青森県	平川市		○			○																											15%未過	
青森県	平内町	○	○	○		○	○			○	○				○							1.3	その他	その他	319							【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未過	
青森県	今別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.5	給与収入(税引き前)	前年度	227							教育委員会が援助を必要と認める者(生活の中心となる者の長期病気療養又は不慮の災害等)		35%未過

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ノ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護 就学援助率
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		係数(倍率)	目安額(年額)				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額がきわまる自動的に変更されるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期			目安額			
青森県	蓬田村	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					○							教育委員会が援助が必要と認められる者。	15%未達		
青森県	外ヶ浜町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					○							教育委員会において援助が必要と認められる者	20%未達		
青森県	鯉ヶ沢町	○	○			○	○					○							○							国民年金保険料の減免、収入額が必要額の1.3倍以下	25%未達		
青森県	深浦町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○														15%未達		
青森県	西目屋村	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○														10%未達		
青森県	藤崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														20%未達		
青森県	大鰐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○							その他特別な事情により経済的に困窮し、就学に支障があると認められる児童等の保護者	20%未達		
青森県	田舎館村	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○														15%未達		
青森県	板柳町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	当該年度	280				25%未達		
青森県	鶴田町	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○						1.05	課税所得	その他	246			平成25年8月以前の基準	20%未達		
青森県	中泊町	○	○	○	○	○	○								○					1.2	課税所得	前年度	250				25%未達		
青森県	野辺地町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○							その他、教育委員会が必要と認める者。	20%未達		
青森県	七戸町		○				○												○	1.3	その他	その他	295			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未達		
青森県	六戸町	○					○				○	○							○							その他、教育的配慮が必要であると認められる者	15%未達		
青森県	横浜町	○		○	○	○	○				○	○	○														20%未達		
青森県	東北町	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														15%未達		
青森県	六ヶ所村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							学校長又は民生委員が特に必要と認める者	20%未達		
青森県	おいらせ町																		○							1.保護者が児童扶養手当法による全部支給を受けている者 2.世帯構成員全員の総収入額が事務処理委員の表に定められた限度額以内の場合	20%未達		
青森県	大間町		○									○															10%未達		
青森県	東通村	○	○	○	○	○	○				○	○	○														10%未達		
青森県	風間浦村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														15%未達		
青森県	佐井村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														10%未達		
青森県	三戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○							平成24年12月末時点で適用されていた生活保護基準額の1.05倍未満であること。	15%未達		

①都道府県	②市町村名	1. 平成27年度 準要保護の認定基準について																				その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率									
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容						
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の滞り状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	特別支援教育就学の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	倍率			基準根拠	目安額	係数(倍率)	目安額(年額)					
課税所得等の分類	基準額の時期																															
青森県	五戸町	○			○		○							○											○				その他教育上就学援助が必要と認められる児童生徒で、学校長の具申書がある場合。		15%未満	
青森県	田子町																○								1.1	課税所得	当該年度	259				10%未満
青森県	南部町	○	○														○							○	1.1	課税所得	前年度	246		・市町村民税の全額減免・国民年金の掛金の全額減免・児童扶養手当全額支給・国民健康保険料の全額減免または徴収猶予		15%未満
青森県	階上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○	1.1	その他	その他	271		【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		20%未満	
青森県	新郷村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.1	給与収入(税引き前)	前年度	227				10%未満
青森県	階上町田代	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.3	課税所得	前々年度	322				30%未満
岩手県	盛岡市	○															○							○	1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	325		特に教育長が必要と認めた者		15%未満
岩手県	宮古市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○							○	1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	332		・災害等により、世帯員の所有する住宅、家財に被害があり、その2分の1以上が滅失または毀損した者 ・教育委員会が特に認めた者		15%未満
岩手県	大船渡市	○															○								1.3	課税所得	当該年度	314				10%未満
岩手県	花巻市																○								1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	420				10%未満
岩手県	北上市																○								1.2	給与収入(税引き前)	前々年度	315				10%未満
岩手県	久慈市	○															○								1.3	給与収入(税引き前)	その他	380			平成24年度	30%未満
岩手県	遠野市	○															○								1.2	課税所得	前々年度	232				15%未満
岩手県	一関市		○														○							○	1.2	給与収入(税引き前)	当該年度	270		当該児童生徒の学校長が「困窮しており就学に支障がある」と判断し、当該家庭の生活状況及び滞納状況等の校長所見を付して申請し、市長が援助が相当と認めた場合(生活保護基準の1.30倍未満に限る)		10%未満
岩手県	陸前高田市		○	○													○								1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	410				10%未満
岩手県	釜石市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○								1.3	課税所得	前々年度	320		教育委員会が特に認めるもの		15%未満
岩手県	二戸市	○																						○	1.3	その他	その他	329		教育長が特に必要と認めたもの。	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満
岩手県	八幡平市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○								1.2	課税所得	前年度	280				20%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																			ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率	
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)				目安額(年額)
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額と自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期						
岩手県	奥州市	○	○	○																1.2	その他	その他	340				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
岩手県	滝沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	前々年度	329					15%未満	
岩手県	雫石町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	その他	313			教育長が特に必要と認めた者	平成24年12月末現在	15%未満	
岩手県	蕨巻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1	課税所得	前年度	214			その他、教育長が特に就学援助の必要があると認めた者		15%未満	
岩手県	岩手町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1	課税所得	前年度	232			災害その他特別な事情により、児童生徒の就学に支障があると認められる者		15%未満	
岩手県	紫波町														○					1.2	課税所得	当該年度	284					15%未満	
岩手県	矢巾町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	1.2	その他	その他	278			災害等で被害を被り、生活が困窮していると認められる者	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
岩手県	西和賀町																○		○	1.2	その他	その他	289			その他家庭状況等を判断し教育委員会が特に必要と認めた者	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
岩手県	金ケ崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1	課税所得	前々年度	275					10%未満	
岩手県	平泉町		○												○				○	1.2	給与収入(税引き前)	当該年度	271			その他経済的に困窮しており、就学に支障があると教育委員会が認める者		10%未満	
岩手県	住田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													10%未満	
岩手県	大槌町														○					1.1	その他	前々年度	259				全ての所得(非課税所得を含む)	10%未満	
岩手県	山田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2	課税所得	前々年度	285					10%未満	
岩手県	岩泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	1	課税所得	前々年度	242			その他町長が就学援助費の支給が特に必要と認めるもの		20%未満	
岩手県	田野畑村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1	給与収入(税引き前)	前年度	260					20%未満	
岩手県	普代村		○	○	○	○													○							母子または父子家庭であり、前年の所得が125万円以下の世帯		15%未満	
岩手県	軽米町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													10%未満	
岩手県	野田村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													10%未満	
岩手県	九戸村		○												○				○	1.5	課税所得	前々年度	300					10%未満	
岩手県	洋野町																		○	1.3	その他	前々年度	312			教育長が特に必要と認めた者	事業所得、給与収入から基礎控除額を控除した額及びその他の収入(非課税収入を含む)の合計額から社会保険料を控除したもの	15%未満	
岩手県	一戸町	○																	○	1.3	その他	その他	313			その他教育長が認めた者	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
宮城県	仙台市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1	給与収入(税引き前)	前々年度	390				係数倍率は1.0+α	15%未満	
宮城県	石巻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	給与収入(税引き前)	前年度	349					15%未満	
宮城県	塩竈市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	当該年度	348					20%未満	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																							ノ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額				ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)							
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額がきわめて悪いと認められるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額がきわめて悪いと認められるもの)	特別支援教育就学の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期										
宮城県	気仙沼市	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					○	1.2	課税所得	その他	279			教育長が必要と認める事由(東日本大震災による被災者で震災前からの準要保護認定世帯のため特例交付金の対象外となる者)	平成24年12月末日現在の生活保護基準を根拠として算定。	15%未満				
宮城県	白石市														○						1.2	その他	前年度	293			非課税所得及び児童扶養手当を含めた収入額		10%未満				
宮城県	名取市		○	○	○	○	○							○	○						1.3	課税所得	前年度	400					10%未満				
宮城県	角田市														○						1.2	(税引き前)	前年度	330					10%未満				
宮城県	多賀城市	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	その他	その他	252			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		15%未満				
宮城県	岩沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入	当該年度	350					15%未満				
宮城県	登米市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	390					15%未満				
宮城県	栗原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○							災害その他の理由により特に援助が必要と認められる者		10%未満				
宮城県	東松島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	その他	275			要綱等には記載されていないがキース等の理由でも所得を確認し1.3倍未満であれば認定している	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満				
宮城県	大崎市															○					1.3	課税所得	その他	324				平成24年12月末日現在において適用されている保護基準	15%未満				
宮城県	蔵王町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	278					10%未満				
宮城県	七ヶ宿町														○						1.3	課税所得	前年度	300					5%未満				
宮城県	大河原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	前年度	254					10%未満				
宮城県	村田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							特に援助が必要であると認められる者		15%未満				
宮城県	柴田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	310					15%未満				
宮城県	川崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									15%未満				
宮城県	丸森町														○						1.2	課税所得	当該年度	285					10%未満				
宮城県	亶理町	○	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	前々年度	356					10%未満				
宮城県	山元町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	240			その他、特に援助が必要であると教育長が認める者		10%未満				
宮城県	松島町	○	○																										15%未満				
宮城県	七ヶ浜町	○	○																										10%未満				
宮城県	利府町	○	○																		1.3	その他	その他	352			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		5%未満				
宮城県	大和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							児童扶養手当受給者(一部受給者)である者については、収入額が特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる必要額(保護基準額等)の1.0倍未満である者		5%未満				

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠	目安額	係数(倍率)	目安額(年額)							
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額と自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額と自動的に要件が変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他									課税所得等の分類	基準額の時期		
宮城県	大郷町	○	○				○													○										当該年度において児童生徒と生計を一にする世帯全員の前年の所得が、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる需要額(保護基準額等)の1.0倍未満である者。災害等で被害を被り、生活が困窮していると認められる者。その他特に援助が必要であると認められる者。		5%未満
宮城県	富谷町	○	○		○		○							○						○										特別支援教育就学奨励費補助に規定する算出基準額(平成24年12月現在)を準要保護の認定基準に準用している。よって、生活扶助基準の見直しによる影響は及んでいない。		5%未満
宮城県	大衡村	○	○				○				○									○										被災等で被害を被り、生活が困窮していると認められる者		10%未満
宮城県	色麻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	前々年度	270							10%未満	
宮城県	加美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.2	その他	その他	284					【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		10%未満	
宮城県	涌谷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	15%未満
宮城県	美里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○										教育長が特に給付する必要があると認めた者		15%未満
宮城県	女川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	10%未満
宮城県	南三陸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	10%未満
秋田県	秋田市		○	○	○	○			○						○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	422							20%未満	
秋田県	能代市														○						1.19	課税所得	前年度	379							25%未満	
秋田県	横手市														○						1.3	その他	当該年度	336					給与等については収入額(給与収入、利子収入、配当収入、年金収入、その他雑収入)、自営業等については所得額(営業所得、農業所得、不動産所得)、そのほか非課税収入についても合算する(遺族年金、障害年金、養育費、恩給)。		10%未満	
秋田県	大館市														○						1.05	給与収入(税引き前)	当該年度	303							20%未満	
秋田県	男鹿市																			○	1.05	その他	その他	250					【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		15%未満	
秋田県	湯沢市	○					○								○						1.2	課税所得	その他	315					平成24年の生活保護基準		15%未満	
秋田県	鹿角市																			○	1.15	その他	その他	286					【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		15%未満	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率							
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)										
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して要件が変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村市民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期							目安額						
秋田県	由利本荘市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	給与収入(税引き前)	前年度	376								10%未満		
秋田県	湯上市	○	○	○											○								1.2	給与収入(税引き前)	その他	290						平成24年度の生活保護基準を用いています。		15%未満		
秋田県	大仙市														○								1.3	給与収入(税引き前)	前年度	320								10%未満		
秋田県	北秋田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									1.3	その他	その他	320						【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		15%未満		
秋田県	にかほ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									1.2	その他	前年度	280						給与所得・年金所得・その他収入		10%未満		
秋田県	仙北市														○								1.3	給与収入(税引き前)	前年度	303								10%未満		
秋田県	小坂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									1.3	課税所得	前年度	297								15%未満		
秋田県	上小阿仁村	○	○	○											○								1	課税所得	前々年度	227								25%未満		
秋田県	藤里町														○								1.2	課税所得	前年度	364								5%未満		
秋田県	三種町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					15%未満		
秋田県	八峰町														○								1.2	課税所得	その他	238						基準根拠(基準額の時期)は平成24年度。		10%未満		
秋田県	五城目町	○	○																																15%未満	
秋田県	八郎潟町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																						5%未満	
秋田県	井川町			○																														世帯の生活困窮度が高いと判断された場合に教育委員会において承認		10%未満
秋田県	大湯村	○	○	○																			1.3	課税所得	前年度	220						教育長が特に就学援助の必要があると認める者		5%未満		
秋田県	美郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.3	給与収入(税引き前)	前年度	282								10%未満		
秋田県	羽後町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																						10%未満	
秋田県	東成瀬村	○																															母子家庭、その他教育委員会が認めた者		10%未満	
山形県	山形市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	369								10%未満		
山形県	米沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																						15%未満	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																	ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率											
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠					係数(倍率)	目安額(年額)									
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額がきわめて悪いと認められるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	特別支援教育就学奨励費(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期						目安額								
山形県	鶴岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	その他	その他	317									【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満				
山形県	酒田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5	給与収入(税引き前)	前々年度	372										10%未満				
山形県	新庄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	給与収入(税引き前)	前年度	254												10%未満		
山形県	寒河江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	10%未満					
山形県	上山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.45	その他	前々年度	350									世帯の総収入(手当等の非課税所得も含めて計算)	10%未満				
山形県	村山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	その他	その他	304									【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満				
山形県	長井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2	その他	前年度	311							何らかの理由(病気療養中の者がいる、災害を受けたなど)により、学用品費等の経費負担が困難と認められる者	前年(1月1日から12月31日まで)の収入から、社会保険料や生命保険料を控除	10%未満					
山形県	天童市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	359													10%未満	
山形県	東根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	前年度	277													10%未満	
山形県	尾花沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	337													10%未満	
山形県	南陽市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2	その他	当該年度	250									収入額(月により収入額に変動がある場合はその平均額)	10%未満				
山形県	山辺町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.4	課税所得	前々年度	320													5%未満	
山形県	中山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.4	給与収入(税引き前)	前々年度	354														5%未満
山形県	河北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															世帯人員数別の所得基準額以下。	10%未満						
山形県	西川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	5%未満					
山形県	朝日町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															・保護者の死亡・失業・休職・倒産・別居等により大幅に収入が減り、学用品や給食費等に不自由している者。 ・世帯全員の収入が非常に少なく、別に定める所得基準額を下回る者のうち、特に援助を必要とする者(町で定めている所得基準額あり。)	5%未満						
山形県	大江町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	10%未満					
山形県	大石田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	給与収入(税引き前)	前年度	299													10%未満	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額				ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期							
山形県	金山町	○	○				○								○						1.3	給与収入 (税引き前)	前々年度	314			離婚・失業等の理由で困窮の程度を前々年あるいは前年の収入で判断できない事情がある場合は、当該事情を教育委員会が認め、援助の必要があると判断された者		10%未満	
山形県	最上町	○	○				○								○						1.3	課税所得	前年度	262			教育委員会が認めた者(困窮の程度を前々年あるいは前年の収入で判断できない事情がある場合、当該事情を教育委員会が認め援助の必要があると認められた者)		10%未満	
山形県	舟形町	○					○									○					1.3	給与収入 (税引き前)	前年度	315					5%未満	
山形県	真室川町	○	○														○				1.3	その他	その他	314			・児童扶養手当の全額支給 ・教育委員会が認めた者(離婚・失業等の理由で困窮の程度を前々年あるいは前年の収入で判断出来ない事情がある場合においては、当該事情を教育委員会が認め、援助の必要があると判断された者。)	【課税所得等の分類】特別支援教育就学援助費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
山形県	大蔵村	○	○				○								○						1.3	その他	前年度	263			その他教育委員会が認めたもの(離婚・失業等の理由で困窮の程度を前々年あるいは前年の収入で判断できない事情がある場合においては、当該事情を教育委員会が認め、援助の必要があると判断されたもの。)	世帯の総収入金額	5%未満	
山形県	鮭川村	○	○				○								○						1.3	給与収入 (税引き前)	前年度	265			認定会議で、援助が必要と認められたもの。		5%未満	
山形県	戸沢村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入 (税引き前)	前年度	257					10%未満	
山形県	高島町	○	○		○		○																				保護者の生活状態がきわめて悪く経済的に困窮している等の理由により、教育委員会で援助が必要であると認められるもの		10%未満	
山形県	川西町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入 (税引き前)	前年度	348			死亡、失業、離婚、病気等のために前年所得額と比較して著しく減少し、かつ、その児童生徒を就学させることが経済的に困難であると認める保護者又はその他の家庭の事情により特に就学援助を必要と認める保護者		10%未満	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																							ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額	ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安	テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率									
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額						係数(倍率)	目安額(年額)							
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が労働者として登録されている者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等がまたは学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に変わるもの)	特別支援教育(学費の均等割)に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期															
山形県	小国町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													不慮の災害・事故等、経済的に就学困難となる特別な理由がある	10%未達									
山形県	白鷹町																				1.3	課税所得	当該年度	351					5%未達									
山形県	飯豊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.1	課税所得	前年度	300					5%未達									
山形県	三川町	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	その他	前年度	355				課税所得及び手当・年金等の非課税所得も含めて計算。	5%未達									
山形県	庄内町	○																			1.15	課税所得	前年度	331			要保護者に準ずる程度に困窮していると認められた者(生活保護基準額、母子家庭等の特別な事情及び民生児童委員の意見を基に総合的に審査)	倍率は1.15倍のほか、特別な事情により1.20倍、1.30倍、1.40倍。	15%未達									
山形県	遊佐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														10%未達									
福島県	福島市																				1	課税所得	前々年度	230				通常の判定は基準の1.0倍で行うが、(1)中のア、イ、ウ、エ、オ、カ、ケ、コ、セ等の要件に該当する場合は基準の1.5倍以下まで認める。	15%未達									
福島県	会津若松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														15%未達									
福島県	郡山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	その他	その他	非公表				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未達									
福島県	いわき市																										準要保護児童生徒の認定にあたっては、所得要件のみならず、学校長や民生児童委員から提出される児童生徒の生活状況や世帯状況に関する所見を踏まえて総合的に審査を行っております。	10%未達										
福島県	白河市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														15%未達									
福島県	須賀川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	221				その他特別な理由で子供を就学させるのが困難な場合	10%未達									
福島県	喜多方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.4	課税所得	当該年度	持家297 借家345	345				10%未達									

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度要保護・準要保護就学援助率
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額がきわめて悪いと認められるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学援助費(必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの)	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期						
福島県	相馬市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.2	その他	その他	377			その他教育長が特に必要と認めるもの	【課税所得等の分類】特別支援教育就学援助費の必要額測定に用いる保護基準額	5%未満
福島県	二本松市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○					○	1.3	課税所得	前年度	非公表			その他教育委員会が特に援助する必要があると認める者		15%未満
福島県	田村市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	276					10%未満
福島県	南相馬市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.2	課税所得	前年度	271					15%未満
福島県	伊達市														○					○	1.3	課税所得	前々年度	276			その他教育委員会が特に補助する必要があると認める者		15%未満
福島県	本宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○							当該校長または民生委員が特に援助を必要と認める状態にあるもの。		10%未満
福島県	桑折町	○	○	○	○	○	○									○					1.3	給与収入(税引き前)	その他	266				生活保護の基準額は平成25年8月改定以前の生活保護基準額を適用。	10%未満
福島県	国見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	247					10%未満
福島県	川俣町	○	○	○	○	○	○	○	○																				15%未満
福島県	大玉村																												5%未満
福島県	鏡石町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未満
福島県	天栄村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															5%未満
福島県	下郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															15%未満
福島県	檜枝岐村	○																											0%未満
福島県	只見町														○						1.3	課税所得	前年度	226					15%未満
福島県	南会津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○							・災害等により学用品、通学用品を紛失、破損、汚損した場合 ・教育委員会が援助費の支給が特に必要と認められる方		15%未満
福島県	北塩原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	給与収入(税引き前)	前年度	288					5%未満
福島県	西会津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.5	課税所得	当該年度	302					15%未満
福島県	磐梯町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															5%未満
福島県	猪苗代町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未満
福島県	会津坂下町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未満

		1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				平成26年度準要保護・準要保護就学援助率							
①都道府県	②市町村名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の滞り状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額と自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援助学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	倍率		基準根拠	目安額	係数(倍率)	目安額(年額)			
		課税所得等の分類	基準額の時期																										
福島県	湯川村	○	○	○	○	○	○				○										1.3	課税所得	前年度	281			激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条に基づき激甚災害に伴い、被災地域から転入・編入した児童生徒。	5%未満	
福島県	柳津町	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○							1.3	課税所得	前年度	242				5%未満	
福島県	三島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													5%未満	
福島県	金山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													10%未満	
福島県	昭和村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													5%未満	
福島県	会津美里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	課税所得	前年度	258				10%未満
福島県	西郷村	○	○	○	○	○	○				○				○							1.3	課税所得	前年度	258				15%未満
福島県	泉崎村	○	○	○	○	○	○				○	○																15%未満	
福島県	中島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													10%未満	
福島県	矢吹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	給与収入(税引き前)	前年度	320				15%未満
福島県	棚倉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.5	課税所得	前年度	310			教育委員会が必要と認めるもの	10%未満
福島県	矢祭町	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○													15%未満	
福島県	塙町	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○							1.3	課税所得	当該年度	265				15%未満
福島県	鮫川村			○																								5%未満	
福島県	石川町	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○							1.1	課税所得	前々年度	217				10%未満
福島県	玉川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													10%未満	
福島県	平田村	○	○	○	○	○	○				○	○			○							1.3	給与収入(税引き前)	前年度	300				15%未満
福島県	浅川町	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○													10%未満	
福島県	古殿町	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○							1.1	課税所得	当該年度	237				5%未満
福島県	三春町	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○							1.3	課税所得	前年度	308				15%未満
福島県	小野町	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○													10%未満	
福島県	広野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	課税所得	当該年度	359			児童生活の日常生活や家庭の諸事情を総合的に判断して認定	0%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額				ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪い者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学援助費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期				目安額			
福島県	川内村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○									10%未満	
福島県	双葉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○							災害その他の理由により特に就学に支障があると認められる者		0%未満	
福島県	浪江町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○							災害救助法の適用を受けている者 福島第一原発の事故に伴い政府の避難指示・家屋退避指示の対象となっている者		410%未満	
福島県	新地町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.2	課税所得	当該年度	223					15%未満	
茨城県	水戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.4	その他	当該年度	234			オ 当該年度において、次のいずれかに該当し、経済的に困窮していると認められる者 (ア) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた者 (イ) 世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、当該世帯の収入が著しく減少した者 (ウ) 世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した者	給与収入(税引き前)の他、児童手当、児童扶養手当、養育費等を加算。		10%未満
茨城県	日立市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							上記該当以外でも認定協議において、「適」と判断され、教育長が認定を決定する場合		10%未満	
茨城	土浦市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							児童扶養手当一部支給所得制限限度額を所得基準とし、住宅状況等其他総合的に考慮		15%未満	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率									
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		係数(倍率)	目安額(年額)													
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して要件を定めているもの)	特別支援教育就学奨励費(奨励費均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期			目安額												
茨城県	古河市														○						1.2	その他	前々年度	350									①基準根拠・・・給与収入の他、年金、児童扶養手当等の合計 ②目安額・・・家賃を最大算入した場合の額。	5%未満				
茨城県	石岡市														○						1.25	課税所得	前々年度	292										10%未満				
茨城県	結城市	○	○	○													○				1.6	給与収入(税引き前)	その他	338									結城市が「準要保護児童生徒認定事務取扱要項」を定めた平成17年の生活保護基準を使用している。	10%未満				
茨城県	龍ヶ崎市	○	○	○	○										○						1.3	課税所得	前年度	360									申請理由に医療・介護に要する支出が過大で経済的困難である場合、申請書提出前過去3か月分の支出状況が確認できるものの確認を行い、想定される年間経費を課税所得から控除後、認否判定	15%未満				
茨城県	下妻市	○	○	○											○	○					1	課税所得	前々年度	250												10%未満		
茨城県	常総市	○	○	○											○	○					1.5	課税所得	当該年度	292												15%未満		
茨城県	常陸太田市	○	○	○	○	○									○	○					1.5	課税所得	前々年度	342												10%未満		
茨城県	高萩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				15%未満				
茨城県	北茨城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				10%未満				
茨城県	笠間市	○	○	○	○	○									○						1.3	課税所得	前々年度	276												目安額・・・上記額は持家の場合 借家の場合は348万	15%未満	
茨城県	取手市	○	○												○						1.3	課税所得	当該年度	338											祖父母と同居世帯であっても、生計が別であれば、所得を合算せず判断している 離婚を前提とした別居の場合も母子・父子家庭として判断している	15%未満		
茨城県	牛久市														○						1.15	課税所得	前々年度	331										(2)の目安額は、借家の場合。	10%未満			
茨城県	つくば市														○						1.5	課税所得	当該年度	390												10%未満		
茨城県	ひたちなか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	398													5%未満	
茨城県	鹿嶋市	○	○	○											○						1.3	課税所得	前年度	317													10%未満	
茨城県	潮来市	○	○	○	○	○									○																			5%未満				
茨城県	守谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	当該年度	252												教育委員会が特に援助の必要があると認めた者	10%未満	
茨城県	常陸大宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	290														10%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率			
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠				係数(倍率)	目安額(年額)	
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類						基準額の時期
茨城県	那珂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	当該年度	358					5%未満
茨城県	筑西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	当該年度	340					10%未満
茨城県	坂東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得	当該年度	244					10%未満
茨城県	稲敷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	(税引き前)	前々年度	285					5%未満
茨城県	かすみがら	○																		1.3	給与収入(税引き前)	前年度	300					5%未満
茨城県	桜川市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	当該年度	250					10%未満
茨城県	神栖市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	289				準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額早見表」を利用。また教育委員会が総合的に判断し、援助の必要があると認めたもの。	10%未満
茨城県	行方市																			1.3	(税引き前)	前々年度	289				その他の理由で経済的に困窮していると教育委員会が認めた場合	10%未満
茨城県	鉾田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
茨城県	つくばみらい市																			1.3	課税所得	前々年度	298					5%未満
茨城県	小美玉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	318					5%未満
茨城県	茨城町																			1.4	給与収入(税引き前)	前々年度	326					10%未満
茨城県	大洗町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								その他、教育委員会が総合的に判断し、援助の必要があると認めた者。	10%未満
茨城県	城里町																										町独自の最低生活費を求める計算式を定めている。その計算式にて算出した数値を参考に毎月開催される町教育委員会にて最終的に認定・否認の決定をしている。	5%未満

		1. 平成27年度 準要保護の認定基準について																							平成26年度 準要保護就学援助率				
①都道府県	②市町村名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安			テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	倍率	基準根拠		目安額				係数(倍率)	目安額(年額)
		課税所得等の分類	基準額の時期	課税所得	基準額の時期	課税所得	基準額の時期	課税所得	基準額の時期	課税所得	基準額の時期	課税所得	基準額の時期	課税所得	基準額の時期	課税所得	基準額の時期	課税所得	基準額の時期										
茨城県	東海村		○	○	○	○	○			○	○									○						非課税世帯や児童扶養手当を受けている世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯も認定している。児童扶養手当支給(一部支給)限度額を世帯全体の所得上限の目安としている。	10%未満		
茨城県	大子町		○	○	○	○	○	○		○	○				○						○					非課税世帯と同等と認められるとき。	10%未満		
茨城県	美浦村	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○							1.3	給与収入(税引前)	その他	330		前年度の就学援助費支給	平成24年度の生活保護基準を使用	10%未満
茨城県	阿見町															○						1.2	その他	当該年度	333		児童扶養手当・児童手当・養育費・遺族年金等を含む収入額	5%未満	
茨城県	河内町													○							○					生法に規定する保護基準額に準じた教育委員会が別に定める額に1.2倍をかけたもの。(教育委員会が定める額=生活扶助基準見直し前(平成24年度)の生活保護基準額)	5%未満		
茨城県	八千代町		○		○	○	○															1.29	課税所得	当該年度	272			10%未満	
茨城県	五霞町																				○					民生委員が生活困窮と認め、教育委員会が特に援助の必要があると認めたる者(所得額の基準なし)	5%未満		
茨城県	境町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.1	その他	前年度	207		-父子又は母子家庭の場合(ただし、同世帯に収入のある同居人が居住し、生活を共にしているとみなされた時及び他者からの援助が可能と認められる場合は除く。-その他経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる者	生計を共にする家族の課税所得合計に他(児童手当、児童扶養手当、養育費等)を合算	5%未満
茨城県	利根町	○	○																									5%未満	
栃木県	宇都宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	308		世帯員の失業、失踪、離婚、傷病若しくは死亡又は災害等に急激に生活状態が悪化したため、学用品費等の負担が困難と認められる者	目安額については「持家あり(賃料なし)」の場合で算出	10%未満
栃木県	足利市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.1	課税所得	前々年度	294				15%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		係数(倍率)	目安額(年額)				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	特別支援教育就学の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期			目安額			
栃木県	栃木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	前年度	321			教育委員会が必要と認める者		5%未満
栃木県	佐野市																		○							①平成25年8月より前の生活保護基準の1.2倍 ②災害、失業その他特別な事由により援助を行う必要があると市長が認めたもの。		5%未満	
栃木県	鹿沼市																	○		1.3	その他	その他	319			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		10%未満	
栃木県	日光市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5	課税所得	前々年度	370					10%未満	
栃木県	小山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1	課税所得	当該年度	263			その他災害、失業等で特に学校長が認定を必要と認める場合で、教育委員会が認める事由がある者であること。		5%未満	
栃木県	真岡市												○		○					1.2	課税所得	前々年度	285					5%未満	
栃木県	大田原市		○													○				1.2	課税所得	前年度	272			特別な事由(災害、失業等)で、教育委員会が特に必要と認めた者		10%未満	
栃木県	矢板市	○	○	○		○	○								○					1	課税所得	前年度	208					10%未満	
栃木県	那須塩原市	○	○	○	○	○	○								○	○				1.3	その他	前々年度	351			・生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項及び第2項の規定に該当する保護者。 ・保護者及び同一の生計を営む者の申請時において算定されている直近の所得の総額が所得基準額未満の保護者。 ・失業、離婚、世帯主の失踪、事故等を証明する書類を交付し申請した者で、申請月の前3箇月の平均の収入金額に1.2を乗じて得た額を給与所得の源泉徴収税額の付表を用いて所得に換算した場合に、その額が所得基準額未満の保護者。 ・その他那須塩原市教育委員会が必要と認めた保護者。	基準根拠(課税所得等の分類)→総所得	10%未満	
栃木県	さくら市	○	○	○	○	○	○																			世帯の収入が、「特別支援教育就学奨励費補助金等に係る事務処理資料」に掲載してある早見表の保護基準額に1.3倍掛けた値に達しないもの。		10%未満	
栃木県	那須烏山市	○	○	○	○	○	○								○					1.2(税引き前)	給与収入	前々年度	330					10%未満	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																							ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額	ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率								
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額		係数(倍率)	目安額(年額)											
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額がきわめて悪いと認められるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期								目安額							
栃木県	下野市	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○																								5%未満
栃木県	上三川町	○	○	○	○	○								○		○					1.2	その他	前年度	285~345												所得控除前所得から、社会保険料等を控除した額に、児童手当等を加算した額	5%未満	
栃木県	益子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.1	その他	その他	258												【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	5%未満	
栃木県	茂木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	304													5%未満	
栃木県	市貝町	○																																			5%未満	
栃木県	芳賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	5%未満	
栃木県	壬生町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1	その他	その他	245													10%未満	
栃木県	野木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額等早見表を使用して所得の審査を行う	10%未満	
栃木県	塩谷町	○	○	○	○	○	○														1.3	課税所得	前々年度	288													・要保護者に準ずる程度に困難し、就学援助を要すると教育委員会が認めた者	5%未満
栃木県	高根沢町																				1.5	課税所得	その他	356													申請時点で直近のもの。	5%未満
栃木県	那須町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																						民生委員の調査により、援助が必要との所見がえられたもの。	10%未満
栃木県	那珂川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																						10%未満	
群馬県	前橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.1	課税所得	前々年度	304														15%未満
群馬県	高崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	432														10%未満
群馬県	桐生市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																						10%未満	
群馬県	伊勢崎市	○	○																																		上記基準は申請理由であり、認定基準ではない。生活保護費の1.2倍を目安としているが、申請書から収入支出の確認や世帯の状況等総合的に判断して認定事務を行っている。	5%未満
群馬県	太田市	○	○																		1.6	給与収入(税引き前)	前年度	464														10%未満
群馬県	沼田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																						(1)の基準を複数項目該当している者	10%未満
群馬県	館林市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	320														10%未満
群馬県	渋川市																				1.1	課税所得	前々年度	267														10%未満
群馬県	藤岡市	○	○	○	○	○	○																														10%未満	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度要保護・準要保護就学援助率											
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)														
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った者、PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	課税所得等の分類		基準額の時期	課税所得							前々年度	課税所得	前々年度	課税所得	当該年度	生活保護認定に至らなかった者で、民生委員・教育委員会・学校長が認めた者。	生活保護認定に至らなかった者で、民生委員・教育委員会・学校長が認めた者。	その他特に援助が必要と認められる者	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者で教育委員会で認める者	
群馬県	富岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	その他	その他	非公表												【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満			
群馬県	安中市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	292															10%未満	
群馬県	みどり市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.1	課税所得	前々年度	258																10%未満
群馬県	榛東村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	その他	その他	240														【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
群馬県	吉岡町	○	○	○																																	その他学校長及び教育委員会が特に就学援助を必要と認める状態にある者	5%未満		
群馬県	上野村	○	○																																		0%未満			
群馬県	神流町																																					5%未満		
群馬県	下仁田町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							10%未満		
群馬県	南牧村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							5%未満		
群馬県	甘楽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							10%未満		
群馬県	中之条町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	当該年度	非公表															10%未満	
群馬県	長野原町																																				5%未満			
群馬県	碓氷村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							5%未満		
群馬県	草津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							5%未満		
群馬県	高山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							10%未満		
群馬県	東吾妻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	その他	その他	280															5%未満	
群馬県	片品村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							10%未満		
群馬県	川場村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入(税引前)	前年度	269																5%未満
群馬県	昭和村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							5%未満		
群馬県	みなかみ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							5%未満		
群馬県	五村町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							5%未満		

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率		
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		係数(倍率)	目安額(年額)						
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定の用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期			目安額					
埼玉県	狭山市	○	○	○	○	○	○		○	○					○							1.3	その他	その他		329				基準根拠は課税所得と非課税所得を使用。基準額の時期は平成24年度の基準を使用。	15%未満
埼玉県	羽生市	○	○	○	○	○	○		○	○					○							1.5	課税所得	前々年度		350					15%未満
埼玉県	鴻巣市	○	○	○	○	○	○		○	○					○	○						1.3	その他	前年度		317				総所得額合計(遺族年金等も含む)	10%未満
埼玉県	深谷市	○							○						○							1.3	課税所得	前々年度		304					15%未満
埼玉県	上尾市	○	○	○	○	○	○		○	○					○	○						1.3	その他	前年度		309				「課税所得等の分類」は、世帯総所得金額を用いる。また、前年度または今年度において「I(1)ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ケ、コ、セ」のいずれかに該当する場合、生活保護基準に掛ける係数を1.5倍とする。	10%未満
埼玉県	草加市	○							○	○					○							1.3	課税所得	前年度		368					15%未満
埼玉県	越谷市															○						1.3	課税所得	前年度		334				基準額は、本市においては前年12月末日現在のものを使用することになっていますが、平成27年度については平成25年8月の「生活扶助基準の見直し」の影響が出ないように引き下げ前の平成24年12月末日現在の基準を使用する予定です。	25%未満
埼玉県	蕨市														○							1.3	課税所得	前年度		338				目安額について：住居が持ち家であれば338万円、賃貸であれば家賃額が上限の場合412万円	15%未満
埼玉県	戸田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	その他	その他		370				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満
埼玉県	入間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○						○	1.3	課税所得	前々年度		321				・保護者が突然の解雇等により失業したため、現在の所得状況が昨年と著しく相違し、経済的に困難な状況にあるもの ・その他、教育長が特に援助を必要と認めるもの	15%未満
埼玉県	朝霞市	○	○	○	○	○	○		○	○					○	○						1.3	課税所得	前々年度		340					15%未満
埼玉県	志木市														○							1.3	課税所得	前年度		310					20%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																								ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額	ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安	テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度 準要保護・準要保護就学援助率					
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)						目安額(年額)				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪い者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	課税所得等の分類	基準額の時期	目安額												
埼玉県	和光市	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○										1.3	課税所得	前々年度	414							10%未満
埼玉県	新城市															○									1.3	その他	当該年度	325						「課税・非課税証明書」に記載されている「合計所得金額」欄を基準としている。	15%未満
埼玉県	桶川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1	課税所得	前々年度	316							10%未満
埼玉県	久喜市	○	○	○	○	○	○		○					○	○										1.3	課税所得	前々年度	299							15%未満
埼玉県	北本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.3	課税所得	当該年度	280							10%未満
埼玉県	八潮市	○	○	○	○	○	○		○					○	○										1.3	課税所得	前々年度	380							15%未満
埼玉県	富士見市														○										1.3	課税所得	前々年度	331							20%未満
埼玉県	三郷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○									1.3	223					15%未満
埼玉県	蓮田市	○	○	○	○	○	○																		1.5	課税所得	前年度	380							15%未満
埼玉県	坂戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												1.3	その他	その他	353							15%未満
埼玉県	幸手市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○										1.2	課税所得	前々年度	270							20%未満
埼玉県	鶴ヶ島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.3	課税所得	前々年度	317							15%未満
埼玉県	日高市		○	○	○	○	○		○					○	○										1.3	課税所得	前々年度	290							15%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度要保護・準要保護就学援助率	
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額と自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期							目安額
埼玉県	吉川市	○										○			○					○	1.3	課税所得	前年度	199			生計を一にする世帯全員の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額から都道府県民税及び市町村民税の課税に当たって所得控除された社会保険料、生命保険料及び損害保険料の額を控除した額に12分の1を乗じて得た額(小数点未満切り捨て)が生活保護法に基づき前年度生活保護基準額により次のとおり算定した額以下である者〔生活扶助(第1類・第2類)+期末一時扶助+教育扶助基準(基準額・学校教育費)+住宅扶助(国庫基準)+障害者加算〕×1.3		10%未満	
埼玉県	ふじみ野市	○	○	○	○	○	○							○	○					○	1.3	課税所得	前年度	342			その他特別な理由があると認められる世帯・・・失業中、病気療養中等		15%未満	
埼玉県	白岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	1.5	課税所得	当該年度	355					10%未満
埼玉県	伊奈町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	1.2	その他	その他	378			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		10%未満
埼玉県	三芳町	○	○	○		○						○			○						○	1.3	課税所得	前年度	334			児童扶養手当を受給している世帯は生活保護の1.50倍		15%未満
埼玉県	毛呂山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	1.3	その他	その他	316			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		15%未満
埼玉県	越生町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	1.3	課税所得	前年度	310					10%未満
埼玉県	滑川町														○							1.3	課税所得	前々年度	304					10%未満
埼玉県	嵐山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	1.3	課税所得	前々年度	316					15%未満
埼玉県	小川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	1.3	課税所得	前々年度	316					15%未満
埼玉県	川島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	1.3	課税所得	前年度	335					10%未満
埼玉県	吉見町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	1.3	課税所得	前年度	310					10%未満
埼玉県	鳩山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	1.3	課税所得	前年度	281					10%未満
埼玉県	ときがわ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	1.3	課税所得	前々年度	301					15%未満
埼玉県	横瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	1.3	課税所得	前々年度	301					10%未満
埼玉県	皆野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	1.3	その他	その他	310			教育委員会が特に給付する必要があると認める場合	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満
埼玉県	長瀧町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	1.5	(税引き前)	前々年度	366					5%未満

①都道府県		②市町村名		1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		テに○をした場合、その他の基準の内容		その他(補正事項等)		平成26年度 準要保護就学援助率							
				ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ																	
				生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に変わるもの)	特別支援教育(特別支援学級)に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	倍率										基準根拠	目安額	係数(倍率)	目安額(年額)	課税所得等の分類	基準額の時期	
千葉県	東金市														○										1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	382							15%未満				
千葉県	旭市																			○																収入の見込み額が生活保護の基準額の1.5倍の額以下で、資産の額が収入の基準額の5倍を超えない世帯		5%未満	
千葉県	習志野市	○	○								○															1.3	課税所得	前年度	405								10%未満		
千葉県	柏市	○	○	○	○	○	○								○											1.5	給与収入(税引き前)	その他	383							職業安定法第17条の規定に基づき、現在公共職業安定所に求職の申込みをしている者。昨年まで働いていて収入があったが、病気に伴って働けず、生活が困難である者。離婚調停中などにより、生計中心者の援助がなく、校納金が残っている者。	平成25年4月1日現在(基準根拠は前々年度という表現ではなく、具体的な年月日で要領に定めている)		15%未満
千葉県	勝浦市														○											1.3	課税所得	その他	300								基準額の時期については、原則前々年分の課税所得で判定するが、家庭の収入状況が激変した場合など特に考慮することが適当と認められた場合は、前年分の課税所得で判定する。		10%未満
千葉県	市原市	○											○		○											1.3	課税所得	当該年度	309									15%未満	
千葉県	流山市	○	○	○	○	○	○								○	○										1.1	課税所得	前年度	357							被災地から就学している児童生徒(避難登録のある者)		10%未満	
千葉県	八千代市		○																	○						1.5	給与収入(税引き前)	その他	400~500							平成24年度時点		5%未満	
千葉県	我孫子市		○																	○						1.5	課税所得	前年度	350								経済的事情により援助が必要と認められる児童生徒世帯。		15%未満
千葉県	鴨川市	○	○	○	○	○	○								○																						経済的に困窮し、児童生徒の就学に支障があると教育委員会が認める者。		10%未満
千葉県	鎌ケ谷市															○										1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	※自由記述欄に記入								収入が生活保護基準の1.3倍未満の者を準要保護Ⅰ段階とする。収入が生活保護基準の1.3倍を超え、1.5倍未満の者を準要保護Ⅱ段階とする。※目安額は自由記述欄に記入。		10%未満
千葉県	君津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.3	その他	当該年度	310								給与所得(給与収入より給与所得控除額を引いた金額)		10%未満
千葉県	富津市															○										1.2	課税所得	前年度	320										10%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率												
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		係数(倍率)	目安額(年額)																
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期			目安額															
千葉県	浦安市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入(税引前)	その他	441										(2)基準額の時期について、平成25年度当初の生活保護基準を使用。	10%未満					
千葉県	四街道市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.5	給与収入(税引前)	前々年度	380													10%未満			
千葉県	袖ヶ浦市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.5	課税所得	前年度	435													10%未満			
千葉県	八街市																																	生活保護の基準を基に収入状況だけではなく、各種手続きの減免、免除状況や学校生活の状況、集金の納付状況等、総合的に判断をし、認定している。	10%未満						
千葉県	印西市															○						1.3	課税所得	前年度	269											教育委員会が特に就学援助費の支給が必要であると認める者	5%未満				
千葉県	白石市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					10%未満					
千葉県	富里市															○						1.5	給与収入(税引前)	前々年度	418														10%未満		
千葉県	南房総市															○						1.5	給与収入(税引前)	前年度	228															5%未満	
千葉県	匝瑳市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	課税所得	前年度	336															5%未満	
千葉県	香取市															○						1.5	給与収入(税引前)	当該年度	332														10%未満		
千葉県	山武市															○						1.2	課税所得	その他	266													平成24年12月末日現在において適用されている保護基準を根拠としている	10%未満		
千葉県	いすみ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	給与収入(税引前)	前年度	301															5%未満	
千葉県	大網白里市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1	給与収入(税引前)	当該年度	260															10%未満	
千葉県	酒々井町																					1	その他	その他	250													【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満		
千葉県	栄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1	課税所得	前年度	220															転入学もしくは災害等により念度の途中において要保護および準要保護の認定を必要とするものについては、その都度速やかに追加認定をする。	5%未満
千葉県	神崎町		○													○						1.5	課税所得	前年度	317															5%未満	
千葉県	多古町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.5	課税所得	当該年度	387															10%未満	
千葉県	東庄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.5	給与収入(税引前)	前年度	321															5%未満	
千葉県	九十九里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	課税所得	前年度	270															5%未満	
千葉県	芝山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							5%未満			

都道府県	市町村名	1. 平成27年度 準要保護の認定基準について																					標準根拠及び目安額		ツに〇をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに〇をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率											
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	目安額	係数(倍率)	目安額(年額)																
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の徴収猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	課税所得等の分類	基準額の時期						目安額		標準根拠										
千葉県	横芝光町	○	○	○	○	○	○				○		○	○																1.3 課税所得	前年度	302							10%未満	
千葉県	一宮町	○	○	○	○	○	○				○										1.3 課税所得	前年度	395								1.3 (税引き前)	前年度	240							10%未満
千葉県	睦沢町	○	○	○		○	○	○									○			1.3 課税所得	前年度	240								1.3 課税所得	前年度	304					当該年度の収入状況			5%未満
千葉県	長生村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.3 課税所得	前年度	220								1.3 (税引き前)	前年度	301							5%未満	
千葉県	白子町	○									○					○				1.3 課税所得	前々年度	304					○												5%未満	
千葉県	長柄町										○	○	○				○			1.3 課税所得	前年度	220								1.3 (税引き前)	前年度	301							5%未満	
千葉県	長南町															○				1.3 課税所得	前年度	301								1.3 課税所得	前年度	301							5%未満	
千葉県	大多喜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3 その他	その他	279																	5%未満	
千葉県	御宿町																		○	1.3 その他	その他	301																		10%未満
千葉県	館南町	○																																					5%未満	
千葉県	布施学校組合																			1.3 その他	その他	301																		5%未満
東京都	千代田区	○														○				1.2 課税所得	前年度	336																		10%未満

		1.平成27年度 準要保護の認定基準について																													
①都道府県	②市町村名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に変わるもの)	特別支援教育就学の必要額測定に用いた費用の均等割)	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	倍率	基準根拠	目安額	係数(倍率)	目安額(年額)						
東京都	中央区	○	○	○	○	○	○			○						○	○					1.2	課税所得	前年度	444					20%未満	
東京都	港区																○					1.2	その他	前年度	435					20%未満	
東京都	新宿区	○														○					○	1.2	その他	その他	437	課税証明書が取得できない方:面談を実施し、生活状況の調査を個別に行う				30%未満	
東京都	文京区															○						1.26	その他	前年度	421					前年度の合計所得金額を根拠基準としている。	15%未満
東京都	台東区											○				○						1.26	その他	前々年度	434					総所得金額(※課税所得は、所得控除である扶養控除等を差し引いた後の金額であるため)	35%未満
東京都	墨田区	○	○	○	○		○									○						1.2	その他	その他	400					基準根拠(課税所得等の分類):給与所得控除後の金額、基準根拠(基準額の時期):第68次生活保護基準	35%未満
東京都	江東区	○														○					○	1.18	課税所得	その他	430	東日本大震災により被災している児童生徒については、震災証明書もしくは学校長の意見書をもって認定としている。	母子家庭・父子家庭等の認定倍率:1.45、会社が倒産等により失業した場合等の認定倍率:1.60 ※その他、要綱に定める特別事情により、通常より高倍率で審査。 基準額の時期:24年度(第68次改定生活保護基準)	30%未満			

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				シ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額	ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安	テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率			
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ									
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他									
倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)	課税所得等の分類	基準額の時期																						
東京都	品川区																				1.25	その他	前年度	435			疾病・失業などにより今年度の所得が著しく減少し困窮していると認められるもの	合計所得金額(所得控除前の金額)	30%未満
東京都	目黒区	○			○		○														1.2	課税所得	前年度	その他に補充			・国民年金保険料が減額されている ・災害等を受け学用品等の購入に不自由している	※(2)目安額(年額)について、家賃の有無で目安額が異なります。 家賃あり 目安額:4,388,832円 家賃なし 目安額:3,388,712円	10%未満
東京都	大田区	○													○						1.2	その他	その他	419			◆基準額は次のとおり算定した金額未満であること。(生活扶助(Ⅰ類・Ⅱ類)+期末一時扶助+教育扶助(基準額+特別基準+学習支援費))×1.2+(給食費+住宅扶助)×1.0 ◆基準額の時期は、平成24年4月1日時点の第68次改定生活保護基準額を使用。	30%未満	
東京都	世田谷区														○						1.2	課税所得	前々年度	416					15%未満
東京都	渋谷区	○													○						1.2	課税所得	その他	421				平成24年、12月末日現在において、適用されている生活保護基準額	25%未満
東京都	中野区	○													○						1.15	課税所得	当該年度	382			当該年度中に生計中心者の解雇、死亡等により世帯の収入が激減した者		30%未満
東京都	杉並区	○													○						1.2	その他	その他	413			失業・離婚・災害等で、当該年中の所得額が著しく低下することが見込まれ、特に援助を必要とする場合	前年中の世帯全員の総所得金額(※)の合計が生活保護基準の1.2倍以下。 ※給与所得の場合一給与所得控除後の金額 ※事業所得の場合一収入金額から必要経費等を引いた金額	25%未満
東京都	豊島区	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○						1.2	課税所得	前々年度	422					25%未満
東京都	北区	○								○											1.2	課税所得	その他	417				基準根拠の基準額の時期は、平成24年4月1日実施分(第68次生活保護基準表)を基準としている。	30%未満
東京都	荒川区	○																	○								校長が教育上特に援助を必要と認め、保護者からの事情聴取に基づく具体的な意見を付した意見書を教育委員会に提出し、教育委員会がその意見を妥当と認めた場合、認定することができる	第68次(24.4.1)改定生活保護基準と同額	35%未満
東京都	板橋区	○													○						1.26	課税所得	前々年度	435					35%未満
東京都	練馬区	○			○	○	○							○	○						1.2	課税所得	前年度	403					25%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額	ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安	テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ												
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	特別支援教育就学の必要額測定の費用(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他												
		倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)	課税所得等の分類	基準額の時期																							
東京都	足立区	○																			1.1	課税所得	前々年度	399								40%未満
東京都	葛飾区	○																				1.2	その他	前年度	347			生計維持者等に特別な事情のある者(り被災(火災・震災))、主たる生計維持者が失業中または長期入院による休職中で無給の場合等	係数(倍率) 費目認定基準:1.30倍未満 基準根拠 総所得金額等 目安額(年額) 費目認定 3,714,437円(371万円)		30%未満	
東京都	江戸川区	○																				1.5	給与収入(税引き前)	その他	547			生活保護基準の見直し以前の基準額を設定し、収入がその1.50倍以下まで。		30%未満		
東京都	八王子市																					1.1	課税所得	前々年度	305			(1) 当該児童生徒の世帯内に次に掲げるいずれかの措置を受けている者がいる場合、その該当者の所得は、世帯所得には含まず判定を行う。 ア 生活保護法に基づく保護の廃止又は停止。 イ 地方税法に基づく市町村民税の非課税・減免。 ウ 国民年金法に基づく国民年金の掛金の減免。ただし、障害年金を受給している場合は、申請免除に該当するとみなされる所得金額以下の場合に限る。 エ 国民健康保険法に基づく保険料の減免。 オ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給。 (2) 当該児童生徒の属する世帯の主たる所得者の死亡・失業等の事由により、当該世帯の平成27年度中の所得の合計額が、基準額以下になる見込であることが客観的に判断できる者。 (3) 当該児童生徒が就学する市立学校の校長から特に援助が必要なる者として報告があった児童生徒で、その報告が妥当であると客観的に判断できる者。		20%未満		
東京都	立川市	○																				1.5	給与収入(税引き前)	前年度	437						20%未満	
東京都	武蔵野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.5	給与収入(税引き前)	前々年度	438~522			学校長意見書、福祉事務所長意見書、民生委員意見書等	住宅形態が特家か賃貸かで目安額が異なります。		15%未満	
東京都	三鷹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.15	課税所得	前年度	308							15%未満
東京都	青梅市																					1	課税所得	前々年度	269							15%未満
東京都	府中市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.5	給与収入(税引き前)	前年度	425			保護者が死亡した、リストラしたというような特別な事情のある方も相談により対象となる可能性がある		15%未満		
東京都	昭島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.64	給与収入(税引き前)	前年度	483			他の要件に該当しない者で、児童生徒の在籍する小中学校の校長の意見書により、教育委員会が特別な事情があると認めるもの。		25%未満		
東京都	調布市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.1	課税所得	その他	308					平成25年4月1日基準	15%未満	
東京都	町田市	○																				1.1	課税所得	その他	370			基準額の時期を「2013年4月1日において、町田市に適用された生活保護基準額表により算出する。」と定めています。		20%未満		

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額				ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率								
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)												
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職安否を所登録日	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額と自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期															
		給与収入(税引前)	前々年度	515	307(持家) 391(借)																																	
東京都	小金井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						1.8	給与収入(税引前)	前々年度	515													15%未過	
東京都	小平市	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						1.1	課税所得	その他										平成24年4月1日 第68次生活保護基準	20%未過				
東京都	日野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						1.3	課税所得	前々年度	361									平成25年4月1日時点を基準としている。	15%未過				
東京都	東村山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						1.4	給与収入(税引前)	前々年度	358													20%未過	
東京都	国分寺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○					○	1.2	課税所得	前々年度	334							学校長、福祉事務所長又は民生委員の意見に基づき、市長が特に必要と認める者			10%未過				
東京都	国立市	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○					○	1.5	課税所得	前々年度	400												20%未過		
東京都	福生市	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						1	課税所得	前々年度	253													30%未過	
東京都	狛江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○					○	1.1	課税所得	当該年度	300								・災害及び家庭環境の変化により現在の所得状況が前年度を大きく下回り生活状況が著しく悪化したと認められる場合で特に教育長が認める者。ただし、客観的な証明があるものに限り。 ・その他、教育長が特に必要と認める者			15%未過			
東京都	東大和市	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						1.3	給与収入(税引前)	その他	402									I(2) 基準額の時期 「前年」	20%未過				
東京都	清瀬市	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						1.5	給与収入(税引前)	前々年度	480													25%未過	
東京都	東久留米市	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						1.4	給与収入(税引前)	前々年度	389													15%未過	
東京都	武蔵村山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						1.1	課税所得	前々年度	282													25%未過	
東京都	多摩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						1.4	給与収入(税引前)	前々年度	387													20%未過	
東京都	稲城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						1.7	その他	前々年度	443													20%未過	
東京都	羽村市	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						1	課税所得	前々年度	264														20%未過

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		係数(倍率)	目安額(年額)				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	特別支援教育就学援助費の需要額測定に用いる係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期			目安額			
東京都	あきる野市	○	○	○	○	○	○			○	○									○	1.5	給与収入(税引き前)	前々年度	484			収入倍率が、1.50倍を超えている者は、教育委員会が認める者のうち学校長等から意見聴取し、援助が必要判断された者及び当該年度中の突発的な事情により、就学援助の必要が学校長等に意見聴取した結果、認められたもの。	20%未満	
東京都	西東京市	○	○													○					1.5	給与収入(税引き前)	前年度	427				15%未満	
東京都	瑞穂町														○						1.5	給与収入(税引き前)	前年度	358				25%未満	
東京都	日の出町	○													○						1.5	その他	前々年度	375			前年の総収入金額	10%未満	
東京都	檜原村																			○	1.4	その他	その他	337			【課税所得等の分類】特別支援教育就学援助費の需要額測定に用いる保護基準額	5%未満	
東京都	奥多摩町	○	○	○	○										○						1.5	課税所得	前年度	313				10%未満	
東京都	大島町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○						1.1	課税所得	前年度	260				10%未満	
東京都	利島村	○																										10%未満	
東京都	新島村	○	○	○	○	○	○							○														10%未満	
東京都	神津島村	○	○	○	○	○	○													○								5%未満	
東京都	三宅村	○											○															25%未満	
東京都	御蔵島村																			○							学用品・校外活動費及び学校給食費等は、全て料費で負担しているため、基準設置の必要がない。	0%未満	
東京都	八丈町														○						1	その他	その他	280			・課税所得等の分類、収入から基礎控除を差し引いた額を基準根拠としている ・基準額の時期：平成24年度生活保護基準額	15%未満	
東京都	青ヶ島村																			○								0%未満	
東京都	小笠原村	○	○	○	○	○	○					○																10%未満	
神奈川県	横浜市	○																			1	課税所得	前年度	344				20%未満	
神奈川県	川崎市	○													○					○	1	その他	前年度	347			その他教育委員会が特に援助を要すると認めた者	地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額	15%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額	ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安	テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率													
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ																			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他																			
倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)	課税所得等の分類	基準額の時期																																
神奈川県	相模原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	その他	前年度	賃貸474											(2)について、本市は、前年1月～12月における世帯の総所得額で判断している。持家の場合は366万円。	20%未満			
神奈川県	横須賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	その他	前々年度	416										給与収入から控除額を控除した額を用いて認定	25%未満				
神奈川県	平塚市																				その他	給与収入(税引き前)	前々年度	562(借家)									生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額は平成25年の見直し前のもの)普通世帯 生活保護の基準の1.35倍、母子世帯 生活保護の基準の1.50倍、父子世帯 生活保護基準の1.45倍	15%未満					
神奈川県	鎌倉市															○					1.5	その他	前々年度	436										合計所得金額	15%未満				
神奈川県	藤沢市	○													○						1.3	課税所得	前々年度	379													20%未満		
神奈川県	小田原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	当該年度	327													20%未満		
神奈川県	茅ヶ崎市														○						1.3	課税所得	前年度	345														25%未満	
神奈川県	逗子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	課税所得	前年度	349													(2)の目安金額は持ち家の場合です。賃貸の場合は、家賃(上限59,800円)を考慮し、最大456万円となります。	10%未満	
神奈川県	三浦市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.1	課税所得	前年度	310														20%未満	
神奈川県	秦野市														○						1.5	課税所得	前年度	388														15%未満	
神奈川県	厚木市														○						1.5	課税所得	前年度	460														20%未満	
神奈川県	大和市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	給与収入(税引き前)	当該年度	362														30%未満	
神奈川県	伊勢原市														○						1.5	課税所得	前年度	375														15%未満	
神奈川県	海老名市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	前年度	295															15%未満
神奈川県	座間市														○						1.3	課税所得	前年度	334															20%未満
神奈川県	南足柄市														○						1.3	課税所得	前年度	355															15%未満
神奈川県	綾瀬市														○						1.4	その他	前々年度	451													給与収入から社会保険料のみを控除した額	25%未満	
神奈川県	葉山町														○						1.5	課税所得	その他	400											平成24年12月時点の基準額とする	20%未満			

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 主要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度主要保護・主要保護就学援助率										
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		係数(倍率)	目安額(年額)														
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、屋敷、被服等または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期			目安額													
神奈川県	寒川町	○	○	○	○	○	○			○				○							1.3	その他	その他	352											【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満			
神奈川県	大磯町	○	○	○	○	○	○			○				○							1.3	課税所得	当該年度	379													10%未満		
神奈川県	二宮町	○	○												○						1.3	課税所得	前年度	302														10%未満	
神奈川県	中井町															○					1.5	給与収入(税引き前)	当該年度	404												その他経済的理由により児童又は生徒が就学困難となる特別な事情がある者	5%未満		
神奈川県	大井町	○	○	○	○	○	○			○																										5%未満			
神奈川県	松田町														○						1.3	課税所得	当該年度	361														15%未満	
神奈川県	山北町	○	○	○	○	○	○			○				○	○						1.3	課税所得	当該年度	286															5%未満
神奈川県	開成町														○						1.3	課税所得	当該年度	326															10%未満
神奈川県	箱根町	○	○	○	○	○	○	○	○					○																					上記以外で疾病等により経済的に就学困難となった場合	15%未満			
神奈川県	真鶴町	○	○	○	○	○	○			○					○						1.5	課税所得	前年度	350													保護者の死亡等や特に経済的に児童・生徒の就学が困難となる理由のある時	10%未満	
神奈川県	湯河原町	○	○	○	○	○	○			○					○						1.1	課税所得	前年度	294															10%未満
神奈川県	愛川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	342															25%未満
神奈川県	清川村		○													○					1.5	給与収入(税引き前)	当該年度	500															10%未満
新潟県	新潟市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	363													1(2)その他:前々々年度 I期A-1その他:基準額の時期を変更 ※平成26年度及び平成27年度ともに平成24年度の基準額で運用	30%未満	
新潟県	長岡市	○	○	○												○					1.3	課税所得	前年度	250														20%未満	
新潟県	三条市	○	○	○	○	○	○			○				○	○						1.2	課税所得	その他	300														例年、前年の保護基準を適用していたが、平成25年9月から実施している生活扶助基準の見直しに伴い、制度への影響が及ばないよう、平成24年12月末日現在の保護基準を適用している。	10%未満
新潟県	柏崎市	○	○	○						○											1.3	その他	その他	329												生活状態が極めて悪く、教育委員会が就学に支障があると認めた者。	15%未満		

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について														ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ				倍率	基準根拠	目安額	係数(倍率)	目安額(年額)	課税所得等の分類
新潟県	新発田市	○	○	○	○	○	○	○		○	○									1.3	課税所得	前々年度	320					平成25年4月時点の生活保護基準を使用	20%未満
新潟県	小千谷市	○	○	○	○	○	○	○										○		1.3	その他	その他	317					【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	20%未満
新潟県	加茂市	○	○	○	○	○	○	○		○	○														○		病気、災害等特別な事情により経済的に困窮していると認められる者	15%未満	
新潟県	十日町市		○															○		1.3	その他	その他	254				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
新潟県	見附市																○			1.3	課税所得	その他	非公表				H24.12.31時点の生活保護基準により判定	15%未満	
新潟県	村上市	○																		1.3	その他	その他	325				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	20%未満	
新潟県	燕市	○	○	○	○	○	○	○		○	○							○		1.3	その他	その他	325				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
新潟県	糸魚川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			1.3	課税所得	その他	340				I(2)その他:前々々年度 II間A-1その他:基準額の時期を変更 ※平成26年度及び平成27年度ともに平成24年度の基準額で運用	15%未満	
新潟県	妙高市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3	課税所得	その他	320				当市の要保護及び準要保護支給規則の認定基準について、平成25年4月1日において適用される生活保護基準の1.3倍以下の世帯に属する者を対象者としている。	20%未満	
新潟県	五泉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	その他教育委員会が認めた者(病気、災害等の特別な理由により経済的に困窮していると認められる者)	15%未満		
新潟県	上越市	○	○	○																1.3	課税所得	前年度	282						20%未満
新潟県	阿賀野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	前々年度	非公表					佐渡市教育委員会が認めた者	15%未満
新潟県	佐渡市	○	○														○			1.3	課税所得	前年度	298			○			20%未満
新潟県	魚沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.1	その他	その他	280				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度要保護・準要保護就学援助率												
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠				目安額	係数(倍率)	目安額(年額)									
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類							基準額の時期	目安額							
新潟県	南魚沼市	○	○		○		○				○	○	○																					10%未満			
新潟県	胎内市	○	○	○	○	○	○								○					1.3	課税所得	前々年度	274											15%未満			
新潟県	聖籠町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○					1.09	課税所得	前年度	327												10%未満		
新潟県	弥彦村	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○					1	課税所得	前年度	239													10%未満	
新潟県	田上町	○	○	○	○	○	○			○	○			○																			10%未満				
新潟県	阿賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	1.3	課税所得	前年度	289												15%未満		
新潟県	出雲崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3	課税所得	前年度	200													10%未満	
新潟県	湯沢町														○					1.3	課税所得	前年度	315													10%未満	
新潟県	津南町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○					1.3	(税引前)課税所得	前年度	288														5%未満
新潟県	刈羽村	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○					1	課税所得	前々年度	208														5%未満
新潟県	関川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	その他	309													15%未満	
新潟県	粟島浦村																																0%未満				
富山県	富山市	○													○					1.2	課税所得	前年度	356													10%未満	
富山県	高岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○														10%未満				
富山県	魚津市																		○														10%未満				
富山県	氷見市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○			○	1.2	その他	前年度	285														10%未満
富山県	滑川市	○						○							○					1	課税所得	前々年度	303														10%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																								ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額	ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度要保護・準要保護就学援助率
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)		目安額(年額)				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額と自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額と自動的に変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期								
富山県	黒部市	○	○	○	○	○	○		○	○				○								1	その他	その他	257			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満		
富山県	砺波市	○	○	○			○											○				1.2	その他	その他	300			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満		
富山県	小矢部市	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○							○							準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の必要額の測定に用いる保護基準早見表」を利用。(1.5未満のもの認定)	10%未満		
富山県	南砺市																					1.2	その他	その他	254			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満		
富山県	射水市	○		○	○	○	○	○		○	○											1	その他	その他	300			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満		
富山県	舟橋村																					1.3	その他	その他	324			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	5%未満		
富山県	上市町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.1	その他	その他	240			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	5%未満		
富山県	立山町	○	○				○															1.2	その他	その他	298			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満		
富山県	入善町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1	その他	その他	250			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	5%未満		
富山県	朝日町																					1	その他	その他	249			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満		
石川県	金沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	その他	前々年度	334			総所得額	20%未満		
石川県	七尾市																					1.3	その他	その他	310			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満		
石川県	小松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.3	その他	その他	322			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満		

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率														
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)																	
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して要件が変わるもの)	特別支援教育奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期							目安額													
石川県	輪島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	309												15%未満							
石川県	珠洲市																		○																準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を利用。	10%未満							
石川県	加賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	322																			
石川県	羽咋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3	その他	その他	320														【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満				
石川県	かほく市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	350																			
石川県	白山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3	その他	その他	307															【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満			
石川県	能美市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							5%未満					
石川県	野々市市																				1.3	その他	前々年度	309																保護者等が災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者	15%未満		
石川県	川北町																																					5%未満					
石川県	津幡町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	306																		10%未満	
石川県	内灘町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3	課税所得	前々年度	314																			15%未満
石川県	志賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	254																		特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額(平成24年12月末)	10%未満
石川県	宝達志水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	302																		平成24年12月末	10%未満
石川県	中能登町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	294																			5%未満
石川県	穴水町																																						同一世帯の総所得額200万円以下	5%未満			
石川県	能登町																				1.3	その他	その他	307																	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
福井県	福井市																				1.3	課税所得	前々年度	341																		10%未満	

		1. 平成27年度 準要保護の認定基準について																											
①都道府県	②市町村名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度要保護・準要保護就学援助率		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免又は徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額がきわめて悪いと認められるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額がきわめて悪いと認められるもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	倍率	基準根拠	目安額	係数(倍率)	目安額(年額)				
福井県	敦賀市																									特別支援教育就学奨励費の基準額に一定の係数(1.3倍)を掛けたもの	10%未満		
福井県	小浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前々年度	300			母子(父子)家庭等医療費助成制度受給者	15%未満	
福井県	大野市		○				○													○								10%未満	
福井県	勝山市																				○	1.3	課税所得	前年度	350				10%未満
福井県	鯖江市																									【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満		
福井県	あわら市	○	○	○			○																				教育委員会が特に必要と認めるとき(リストラによる失職、保護者死亡による生活困窮など)	10%未満	
福井県	越前市		○				○																				市民税の均等割額のみ課税その他、これらと同程度に困窮していると教育委員会が認めるとき	10%未満	
福井県	坂井市	○	○														○					1.3	課税所得	前々年度	321				10%未満
福井県	永平寺町	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○							1.2	その他	その他	258		【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	5%未満	
福井県	池田町	○	○	○	○	○	○								○												生活の急変により生活状態が悪いと認められた世帯	5%未満	
福井県	南越前町		○				○																				特別な事情により著しく生活が困難であると教育委員会が認めた世帯	10%未満	
福井県	越前町																					1	課税所得	前年度	247				10%未満
福井県	美浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											(1)キ、ク、サ、シ、スのいずれかに該当する者の世帯全体の年間所得から社会保険料等を差し引いた額を月額換算した額が、文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費の必要額測定に準じた必要額の1.2倍未満の世帯の者	5%未満		
福井県	高浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	その他	その他	304		【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
福井県	おおい町	○	○	○	○	○	○							○													経済的に困っている(内容は質問(C)へ)特別な事情がある(家庭の主宰者が急死、災害にあつたなど、経済的に困っている)	5%未満	
福井県	若狭町	○	○	○								○	○	○								1.2	その他	その他	268		【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	5%未満	
山梨県	甲府市	○	○	○	○	○	○															1.3	その他	前々年度	373		給与収入(税引き前)だけでなく、児童扶養手当や児童手当の金額、非課税の障害年金、遺族年金等についても収入として審査をしている。生活保護基準については、これまで当該年度の4月1日の基準を使用していたが、現在は基準異置に伴う影響へ対応するため、平成25年4月1日現在の基準を使用している。	15%未満	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度 準要保護 就学援助率						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		係数(倍率)	目安額(年額)										
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪い者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期			目安額									
山梨県	富士吉田市														○						1.2	課税所得	前々年度	295										10%未満	
山梨県	都留市	○	○	○	○	○	○												○														15%未満		
山梨県	山梨市	○	○	○	○		○						○	○						○													15%未満		
山梨県	大月市	○	○	○	○	○	○																										10%未満		
山梨県	蕨崎市	○	○	○	○	○	○													○													15%未満		
山梨県	南アルプス	○	○	○	○	○	○													○													10%未満		
山梨県	北杜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														10%未満	
山梨県	甲斐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														15%未満	
山梨県	笛吹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	その他	300									【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
山梨県	上野原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													・世帯構成資金貸付制度による貸付・その他上野原市立小・中学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未満	
山梨県	甲州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													特別支援教育就学奨励事業の需要額に1.2を乗じて得た額未満	15%未満	
山梨県	中央市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														10%未満	
山梨県	市川三郷町	○	○	○	○	○	○												○	1.2	課税所得	前年度	247										両親ともに失業、又は、両親ともに病気療養等の場合、民生委員等の所見をもとに地教委判断により認定するケースあり	20%未満	
山梨県	早川町	○	○	○	○	○	○													○													0%未満		
山梨県	身延町	○	○	○	○	○	○													○													特別な経済的理由で就学困難と教育委員会が認める場合。	15%未満	
山梨県	南都町																			○													10%未満		
山梨県	富士川町	○	○																	○														10%未満	
山梨県	昭和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														保護者が不慮の災害、事故及び疾病によりその世帯の生計に著しく変化を生じ、生活が困難と認められる者	15%未満
山梨県	道志村	○	○	○	○	○	○													○														10%未満	
山梨県	西條町	○	○	○	○	○	○													○														失業、休業、災害、病気	10%未満
山梨県	忍野村	○	○	○	○	○	○													○														5%未満	
山梨県	山中湖村	○	○	○	○	○	○													○														5%未満	
山梨県	鳴沢村	○	○	○	○	○	○													○														教育長が、就学援助が必要と認める者	5%未満

①都道府県		②市町村名		1.平成27年度 準要保護の認定基準について																					ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度要保護・準要保護就学援助率												
				ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ																					
				生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	倍率	基準根拠								目安額	係数(倍率)	目安額(年額)									
課税所得等の分類	基準額の時期																																										
山梨県	富士河口湖町	○	○	○	○	○			○											○															学校長意見書、民生委員証明書により認定		5%未満						
山梨県	小菅村	○		○																																	平成24年度から義務教育に関わる教材費・給食費・修学旅行費・校外学習費等を無償化		0%未満				
山梨県	丹波山村																				○																平成24年度から義務教育に関わる教材費・給食費・修学旅行費・校外学習費等を無償化		0%未満				
山梨県	河口湖南町	○	○	○	○	○	○		○												○																その他事情がある者(事情を記入し必要に応じて校長意見書・民生委員の証明書を添付すること。)		10%未満				
長野県	長野市		○																																			1.3 課税所得 前々年度 254		15%未満			
長野県	松本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																						1.6 その他 前々年度 420		20%未満			
長野県	上田市	○	○																																			1.3 (税引き前) 当該年度 336		10%未満			
長野県	岡谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																						1.2 (税引き前) 前年度 383		15%未満			
長野県	飯田市	○	○																																				1.2 (税引き前) 当該年度 359		10%未満		
長野県	諏訪市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○																								1.2 (税引き前) 当該年度 359		15%未満		
長野県	須坂市	○	○		○	○	○																																1.3 課税所得 当該年度 294		15%未満		
長野県	小諸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							1.2 (税引き前) 前年度 358		15%未満		
長野県	伊那市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							1.3 (税引き前) 前年度 315		15%未満		
長野県	駒ヶ根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							1.3 (税引き前) 前年度 394		10%未満		
長野県	中野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							1.3 課税所得 前年度 295		10%未満		
長野県	大町市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																									1.3 課税所得 当該年度 294		15%未満
長野県	飯山市	○																																						1.2 (税引き前) 前年度 358		10%未満	
長野県	茅野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																								1.3 課税所得 当該年度 324		15%未満	
長野県	塩原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																								1.3 課税所得 前年度 281.9		15%未満	
長野県	佐久市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																								1.4 課税所得 当該年度 300		15%未満	
長野県	千曲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																								1.5 その他 その他 372		15%未満	
長野県	東御市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																								1.2 課税所得 前々年度 299		15%未満	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度要保護・準要保護就学援助率										
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)													
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に変わるもの)	特別支援教育就学援助費の必要額測定に用いる係数(倍率)に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期							目安額									
長野県	安曇野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	その他	360									平成24年12月末日現在での特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額を適用	15%未満					
長野県	小海町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														10%未満					
長野県	川上村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困難している者・国民年金の掛け金の減免・その他校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者	5%未満				
長野県	南牧村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														学校長または民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者、その他教育委員会が特に援助を必要と認める状態にある者	5%未満				
長野県	南相木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															0%未満				
長野県	北相木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															5%未満				
長野県	佐久穂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未満				
長野県	軽井沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	給与収入(税引前)	当該年度	350									当該年度のタの係数(倍率)について、通常学級在籍児童生徒は1.5倍、特別支援学級児童生徒は2.5倍としている。	10%未満					
長野県	御代田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未満			
長野県	立科町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																10%未満			
長野県	青木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																10%未満			
長野県	長和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																10%未満			
長野県	下諏訪町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.4	給与収入(税引前)	当該年度	386												学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未満		
長野県	富士見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	前年度	250														10%未満	
長野県	原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	当該年度	356														10%未満	
長野県	辰野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	その他	その他	224													【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
長野県	箕輪町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																その他学校長または民生委員・児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未満		
長野県	飯島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																その他学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未満		
長野県	南箕輪村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	270														10%未満	
長野県	中川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	その他	309														【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満
長野県	宮田村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	10%未満		
長野県	松川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準早見表」を準用し利用	15%未満		
長野県	高森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	当該年度	240														10%未満	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪い者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期						
長野県	阿南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							最低生活費認定調査により算出した収入充当額が、最低生活費の1.5倍未満であること。	5%未満	
長野県	阿智村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														10%未満	
長野県	平谷村	○	○		○	○	○		○	○																		30%未満	
長野県	根羽村	○	○	○																								10%未満	
長野県	下條村		○																									10%未満	
長野県	売木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														20%未満	
長野県	天藤村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○							学校長及び民生児童委員が特に援助を認める状態にある者	5%未満	
長野県	泰阜村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														10%未満	
長野県	橋木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														10%未満	
長野県	豊丘村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														5%未満	
長野県	大鹿村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														20%未満	
長野県	上松町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														5%未満	
長野県	南木曾町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○							学校長または民生(児童)委員が特に援助が必要と認める状態にある者	5%未満	
長野県	木祖村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○							民生児童委員、教育委員会が特に援助を必要と認めたもの。	5%未満	
長野県	王滝村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○							その他学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める者	0%未満	
長野県	大桑村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														10%未満	
長野県	木曾町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○							学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未満	
長野県	麻績村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														10%未満	
長野県	生坂村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○							学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者、保護者等が不慮の災害・事故・疾病等により、その世帯の生計に著しい変化を生じ生活が困難と認められる者、その他教育委員会が特に支給する必要があると認めた者。	15%未満	
長野県	山形村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○							就学援助の申請において、「生計が不安定」「その他」等を理由にしている世帯に対し、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定保護基準等早見表」を用いる。また、併せて前年度の所得・所得控除等を確認し、収入額を需要額で割り、算出された係数が「1.3」以下ならば認定とする。	10%未満	
長野県	朝日村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														5%未満	
長野県	筑北村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														5%未満	
長野県	池田町	○	○																	○	1.5	その他	その他	356			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
長野県	松川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														10%未満	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率													
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		係数(倍率)	目安額(年額)																	
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止																				課税所得等の分類	基準額の時期			目安額																
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪い者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額がきわめて悪いと認められるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	特別支援教育就学援助費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他																						
長野県	白馬村																				1.2	課税所得	前々年度	265													10%未満					
長野県	小谷村	○	○	○	○	○	○							○																							10%未満					
長野県	坂城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																								10%未満				
長野県	小布施町	○	○			○	○													○																	5%未満					
長野県	高山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																								10%未満				
長野県	山ノ内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																								10%未満				
長野県	木島平村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																								10%未満				
長野県	野沢温泉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																								5%未満				
長野県	信濃町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○																	10%未満					
長野県	小川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																								10%未満				
長野県	飯綱町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○																		10%未満				
長野県	栄村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																									10%未満			
長野県	上田市長和町中学校	○	○	○	○	○	○																															10%未満				
長野県	辰野町塩尻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	1	その他	その他	224															10%未満			
長野県	麻績村筑北	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																									10%未満			
長野県	小海町北相木村南相	○																																					10%未満			
長野県	塩尻市・辰	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	課税所得	前年度	281.9															10%未満			
長野県	松本市・山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	1.6	その他	前々年度	420																	10%未満	
岐阜県	岐阜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	1.3	課税所得	前年度	335																	15%未満	
岐阜県	大垣市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	課税所得	前々年度	413																		10%未満
岐阜県	高山市																			○	1.5	その他	その他	344																10%未満		
岐阜県	多治見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.5	課税所得	前々年度	388																		10%未満
岐阜県	関市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	課税所得	前々年度	320																		10%未満
岐阜県	中津川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	その他	その他	395																	10%未満	
岐阜県	美濃市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.5	課税所得	当該年度	324																		10%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度要保護・準要保護就学援助率											
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)														
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変更されるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して要件が変更されるもの)	特別支援教育就学の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期							給与収入(税引き前)	その他									
岐阜県	瑞浪市														○										1.5	給与収入(税引き前)	その他	455								5%未満				
岐阜県	羽島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																						5%未満				
岐阜県	恵那市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.5	その他	その他	348												10%未満				
岐阜県	美濃加茂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.3	課税所得	前々年度	309													10%未満			
岐阜県	土岐市																○				1.5	給与収入(税引き前)	前年度	455														5%未満		
岐阜県	各務原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	その他	365												改正前の保護基準を利用		10%未満		
岐阜県	可児市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.5	課税所得	当該年度	351															10%未満	
岐阜県	山県市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	380																10%未満
岐阜県	瑞穂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							5%未満			
岐阜県	飛騨市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		10%未満		
岐阜県	本巣市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	当該年度	350																5%未満
岐阜県	郡上市														○						1.5	その他	当該年度	360																5%未満
岐阜県	下呂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	給与収入(税引き前)	前々年度	302																10%未満
岐阜県	海津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	その他	283																10%未満
岐阜県	岐南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.3	その他	その他	320															10%未満	
岐阜県	笠松町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.3	その他	その他	320															10%未満	
岐阜県	養老町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		10%未満		
岐阜県	垂井町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	262																5%未満
岐阜県	関ヶ原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	359																5%未満
岐阜県	神戸町																																			5%未満				
岐阜県	輪之内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	304																5%未満

①都道府県	②市町村名	1. 平成27年度 準要保護の認定基準について																		ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		チに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率									
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠	目安額	係数(倍率)				目安額(年額)								
岐阜県	安八町	○					○																											10%未満		
岐阜県	揖斐川町		○																															10%未満		
岐阜県	大野町		○																															5%未満		
岐阜県	池田町		○			○																												5%未満		
岐阜県	北方町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○																					15%未満		
岐阜県	坂祝町	○																○																5%未満		
岐阜県	富加町																										1.5	その他	その他	351				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
岐阜県	川辺町	○	○	○	○	○	○	○																			1.5	その他	前々年度	377				直近6か月の給与所得から社会保険等の控除を差し引いた額に1.5倍	10%未満	
岐阜県	七宗町	○	○	○	○	○	○	○																										10%未満		
岐阜県	八百津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														1.3	その他	その他	304				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満
岐阜県	白川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														1.5	課税所得	当該年度	309				世帯の経済的状況の急変等により、生計を一にする世帯員全員の前年の所得合計額が生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(1.5倍以下)を適用することが当事者に不利であり、かつ、就学援助が必要と認められるとき	10%未満
岐阜県	東白川村	○	○	○	○	○	○	○	○																		1.5	課税所得	前年度	302					10%未満	
岐阜県	御嵩町																										1.3	課税所得	前年度	321					10%未満	
岐阜県	白川村					○																												5%未満		
岐阜県	養基小学校養基保育所組合		○			○																													10%未満	
岐阜県	東安中学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																						15%未満	
岐阜県	美濃加茂市富加町中学校組合																	○																	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	5%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率												
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		係数(倍率)	目安額(年額)																
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期			目安額															
岐阜県	可児市・御嵩町中学校組合						○								○						1.3	課税所得	前年度	321												10%未満					
静岡県	静岡市															○					1.3	その他	前年度	399	(借家、新規)										・課税所得等の分類…収入額(非課税収入含む)を用いる。ただし事業所得のみ所得額を用いる。 ・目安額…(持家、新規の場合)317万円、(借家、継続の場合)411万円、(持家、継続の場合)330万円 ※借家、持家ともに社会保険料、就労控除の上乗せが生じる場合がある。		10%未満				
静岡県	浜松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3	課税所得	前年度	352													10%未満				
静岡県	沼津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.5	その他	その他	412											【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		15%未満				
静岡県	熱海市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	教育長の判断により、特別に認める者		10%未満					
静岡県	三島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3	その他	その他	340											災害により、当該年度において急激に生活状態が悪化したと認められる者。	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		10%未満			
静岡県	富士宮市						○									○					1.3	その他	その他	298											【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		10%未満				
静岡県	伊東市		○				○								○						1.3	課税所得	当該年度	320												【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		10%未満			
静岡県	島田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.5	その他	その他	460													【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		10%未満		
静岡県	富士市				○																															10%未満					
静岡県	磐田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	330														【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		10%未満	
静岡県	焼津市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.5	その他	その他	365														【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		10%未満	
静岡県	掛川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.5	給与収入(税引き前)	前年度	340															【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		10%未満
静岡県	藤枝市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.5	その他	その他	365														【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		10%未満	
静岡県	御殿場市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.8	給与収入(税引き前)	前年度	467															災害救助法の適用を受けている者		5%未満
静岡県	袋井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.5	課税所得	その他	384														・主たる所得者の失業、失踪、離婚、疾病、死亡又は世帯への災害等により、年度中に急激に生活状態が悪化したと学校長が認めたる者	2012年度生活保護基準		10%未満
静岡県	下田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.5	給与収入(税引き前)	その他	365															平成24年度生活保護基準を使用		5%未満
静岡県	裾野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			特別支援認定基準を使用 収入については児童手当や児童扶養手当等の月額を加味している		5%未満			
静岡県	湖西市														○						1.3	課税所得	前年度	430														【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		5%未満	
静岡県	伊豆市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.5	その他	その他	316														【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		10%未満	
静岡県	御前崎市														○						1.5	給与収入(税引き前)	前年度	350																5%未満	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について														ノ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率															
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ				倍率	基準根拠		係数(倍率)	目安額(年額)										
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動する自動的・自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動する自動的・自動的に要件が変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他					課税所得等の分類	基準額の時期			目安額									
静岡県	菊川市																				1.5	給与収入(税引き前)	前年度	425									10%未満					
静岡県	伊豆の国市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	348										5%未満				
静岡県	牧之原市	○	○	○	○	○	○														1.5	課税所得	当該年度	345										15%未満				
静岡県	東伊豆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.5	課税所得	前年度	345								基準所得だけでなく地域民生委員の意見書や学校長の意見書など総合的に判断し認定している。		5%未満				
静岡県	河津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		経済的理由で就学が困難であると認められる者		5%未満				
静岡県	南伊豆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			5%未満					
静岡県	松崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3	課税所得	当該年度	236											5%未満			
静岡県	西伊豆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○											□失業対策事業適格者手帳を所持している方		5%未満					
静岡県	函南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3	給与収入(税引き前)	前年度	346.5													10%未満	
静岡県	清水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	366														5%未満
静岡県	長泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.5	給与収入(税引き前)	前年度	440														5%未満
静岡県	小山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	課税所得	前年度	312														10%未満
静岡県	吉田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	1.5	その他	その他	347										【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		10%未満		
静岡県	川根本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○											その他特別の事情により著しく生活が困難していると認める者		5%未満					
静岡県	森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			5%未満					
静岡県	牧之原市	○	○	○	○	○	○														1.5	課税所得	当該年度	345													10%未満	
静岡県	御前崎市 牧之原市 学校組合															○					1.5	給与収入(税引き前)	前年度	350													5%未満	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																								ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額	ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額	テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率					
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)						目安額(年額)				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期									目安額			
愛知県	名古屋市	○	○	○	○	○	○								○										1	その他	前々年度	312							15%未満
愛知県	豊橋市	○	○	○	○	○	○									○									1.3	課税所得	前々年度	333.4							20%未満
愛知県	岡崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.2	課税所得	前々年度	303							10%未満
愛知県	一宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.2	課税所得	前々年度	296							15%未満
愛知県	瀬戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.25	その他	その他	300							15%未満
愛知県	半田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.3	課税所得	当該年度	270							15%未満
愛知県	春日井市														○										1.2	課税所得	その他	約320							10%未満
愛知県	豊川市														○										1.26	課税所得	前々年度	295							10%未満
愛知県	津島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1	課税所得	前年度	281							15%未満
愛知県	碧南市														○										1.2	課税所得	当該年度	246							10%未満
愛知県	刈谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					10%未満
愛知県	豊田市	○														○									1.3	課税所得	前年度	336							10%未満
愛知県	安城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1	その他	その他	261							10%未満
愛知県	西尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					5%未満
愛知県	蒲郡市																								○										10%未満
愛知県	犬山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.2	その他	その他	292							5%未満
愛知県	常滑市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.3	課税所得	前年度	253							10%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠				係数(倍率)	目安額(年額)		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付に困難な状態の多い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類						基準額の時期	目安額
愛知県	江南市	○	○	○		○	○		○	○			○							1.2	課税所得	前々年度	334			国民年金法に基づく国民年金の掛金が減免 国民健康保険法に基づく保険料の減免・徴収の猶予 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者		10%未満	
愛知県	小牧市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													イからセに該当するものうちから小牧市教育委員会が認定したもの		10%未満
愛知県	稲沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未満
愛知県	新城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.5	その他	その他	455				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		10%未満
愛知県	東海市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	当該年度	324					10%未満	
愛知県	大府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.2	その他	その他	281				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		10%未満
愛知県	知多市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	当該年度	281					10%未満	
愛知県	知立市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													児童扶養手当の所得要件の1.1倍を目安に認定		10%未満
愛知県	尾張旭市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.25	課税所得	前々年度	315					15%未満	
愛知県	高浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1	課税所得	前年度	213				①ひとり親世帯の場合＝世帯所得が生活保護基準額の1.0倍以下(目安額＝2,130,000円程度) ②ひとり親世帯の場合＝世帯所得が生活保護基準額の1.5倍以下(目安額＝2,110,000円程度)		10%未満
愛知県	岩倉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.1	課税所得	前々年度	300					10%未満	
愛知県	豊明市																			1.2	課税所得	前々年度	295					10%未満	
愛知県	日進市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	課税所得	前年度	425					10%未満	
愛知県	田原市																	○		1.25	その他	その他	304				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		10%未満
愛知県	愛西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	前年度	267.7					10%未満	
愛知県	清須市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	非公表					10%未満	
愛知県	北名古屋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		1.2	その他	その他	314					15%未満	
愛知県	弥富市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.2	課税所得	前年度	270					10%未満	
愛知県	みよし市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.5	課税所得	その他	367				平成25年8月の生活保護基準見直しの影響がないよう、平成27年度特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額等早見表(平成24年12月末日現在)を使用している。		10%未満
愛知県	あま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.29	その他	その他	279				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		10%未満
愛知県	長久手市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															5%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		係数(倍率)	目安額(年額)				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額がきわめて悪いと認められるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期			目安額			
三重県	尾鷲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	その他	315			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満	
三重県	亀山市	○														○			○	1.5	その他	前々年度	395			・生活保護法第6条第1項に規程する被保護者(生活保護法第13条に規定する教育扶助に該当するものを除く、修学旅行費及び医療費の一部) ・教育委員会が就学援助を必要と認めた者	給与収入や年金収入を含む総収入	10%未満	
三重県	鳥羽市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	前年度	365				15%未満		
三重県	熊野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								20%未満		
三重県	いなべ市	○									○		○			○				1.3	その他	前年度	300			所得金額(給与所得者の場合は、給与所得控除の金額)から、社会保険料控除、生命保険料控除をした金額	10%未満		
三重県	志摩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	前年度	364				20%未満		
三重県	伊賀市														○					1.2	その他	前々年度	299			総所得金額	15%未満		
三重県	木曽岬町														○					1.3	課税所得	前年度	200				5%未満		
三重県	東員町														○					1.3	課税所得	前年度	304				5%未満		
三重県	菟野町	○															○		○	1.3	その他	その他	317			生活保護の基準額をもとに判定した結果、却下となった場合でも、現況を記入した理由書を提出することで、再度判定を行っている。	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
三重県	朝日町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	その他	その他	260				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	5%未満	
三重県	川越町	○																○		1.1	その他	その他	267				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
三重県	多気町															○				1.5	その他	その他	333				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
三重県	明和町																○			1.5	その他	その他	290				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満	
三重県	大台町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							児童扶養手当の要件に該当しない者であって、児童扶養手当の所得制限限度額を超えていない者		10%未満	
三重県	玉城町															○				1.5	課税所得	前年度	311					10%未満	
三重県	度会町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									10%未満	
三重県	大紀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							2人家族 約190万円、3人家族 約250万円、4人家族 約300万円、5人家族 約350万円、6人家族 約400万円を世帯合計所得額の目安としている。		10%未満	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率											
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		係数(倍率)	目安額(年額)															
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止																				課税所得等の分類	基準額の時期			目安額														
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の滞り状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他																				
三重県	南伊勢町	○	○	○		○	○	○	○	○		○				○						1.5	課税所得	前々年度	402													10%未満		
三重県	紀北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							1.5	課税所得	前年度	350												前年所得があるが、現在収入額が低いなど。	20%未満		
三重県	御浜町																					1.5	課税所得	前年度	343											特別な事情のため経済的に困窮し就学援助を必要とする場合	物価上昇率を加味し、平成25年4月1日現在の生活保護の基準に1.029をかけたものに対して、1.5倍したものを下回る場合	15%未満		
三重県	紀宝町		○		○		○																													10%未満				
三重県	多気町松阪市学校組合																					1.5	その他	その他	333											【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満			
滋賀県	大津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○												1.2	課税所得	当該年度	306													25%未満		
滋賀県	彦根市						○								○							1.2	課税所得	前々年度	330														15%未満	
滋賀県	長浜市	○	○									○			○							1.3	課税所得	前年度	283														15%未満	
滋賀県	近江八幡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	前年度	260															15%未満
滋賀県	草津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	給与収入(税引き前)	前々年度	340														10%未満	
滋賀県	守山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	その他	前々年度	273														(2)基準根拠・総所得金額	10%未満
滋賀県	栗東市	○													○							1.2	課税所得	当該年度	275													10%未満		
滋賀県	甲賀市		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	前年度	343														保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者	10%未満
滋賀県	野洲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	前年度	286															15%未満
滋賀県	湖南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	前年度	254															15%未満
滋賀県	高島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	その他	300														一定の係数については、平成24年12月末日現在において適用されている生活保護基準額の1.2倍	15%未満
滋賀県	東近江市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	当該年度	288													教育委員会が特に給付する必要があると認めるもの 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免	10%未満	
滋賀県	米原市	○	○			○																1.3	その他	その他	301										当該年度において、世帯の疫病等もしくは家庭事情の著しい変動等により当該世帯の収入が著しく減ったときまたは支出が増えたとき等で教育委員会が援助費を給付する必要があると認めるもの	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満			
滋賀県	日野町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	前々年度	231													準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額見表」を利用。	10%未満	
滋賀県	竜王町	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	前年度	223													国民年金の掛金の減免 教育委員会が給付する必要があると認められた者	5%未満	
滋賀県	愛荘町		○			○									○							1.2	課税所得	前年度	400													15%未満		

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額				ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率																																									
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)																																													
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録し労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額と自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期																																																
		1.2	課税所得	前年度	363	1.2	給与収入	当該年度	325	1.2	課税所得	前年度	278	1.5	課税所得	当該年度	346	1.3	課税所得	前々年度		336	1.5				給与収入				その他	299	1.5	課税所得	前年度	343	1.5	課税所得	前年度	301	1.4	その他	その他	383	1.3	課税所得	前年度	319	1.3	課税所得	前年度	345	1.3	課税所得	前年度	428	1.3	課税所得	前々年度	258	1.5	課税所得	当該年度	365	1.2	その他	その他	292	1.3	課税所得	その他
滋賀県	豊郷町	○	○	○	○	○	○							○							1.2	課税所得	前年度	363													15%未過																																		
滋賀県	甲良町	○	○	○	○	○	○							○							1.2	給与収入	当該年度	325														15%未過																																	
滋賀県	多賀町	○	○	○	○	○	○						○	○							1.2	課税所得	前年度	278														15%未過																																	
京都府	京都市	○						○												○																25%未過																																			
京都府	福知山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	課税所得	当該年度	346														25%未過																																	
京都府	舞鶴市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	336															15%未過																																
京都府	綾部市	○	○		○			○	○	○	○	○	○	○							1.5	給与収入	その他	299															25%未過																																
京都府	宇治市																			○																20%未過																																			
京都府	宮津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	課税所得	前年度	343																30%未過																															
京都府	亀岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	課税所得	前年度	301																20%未過																															
京都府	城陽市	○	○																	○	1.4	その他	その他	383														25%未過																																	
京都府	向日市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	319																15%未過																															
京都府	長岡京市	○													○					○	1.3	課税所得	前年度	345															10%未過																																
京都府	八幡市		○																	○																30%未過																																			
京都府	京田辺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	428																20%未過																															
京都府	京丹後市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	258																15%未過																															
京都府	南丹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	課税所得	当該年度	365																15%未過																															
京都府	木津川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.2	その他	その他	292															15%未過																																
京都府	大山崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.3	課税所得	その他	347																10%未過																															
京都府	久御山町																			○	1.3	その他	その他	347														30%未過																																	
京都府	井手町																			○	1.5	その他	その他	365															15%未過																																

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額	ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率		
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率		基準根拠					係数(倍率)	目安額(年額)
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、屋敷、被服等または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して要件を定めているもの)	特別支援教育就学の需要額測定に用いる保護最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他			課税所得等の分類	基準額の時期					
京都府	宇治田原町	○					○									○					1.3	課税所得	前年度	354			保護者の死亡、失業など		15%未満
京都府	精華町	○	○	○	○	○	○							○													準要保護の認定基準には、「特別支援教育就学援助費の需要額測定に用いる保護基準額等早見表」を利用。		10%未満
京都府	京丹波町			○			○								○						1.3	課税所得	当該年度	303			国民年金の掛金の免除、国民健康保険の特例対象被保険者等になった者		15%未満
京都府	伊根町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													国民年金保険料の減免又は徴収の猶予を受けられた方、職業安定所登録日雇労働者である方(証明となるものが必要)		15%未満
京都府	与謝野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															20%未満
京都府	相楽東部(与謝野町宮津市中学校組合)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															15%未満
京都府	与謝野町宮津市中学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															25%未満
大阪府	大阪市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1	課税所得	前年度	(借家等)326			火災、風災害、震災、その他の災害に被災した者	(2)目安額(年額)…持家の場合は261万円	30%未満
大阪府	堺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1	その他	前年度	292			特別な事情があり、要綱に定める項目に該当する場合、必要書類を提出し、再審査を行う。 (本年度失業等により所得額の激減、医療費の支払いが高額など)	合計所得額を用いる	25%未満
大阪府	岸和田市	○													○						1.1	課税所得	前年度	297			保護者の失業、死亡、離婚、長期入院等の特別な事情があれば、所得超過であっても再判定をする。		35%未満
大阪府	豊中市	○														○					1.2	課税所得	その他	299				認定基準額の時期は、平成26年12月末時点のものを使用。	25%未満
大阪府	池田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未満
大阪府	吹田市	○														○					1.2	その他	その他	341				課税所得等の分類…前年分の世帯の所得金額(給与所得控除後の金額)の合計基準額の時期…平成24年度	25%未満
大阪府	泉大津市	○	○	○	○	○	○			○	○				○						1.1	その他	前々年度	355			就学援助制度に該当しない世帯で、経済的理由で、公立小・中学校へのお子さんの就学が困難な保護者と学校長が判断した場合、学校長から教育委員会に申し立てにより、特例措置として認定。	生活保護基準1.1倍(平成25年8月以前)の合計所得金額に基づき判定	20%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額	ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安	テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率					
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ											
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他											
大阪府	高槻市																				倍率	基準根拠	目安額	係数(倍率)	目安額(年額)			借家339 持家276	通常は、前年の所得金額により審査しているが、勤務先からの解雇や倒産など、昨年に比べ経済状況が悪化した場合は、現年の見直し所得金額により別途審査を行っている。	基準根拠(課税所得の分類)は、所得金額。基準根拠(基準額の時期)は、平成26年7月1日時点の生活保護基準を用いることとし、所得基準額の算出を行ったが、所得基準額の変動額がたいへん小さいことから、平成26年度(平成26年1月1日時点)の基準を据え置いた。	20%未達
大阪府	貝塚市	○	○	○	○	○	○		○	○											1.18	課税所得	前年度		278.5				本市独自基準(4人世帯:給与収入基準額4,441,069円、所得基準額2,999,200円)による基準額以下の者。	倍率は、借家1.18倍(278.5万円)、持家1.10倍(299.6万円)の2種類有り。基準根拠は平成26年4月変更分の生活保護基準額を使用。	25%未達
大阪府	守口市	○																											本市独自基準(4人世帯:給与収入基準額4,441,069円、所得基準額2,999,200円)による基準額以下の者。		35%未達
大阪府	枚方市																												前年の認定基準額に、大阪市消費者物価指数の対前年比を乗じたもの		25%未達
大阪府	茨木市																				1.15	その他	その他		305				(2)基準根拠…総所得金額等、平成24年度 (2)目安額(年額)…借家世帯323万円(表内記載は持家世帯)		20%未達
大阪府	八尾市	○		○	○	○	○														1.1	その他	その他		322			火災等の罹災世帯	(課税所得等の分類)合計所得金額(基準額の算出方法等)前々年度分の基準額(平成24年4月)×3ヶ月+前年度分の基準額(平成25年4月)×9ヶ月の計算で第1類と第2類を計算し、これに住宅費を合算したものに1.1を乗じて基準額を算出している。 (目安額)上記は借家区分の額。持家区分の場合は、285万円。	35%未達	
大阪府	泉佐野市														○						1	課税所得	前々年度		247						20%未達
大阪府	富田林市															○					1.3	給与収入(税引き前)	前年度		313						30%未達
大阪府	寝屋川市															○					1.15	その他	当該年度		307				課税所得等の分類…合計所得金額		30%未達
大阪府	河内長野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.1	課税所得	当該年度		256.08				統一基準額等は設けておらず、世帯の所得の状況、保護者の申請理由及び学校長の所見等を鑑み、総合的に判断		15%未達
大阪府	松原市															○					1.1	課税所得	当該年度		256.08						30%未達
大阪府	大東市	○														○					1.2	給与収入(税引き前)	当該年度		272				特別な事情(家計の主事者の解雇、病気療養等)がある場合で、認定基準額を超えている世帯について、その事情内容等を踏まえて審査を行う。		30%未達
大阪府	和泉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.1	給与収入(税引き前)	前々年度		295				障害年金または遺族年金受給者		25%未達
大阪府	箕面市														○						1.2	課税所得	当該年度		370				【係数】学校給食費:1.00倍 その他の支給費目:1.20倍 【目安額】 (持家)給食費:2,426,530円 他:2,911,836円 (借家)給食費:3,086,530円 他:3,703,836円		15%未達
大阪府	柏原市															○					1.1	その他	当該年度		278				所得金額		30%未達
大阪府	羽曳野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.05	課税所得	前々年度		268						25%未達

①都道府県		②市町村名		1.平成27年度 準要保護の認定基準について																	その他の基礎の内容				平成26年度準要保護・準要保護就学援助率														
				ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		テに○をした場合、その他の基礎の内容		その他(補正事項等)									
																	係数	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)																	
																		課税所得等の分類	基準額の時期																				
大阪府	門真市	○																				○								平成26年中の世帯(住民登録上)全員の所得の合計額が認定基準以下の世帯(例)4人世帯 2,735,800円		40%未満							
大阪府	摂津市																													1 課税所得	前々年度	311					35%未満		
大阪府	高石市																													1.15 その他	前々年度	294				総所得金額	25%未満		
大阪府	藤井寺市	○																																平成26年度(6月1日以降の申請は27年度)の市民税の総所得分の課税所得金額が基準以下ならば援助を受けられる。(16歳未満の扶養親族の数が1人ならば940,000円、1人増につき、330,000円を加算)		25%未満			
大阪府	東大阪市	○																																	サンプル世帯を設定し、生活保護の基準額 ≤ 準要保護世帯に調整する。(生活保護法の適用が可能な勤労所得者の収入限度額を基準とし、その者と同程度の経済状態にある者)	前年合計所得(純損失、譲渡損失、雑損失の繰越控除をせずに計算した金額)	30%未満		
大阪府	泉南市	○																													1.1 その他	前々年度	263					25%未満	
大阪府	四條畷市																																		前年度所得が、世帯状況に応じた「世帯所得額」と「加算額」が認定基準所得額以下であること。「世帯所得額」は4人世帯で、2,778千円(家族1人につき303千円を加減算)、「加算額」は小学生1人につき120千円、中学生1人につき160千円を加算。		25%未満		
大阪府	交野市	○	○	○	○	○																										1 課税所得	前々年度	301					15%未満

		1. 平成27年度 準要保護の認定基準について																												
①都道府県	②市町村名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額と自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額と自動的に要件が変わるもの)	特別支援教育就学奨励費(均等割)に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	倍率	基準根拠	目安額	係数(倍率)	目安額(年額)					
大阪府	狭山市	○	○													○					1.3	課税所得	当該年度	332					20%未達	
大阪府	阪南市															○					1.1	課税所得	前年度	229,4172					20%未達	
大阪府	島本町															○					1.5	課税所得	その他	362				基準額は平成24年12月末日時点のものを使用	20%未達	
大阪府	豊能町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	前々年度	320					10%未達	
大阪府	能勢町	○	○	○	○	○	○													○								保護者の死亡・保護者の廃業失業等 保護者の疾病・災害等罹災	15%未達	
大阪府	忠岡町	○												○		○					1.2	その他	当該年度	274				総所得金額	25%未達	
大阪府	熊取町																				1.1	その他	その他	300				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	20%未達	
大阪府	田原町	○		○	○	○	○			○	○				○	○					1	課税所得	前々年度	(持家)232 (借家)298						20%未達
大阪府	岬町																○				1	課税所得	前年度	270						20%未達
大阪府	太子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.25	その他	その他	290				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	20%未達	
大阪府	河南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.29	その他	その他	315				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未達	
大阪府	千早赤阪村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.25	その他	その他	300				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未達	
兵庫県	神戸市						○									○					1.2	課税所得	前々年度	266.4					前年度の所得は認定基準額を超えるが、現在は失業中で今年中の見込所得が認定基準を満たす者	25%未達
兵庫県	姫路市	○															○				1.3	課税所得	当該年度	248						15%未達
兵庫県	尼崎市	○					○									○	○				1.4	課税所得	前々年度	285						25%未達
兵庫県	明石市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	給与収入(税引き前)	前年度	426				保護者の失業・死亡等で収入が激減するなど、今年度家計が急変した場合	20%未達	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況が悪い者、屋敷、被服等または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して要件が変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村長税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期						
兵庫県	西宮市	○	○	○	○	○	○			○	○				○						1.その他	前年度	286				(2)基準根拠 その他 一 総所得金額	20%未満	
兵庫県	洲本市	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○		○				○	1.25	課税所得	前年度	234			上記に準ずる者で、特別の理由があると認められる世帯(保護者の死亡等)	15%未満	
兵庫県	芦屋市															○				○	1.4	その他	前々年度	274			主たる生計維持者が失業中である場合	基準根拠:総所得金額	15%未満
兵庫県	伊丹市	○	○	○	○	○	○							○	○						1.16	課税所得	前年度	275				20%未満	
兵庫県	相生市																			○							各世帯の収入に関係なく、学校長及び民生児童委員が家庭の状況を把握し、協議の結果、援助が必要であると認めた場合	5%未満	
兵庫県	豊岡市														○						1.3	その他	前々年度	292				課税所得等の分類…総所得額 基準額の時期…見直し前の基準額	10%未満
兵庫県	加古川市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○						1.2	課税所得	前年度	275				15%未満	
兵庫県	赤穂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.25	課税所得	前々年度	271			学校長が就学援助を必要と認める場合	15%未満	
兵庫県	西脇市	○	○	○	○	○	○									○					1.2	課税所得	前年度	245				15%未満	
兵庫県	宝塚市		○													○					1.3	課税所得	前年度	283				15%未満	
兵庫県	三木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前々年度	270.3			特段の事情がある方	20%未満	
兵庫県	高砂市	○													○						1.25	給与収入(税引き前)	前年度	429				20%未満	
兵庫県	川西市	○														○				○	1.25	その他	前年度	295			世帯の前年所得金額が認定基準の倍額以下でかつ、世帯の前年所得金額に比べてその翌年の見込所得金額が半額の場合	15%未満	
兵庫県	小野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.05	課税所得	当該年度	247				15%未満	
兵庫県	三田市															○					1.25	課税所得	前年度	229				10%未満	
兵庫県	加西市	○														○					1.25	課税所得	前年度	266				15%未満	
兵庫県	篠山市	○														○				○	1.3	課税所得	前年度	279			生計維持者の死亡又は長期療養	15%未満	
兵庫県	養父市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	286				10%未満	
兵庫県	丹波市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	275				15%未満	
兵庫県	南あわじ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								15%未満	
兵庫県	朝来市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	その他	301			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																	ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度要保護・準要保護就学援助率														
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠					係数(倍率)	目安額(年額)												
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職安定期間所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期						目安額											
兵庫県	淡路市																				1.27	課税所得	前年度	215.8											15%未満					
兵庫県	宍粟市																					2.6	給与収入(税引き前)	前々年度	583									原則(1)ソにより判定を行うが、(1)ソの基準は前年収入であり、その後世帯収入が低下した等で生活状態が悪くなったと認められる場合については総合的な観点での判定を行う。	係数(倍率)について、母子家庭の場合は更に1.1倍する。(2.60×1.1=2.86倍)		10%未満			
兵庫県	加東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	その他	前年度	245									民生委員や福祉事務所長と協議のうえ、認定する。	所得額(収入額-必要経費)		15%未満			
兵庫県	たつの市	○											○									1.5	給与収入(税引き前)	前々年度	348														5%未満	
兵庫県	猪名川町	○	○																			1.5	課税所得	前年度	385													10%未満		
兵庫県	多可町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.15	課税所得	当該年度	237													15%未満		
兵庫県	稲美町																					1.2	その他	その他	276									他の認定要件の有無については、所得要件を達成した上での副次的な要件となっている。	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		10%未満			
兵庫県	播磨町	○																				1.15	課税所得	前々年度	263													20%未満		
兵庫県	市川町																					1.2	課税所得	前年度	298														10%未満	
兵庫県	福崎町																					1.2	課税所得	前々年度	261.5														10%未満	
兵庫県	神河町																					1.2	その他	その他	248												【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満		
兵庫県	太子町																					1.4	課税所得	前年度	239.2														10%未満	
兵庫県	上郡町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														失業対策事業適格者手帳を有する		10%未満			
兵庫県	佐用町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	289															10%未満
兵庫県	香美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	394															10%未満
兵庫県	新温泉町																					1.2	課税所得	当該年度	257													10%未満		
兵庫県	南あわじ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																15%未満			
兵庫県	播磨高原町	○																				1.5	給与収入(税引き前)	3年前の年度	348														0%未満	
奈良県	奈良市																																	市民税所得割額の世帯合計額が別表基準額以下		15%未満				
奈良県	大和高田市	○																																	15%未満					
奈良県	大和郡山市																					1.4	課税所得	当該年度	250													20%未満		
奈良県	天理市																					1.3	その他	当該年度	350												所得金額-社会保険料控除-市県民税	20%未満		
奈良県	橿原市	○																				1.3	課税所得	前々年度	170														15%未満	
奈良県	桜井市																					1.3	その他	前々年度	189													給与所得金額	15%未満	

		1.平成27年度 準要保護の認定基準について																															
①都道府県	②市町村名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率					
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が足りない者、または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して要件が変わるもの)	特別支援教育就学奨励費(均等割)に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	倍率	基準根拠	目安額	係数(倍率)	目安額(年額)								
		課税所得等の分類	基準額の時期																														
奈良県	五條市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○																15%未満				
奈良県	御所市		○																	○							御所市教育委員会が特別認めたもの 具体的には……(1)リスに該当、または保護者が疾病等で収入が見込めない状況になった家庭等		20%未満				
奈良県	生駒市																				1.3	その他 給与収入 (税引き前)	前年度	10.19				生活保護の基準額に1.3倍をかけた収入により算出した市民税所得割額。基準額80,600円(※ただし、H27.1.1現在15歳以下の子ども数1人の場合、子どもの数が増えると21,300円加算。)父母と15歳以下子2人の場合、年間の市民税所得割額が10.19万円。		15%未満			
奈良県	香芝市	○																			1.04	(税引き前)	前年度	245						10%未満			
奈良県	葛城市	○	○	○	○	○	○			○	○																			15%未満			
奈良県	宇陀市	○	○	○																	1.1	給与収入 (税引き前)	前々年度	256							10%未満		
奈良県	山添村																				1.3	(税引き前)	前年度	253							5%未満		
奈良県	平群町	○	○																		1.3	課税所得	前年度	230							15%未満		
奈良県	三郷町																				1.3	課税所得	前々年度	279								15%未満	
奈良県	斑鳩町	○	○	○	○	○	○	○													1.3	課税所得	前々年度	346								15%未満	
奈良県	安堵町																				1.3	課税所得	前年度	300								20%未満	
奈良県	川西町		○																		1	課税所得	前々年度	200			災害・家庭事情により所得証明書等による審査が適さないと教育委員会が認めた場合				15%未満		
奈良県	三宅町	○	○																		1	課税所得	前年度	200								15%未満	
奈良県	田原本町																				1.3	給与収入 (税引き前)	当該年度	253								10%未満	
奈良県	曽爾村																				1.3	(税引き前)	前年度	190								15%未満	
奈良県	御杖村	○	○	○			○							○							1.3	課税所得	前々年度	394								10%未満	
奈良県	高取町																				1.5	課税所得	前年度	365								15%未満	
奈良県	明日香村		○																		1.3	課税所得	前年度	225								10%未満	
奈良県	上牧町	○	○		○	○	○																								10%未満		
奈良県	王寺町	○	○								○										1.3	課税所得	前々年度	360									15%未満
奈良県	広陵町	○	○																		1.3	課税所得	前年度	394									10%未満
奈良県	河合町	○	○	○	○	○	○														1.1	課税所得	当該年度	400									15%未満
奈良県	吉野町		○																													10%未満	
奈良県	大淀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			10%未満

		1.平成27年度 準要保護の認定基準について																															
①都道府県	②市町村名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率					
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額がきわめて悪いと認められるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学の需要額測定の用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村市民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)							
		課税所得等の分類	基準額の時期																														
奈良県	下市町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																10%未満		
奈良県	黒滝村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																0%未満		
奈良県	天川村		○																												15%未満		
奈良県	野迫川村																			○							該当なし				0%未満		
奈良県	十津川村																			○							学校において必要と認められる者				5%未満		
奈良県	下北山村	○					○							○																	10%未満		
奈良県	上北山村	○					○							○																	0%未満		
奈良県	川上村						○																								30%未満		
奈良県	東吉野村	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○																10%未満		
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合		○													○				○							災害・家庭事情により所得証明書による審査が適さないと教育委員会が認めた場合				15%未満		
和歌山県	和歌山市						○										○														20%未満		
和歌山県	海南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○											15%未満		
和歌山県	橋本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
和歌山県	有田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	15%未満	
和歌山県	御坊市	○	○				○																									20%未満	
和歌山県	田辺市																○															平成24年12月末日現在のもの	20%未満
和歌山県	新宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	20%未満	
和歌山県	紀の川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○												教育長が特に必要と認める者	15%未満
和歌山県	岩出市	○	○	○	○	○	○																									15%未満	
和歌山県	紀美野町														○																	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満
和歌山県	かつらぎ町		○				○							○																		【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	20%未満
和歌山県	九度山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○												国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免、世帯更正貸付補助金による貸付け、保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者	20%未満
和歌山県	高野町	○	○	○	○	○	○																									【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満
和歌山県	湯浅町																			○												【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	20%未満
和歌山県	広川町																			○												【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満

		1.平成27年度 準要保護の認定基準について																						平成26年度 準要保護・準要保護就学援助率								
①都道府県	②市町村名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額				ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	産科納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額がかわると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額がかわると自動的に要件が変わるもの)	特別支援教育就学の奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	倍率	基準根拠			目安額	係数(倍率)			目安額(年額)			
		課税所得等の分類	基準額の時期																													
和歌山県	有田川町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○																	10%未満	
和歌山県	美浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																15%未満	
和歌山県	日高町																														10%未満	
和歌山県	由良町																				○										15%未満	
和歌山県	印南町																				○										10%未満	
和歌山県	みなべ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3(税引き前)	前年度	278							10%未満	
和歌山県	日高川町	○	○				○																								10%未満	
和歌山県	白浜町																					1.1(税引き前)	前々年度	244								10%未満
和歌山県	上富田町													○							○										10%未満	
和歌山県	すさみ町	○	○	○	○	○	○															1.2(税引き前)	前年度	288								10%未満
和歌山県	那智勝浦町	○	○	○	○	○	○																								20%未満	
和歌山県	太地町	○	○				○							○																	15%未満	
和歌山県	古座川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	20%未満
和歌山県	北山村													○																		15%未満
和歌山県	串本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3課税所得	前々年度	280								20%未満
和歌山県	御坊市日蓮	○	○																													15%未満
鳥取県	鳥取市	○	○	○	○	○	○															1.3(税引き前)	前年度	315								15%未満
鳥取県	米子市																					1.3課税所得	前年度	319								25%未満
鳥取県	倉吉市	○	○	○	○	○	○															1.3課税所得	前年度	320								15%未満
鳥取県	境港市	○																				1.3課税所得	当該年度	320								20%未満
鳥取県	岩美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3その他	前年度	280								10%未満
鳥取県	若桜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3その他	前年度	297								20%未満
鳥取県	智頭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5課税所得	前々年度	310								15%未満
鳥取県	八頭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3課税所得	前年度	244								20%未満
鳥取県	三朝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○											15%未満
鳥取県	湯梨浜町	○			○		○	○																								15%未満

①都道府県	②市町村名	1. 平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率								
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		係数(倍率)	目安額(年額)												
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期			目安額											
		1.3	その他	その他	293																																
鳥取県	琴浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3	その他	その他	293										【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満		
鳥取県	北栄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		やむを得ない理由により所得が著しく減少、又は家族の病気等により支出が著しく増大した場合で教育委員会が援助する必要があると認められるもの。	10%未満				
鳥取県	日吉津村															○				1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	304											10%未満			
鳥取県	大山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	350												10%未満		
鳥取県	南郷町														○					1.5	課税所得	前年度	350													10%未満	
鳥取県	伯耆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		教育委員会で認定される際に、上記の認定基準とあわせて生活保護基準額に一定の係数を掛けたものを目安として提示する。	15%未満				
鳥取県	日南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			10%未満				
鳥取県	日野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			15%未満				
鳥取県	江府町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.5	その他	その他	300										【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満			
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合														○					1.3	課税所得	前年度	319												20%未満		
鳥取県	松江	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	317											○治療費、介護費、遺帯保証人となる保証契約を締結したことに伴い生じた保証債務もしくは賠償金○生計を維持する者の傷病、死亡、失踪、離婚、失業等の事由により収入が急激に減少した者○風水害等により、家屋等に甚大な被害を受けた者で、下記の基準に該当する者・家屋の流出、崩壊等により生活の根拠を失い、生計の維持が著しく困難となった者・田畑、山林、営業所等を失い、生計の維持が著しく困難となった者・その他、前各号と同等の状態であると認められる者	20%未満		
鳥取県	浜田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	前年度	295													20%未満	
鳥取県	出雲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	319														15%未満
鳥取県	益田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.2	その他	その他	280										【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	25%未満			
鳥取県	大田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	590													25%未満	
鳥取県	安来市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○												○	学校からの意見及びその他証明により教育委員会が認める場合	10%未満					
鳥取県	江津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	前々年度	340														15%未満
鳥取県	雲南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	課税所得	当該年度	計算													15%未満	
鳥取県	奥出雲町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	287														10%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																	ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額	ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安	テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ						ツ	テ		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額がきわめて悪いと認められるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの						市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		
		倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)	課税所得等の分類	基準額の時期																		
島根県	飯南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○				所得証明書及び事情が明らかになる証明書及び民生委員の意見書		15%未満	
島根県	川本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													10%未満
島根県	美郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1	課税所得	当該年度	302								15%未満
島根県	邑南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.5	その他	前年度	336							世帯の総所得額	20%未満
島根県	津和野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	当該年度	308								20%未満
島根県	吉賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.2	課税所得	前年度	280								20%未満
島根県	海士町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												15%未満	
島根県	西ノ島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													10%未満
島根県	知夫村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													0%未満
島根県	隠岐の島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1	その他	その他	236							【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満
岡山県	岡山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	その他	前々年度	268							4人世帯の11モデルケースで前々年度4月の生活保護基準の1.3倍を算出。その平均を4人世帯の収入基準とし、これを所得に換算し、所得基準としている。例の世帯では合計所得で2,676,000円。	20%未満
岡山県	倉敷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		給与収入 1.3(税引き前)	前々年度	360									15%未満
岡山県	津山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.5	課税所得	前々年度	220						学校長の意見書[1(1)に該当しないが援助が必要と認められた者]		15%未満
岡山県	玉野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	その他	前々年度	340						基準根拠(課税所得等の分類)について・・・「合計所得金額」を基準にしている。「ソ」の倍率について・・・持家の場合は1.3倍、借家の場合は1.5倍。 1.3倍の場合の目安額(年額):約340万円、1.5倍の場合の目安額(年額):約392万円	15%未満	
岡山県	笠岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.5	その他	その他	367						市民税非課税世帯ではないが、理論上非課税世帯と推定される世帯、長期療養中、リストラ等で著しく収入が減少し、前年度の所得が参考とならない特別の理由がある世帯、など	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満
岡山県	井原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	前々年度	316								15%未満

①都道府県	②市町村名	1. 平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度要保護・準要保護就学援助率			
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)						
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等がまたは学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期							目安額		
岡山県	総社市	○	○	○	○	○	○			○	○			○							1.2	課税所得	その他	341								25%未満
岡山県	高梁市	○	○	○	○	○	○								○						1.6	課税所得	前年度	316								15%未満
岡山県	新見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	課税所得	前々年度	318								10%未満
岡山県	備前市																○			○	1.25	その他	その他	292			特別な事由があり、教育委員会が認める者。	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		15%未満		
岡山県	瀬戸内市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	その他	280								15%未満
岡山県	赤磐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.23	課税所得	前々年度	290			民生委員・児童委員が準要保護の認定が必要と認める者			15%未満		
岡山県	真庭市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.5	その他	その他	400				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		15%未満		
岡山県	美作市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.5	その他	その他	480				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		20%未満		
岡山県	浅口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	その他	その他	304				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		10%未満		
岡山県	和気町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	その他	その他	286				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		15%未満		
岡山県	早島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.2	その他	その他	302				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		15%未満		

		1. 平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額				ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容		その他(補足事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率							
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率											基準根拠	目安額	係数(倍率)	目安額(年額)			
①都道府県	②市町村名	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況が悪い者、昼食、被服等がまたは学用品、通学用品等に不自由する者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	課税所得等の分類	基準額の時期	目安額	係数(倍率)	目安額(年額)													
岡山県	里庄町	○	○				○															1.5	その他	その他	312									【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	5%未達			
岡山県	矢掛町	○	○	○	○	○	○						○							○															民生委員の所見により、援助が必要と認められる者	15%未達		
岡山県	新庄村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																						援助が必要であると町長が認めた者	0%未達	
岡山県	鏡野町	○	○	○	○	○	○			○			○								○															10%未達		
岡山県	勝央町	○	○	○	○	○	○	○					○																							15%未達		
岡山県	奈義町	○	○	○	○	○	○	○					○																							10%未達		
岡山県	西粟倉村	○	○	○	○	○	○			○	○		○																							経済的な理由によって児童・生徒の就学が困難であると校長または民生委員が認める場合	15%未達	
岡山県	久米南町	○	○	○	○	○	○															1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	257											援助が必要であると町長が認めた者	15%未達	
岡山県	美咲町	○	○	○	○	○	○						○									1.3	給与収入(税引き前)	その他	247												平成24年度	15%未達
岡山県	吉備中央町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1	その他	その他	290											特別な事情により生活が困窮していると認められる者。【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未達	
岡山県	笠岡組合	○	○	○	○	○	○															1.5	その他	その他	367												市民税非課税世帯ではないが、理論上非課税世帯と推定される世帯。 ・市民税が非課税の方で障害者、寡婦又は専業主婦の方 ・雇用保険の失業給付を受けている方 ・その他特別な事情があると認められる方 【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未達
広島県	広島市	○	○	○	○	○	○																													準要保護の認定基準として、質問Aの「テその他」は下記の項目である。 ・市民税が非課税の方で障害者、寡婦又は専業主婦の方 ・雇用保険の失業給付を受けている方 ・その他特別な事情があると認められる方	35%未達	
広島県	呉市	○	○	○	○	○	○																													世帯に、次のような突発的なことが起こり、収入が減少又は支出が増大して生活が著しく困難となった場合 ア 保護者が死亡、発病又は失業した。 イ 疾病者が出て、経費がかかるようになった。 ウ 災害に遭った。	15%未達	
広島県	竹原市	○	○	○	○	○	○						○									1.5	課税所得	当該年度	455													20%未達
広島県	三原市	○	○	○	○	○	○						○									1.3	課税所得	前年度	339													20%未達
広島県	尾道市	○	○	○	○	○	○															1.3	その他	その他	309												【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	20%未達

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																		ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		係数(倍率)				目安額(年額)			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期						目安額		
広島県	福山市	○	○	○	○	○	○		○	○				○						1.3	課税所得	当該年度		266							20%未満
広島県	府中市	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○						1.3	課税所得	当該年度									15%未満
広島県	三次市	○	○	○	○	○	○		○	○							○		○	1.3	その他	その他		210		生活保護の基準額及び、特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額			20%未満	
広島県	庄原市	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○		○		○	1.5	その他	その他		480			【チ】の判断の際に、学校長報告及び民生委員・児童委員の意見を踏まえ、特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額早見表の係数【1.50】以下を基準としています。【テ】として、これ以外にその他世帯の状況等により、教育委員会又は民生委員児童委員が特に援助が必要な状態であると認める方。	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額			15%未満
広島県	大竹市	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1.2	課税所得	前年度		291		雇用保険の失業給付を受けている				20%未満	
広島県	東広島市			○	○	○	○			○					○					1.3	その他	前々年度	300~350				基準根拠:総所得 目安額:持ち家の場合、約300万円 借家の場合、最大約350万円				10%未満
広島県	廿日市市	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.25	課税所得	前々年度		287							30%未満
広島県	安芸高田市	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○					○	1.3	課税所得	その他		263		保護者の死亡、あるいは災害に遭った場合等				15%未満	
広島県	江田島市	○	○	○	○	○	○		○	○							○			1.3	その他	その他		316			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額				20%未満

		1. 平成27年度 準要保護の認定基準について																									平成26年度 準要保護・準要保護就学援助率			
①都道府県	②市町村名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額	ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)					
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学奨励費(所得割又は均等割)に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		倍率	基準根拠			目安額		係数(倍率)	目安額(年額)	
		課税所得等の分類	基準額の時期																											
広島県	府中町	○	○	○	○	○	○	○							○							1.2	給与収入(税引き前)	前々年度	320			特別な事情がある。生計中心者の急死や災害等により経済的に困っている。	25%未過	
広島県	海田町	○	○	○	○	○	○	○		○					○							1.1	課税所得	前年度	287			雇用保険の失業給付受給者	20%未過	
広島県	熊野町	○	○	○	○	○	○	○				○			○							1.1	課税所得	前々年度	268				15%未過	
広島県	坂町															○						1.3	課税所得	前年度	400				15%未過	
広島県	安芸太田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	その他	その他	310			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未過	
広島県	北広島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○					1.1	課税所得	当該年度	248				15%未過	
広島県	大崎上島町	○	○													○						1.3	課税所得	前々年度	290				15%未過	
広島県	世羅町	○	○	○	○	○	○	○														1.3	その他	その他	286			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	30%未過	
広島県	神石高原町	○	○	○	○	○	○	○		○												1.5	その他	その他	289			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未過 35%未過	
山口県	下関市	○			○	○										○						1.3	課税所得	その他	330			認定基準額の時期は、平成27年1月1日時点のものを使用。		
山口県	宇都市	○																				1.3	その他	その他	367			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	25%未過	
山口県	山口市	○	○	○	○	○	○	○		○	○											1.87	その他 給与収入	その他	540			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	25%未過	
山口県	萩市		○											○								1.3	(税引き前)	当該年度	295				15%未過	
山口県	防府市	○		○	○	○	○			○	○											1.3	課税所得	前年度	296				25%未過	
山口県	下松市	○	○	○	○	○	○			○	○											1.3	課税所得	前々年度	316				20%未過	
山口県	岩国市	○	○		○	○	○															1.3	(税引き前)	前々年度	390				20%未過	
山口県	光市															○						1.3	課税所得	前々年度	316				35%未過	
山口県	長門市	○															○					1.3	給与収入 (税引き前)	前々年度	317				15%未過	
山口県	柳井市																					1.3	その他	その他	317			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	30%未過	
山口県	美祿市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○								1.3	給与収入 (税引き前)	前々年度	450			平成24年8月の生活保護基準額を使用	20%未過	
山口県	周南市																					1.3	その他	その他	340			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	25%未過	
山口県	山陽小野田市																○					1.3	課税所得	前々年度	316				30%未過	
山口県	周防大島町	○	○	○	○	○	○			○	○																		15%未過	
山口県	和木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入 (税引き前)	前年度	363				10%未過	

		1. 平成27年度 準要保護の認定基準について																																
①都道府県	②市町村名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額	ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安	テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率									
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額と自動的に異なるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額と自動的に異なるもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	倍率	基準根拠	目安額	係数(倍率)		目安額(年額)								
		課税所得等の分類	基準額の時期																															
山口県	上関町															○					1.3	課税所得	前年度	320							15%未満			
山口県	田布施町																														認定を受けようとする年度に世帯構成全員が納付すべき町民税の所得割課税額(住宅借入金等特別控除前)の合計額が、次の各号に掲げる額の合計額以下の者を認定する。 (1) 20,240円 (2) 認定の前年度12月31日現在の16歳未満の世帯構成員の数に21,300円を乗じて得た額		20%未満	
山口県	平生町	○																			1.2	その他	給与収入	292								【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満	
山口県	阿武町						○							○							1.3	(税引き前)	前年度	280								15%未満		
徳島県	徳島市															○					1.2	その他	その他	300							次のいずれかに該当する者で学校長より意見のあった者 ア 保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者 イ PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者 ウ 学校納付金の納付状態の悪い者、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状況がきわめて悪いと認められる者 エ 経済的な理由により欠席日数が多い者	当該年度に納付すべき市村民税の課税の基礎となった世帯員全員に係る所得控除を行う前の総所得金額(ただし退職所得は含まない) 基準額の時期:平成24年12月末日時点のものである。	20%未満	
徳島県	鳴門市																○				1.2	課税所得	前々年度	280								【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
徳島県	小松島市																				1.2	その他	その他	292								・ 課税所得等の分類…総所得金額等 ・ 基準額の時期…平成24年12月末日現在の生活保護基準額を使用。	20%未満	
徳島県	阿南市															○					1.3	その他	その他	304									20%未満	
徳島県	吉野川市																○				1.2	課税所得	前年度	266									準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額早見表」を利用。	15%未満
徳島県	阿波市																															15%未満		
徳島県	美馬市	○	○	○	○	○	○				○				○	○					1.2	課税所得	当該年度	257										20%未満
徳島県	三好市	○	○					○	○			○	○	○	○	○					1.3	課税所得	当該年度	229										15%未満
徳島県	勝浦町	○	○	○	○	○	○							○							1.3	課税所得	当該年度	270									15%未満	
徳島県	上勝町															○					1.3	その他	当該年度	259							合計所得金額	20%未満		
徳島県	佐那河内村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	当該年度	270							その他経済的理由による者。		15%未満	
徳島県	石井町															○					1.3	課税所得	前々年度	279									15%未満	

1. 平成27年度 準要保護の認定基準について																						ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容		その他(補足事項等)		平成26年度準要保護・準要保護就学援助率							
①都道府県	②市町村名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)											
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額と自動的に異なるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期									課税所得	前年度	目安額			
徳島県	神山町															○						1.3	課税所得	前年度	230									15%未満			
徳島県	那賀町	○	○	○	○	○	○	○		○						○						1.3	課税所得	当該年度	277									15%未満			
徳島県	牟岐町	○	○	○		○	○			○						○						1.3	課税所得	前年度	295									15%未満			
徳島県	美波町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	その他	その他	222								【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満			
徳島県	海陽町	○	○	○	○	○	○			○	○																							・「特別支援教育就学奨励費補助」に規定する算定方法を使用 ・保護者等が不慮の災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者	15%未満		
徳島県	松茂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○						1.3	課税所得	当該年度	301									失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者	20%未満		
徳島県	北島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	286											10%未満	
徳島県	藍住町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	255											20%未満	
徳島県	板野町															○						1.3	課税所得	前年度	274											15%未満	
徳島県	上板町																					1.3	その他	その他	298									【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満		
徳島県	つるぎ町	○	○	○	○	○	○			○	○					○						1.2	課税所得	その他	250										【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
徳島県	東みよし町																																	住民税非課税世帯を認定基準とするが、生活保護基準を参考にして、民生委員の意見書や医師の診断書等家庭の状況を精査(病氣、失業)して教育委員会において判断する。	10%未満 15%未満		
香川県	高松市	○	○		○		○									○						1.3	課税所得	その他	355									今年に入り経済状況が悪化した等、特別な事情でお困りの方	基準額の時期は、平成24年12月末日現在		
香川県	丸亀市	○	○				○															1.3	その他	その他	300										【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額 【基準額の時期】平成24年12月末日現在	20%未満	
香川県	坂出市	○	○	○	○	○	○	○	○													1.3	その他	その他	304										【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額 【基準額の時期】平成24年12月末日現在	20%未満	
香川県	普通寺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																									15%未満	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 主要保護の認定基準について																				ソ、タはチに〇をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに〇をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに〇をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度主要保護・主要保護就学援助率
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額と自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額と自動的に変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	課税所得等の分類		基準額の時期							
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		〇	1.3						
香川県	観音寺市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1.3	その他	その他	243			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額 【基準額の時期】平成24年12月末日現在	15%未満		
香川県	さぬき市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1.3	課税所得	その他	301			平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準を参照	10%未満		
香川県	東かがわ市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇							その他東かがわ市教育委員会が特に認定が必要と認めた者	10%未満		
香川県	三豊市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1.3	その他	その他	370			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額 【基準額の時期】平成24年12月末日現在	15%未満		
香川県	土庄町	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1	その他	その他	280			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額 【基準額の時期】平成24年12月末日現在	10%未満		
香川県	小豆島町	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇								15%未満		
香川県	三木町	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1.3	その他	その他	301			教育委員会が特に必要と認める状態にあるもの 【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額 【基準額の時期】平成24年12月末日現在	15%未満		
香川県	直島町	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇								15%未満		
香川県	宇多津町	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1.3	その他	その他	394			教育委員会が特に必要と認めた者 【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額 【基準額の時期】平成24年12月末日現在	20%未満		
香川県	綾川町	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1.3	その他	その他	289			教育委員会が特に必要と認めた者 【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額 【基準額の時期】平成24年12月末日現在	10%未満		
香川県	琴平町	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇								15%未満		
香川県	多度津町	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1.3	課税所得	前々年度	304				15%未満		
香川県	まんのう町	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇								10%未満		
香川県	三豊市観音寺市学校組合	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1.3	その他	その他	370			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額 【基準額の時期】平成24年12月末日現在	20%未満		
愛媛県	松山市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1.3	課税所得	前々年度	355			具体的な要件を設けているものではなく、申請者からの申し立て及びその事実を証明する書類に基づき、個別に認定している。例えば、失業により、経済状況が大幅に悪化した場合等。	20%未満		
愛媛県	今治市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1.3	課税所得	前々年度	271				10%未満		
愛媛県	宇和島市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1.3	課税所得 給与収入	当該年度	312				20%未満		
愛媛県	八幡浜市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1.2	給与収入 (税引ま前)	前々年度	276			保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる場合等がある。	10%未満		

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度要保護・準要保護就学援助率
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して要件が変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期						
高知県	四万十市		○				○														1.3	その他	その他	288			その他教育委員会が特に必要と認められる	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	25%未満
高知県	香南市	○	○	○	○	○	○					○									1.3	給与収入(税引き前)	その他	300			平成25年8月以前の生活保護基準		10%未満
高知県	香美市																				1	課税所得	前々年度	233					20%未満
高知県	東洋町	○	○	○	○	○	○					○									1.3	課税所得	当該年度	288					35%未満
高知県	奈半利町																				1.3	その他	当該年度	230			・世帯の所得額から控除額(社会保険料等)を差し引いたもの		25%未満
高知県	田野町																				1.3	課税所得	前年度	287					10%未満
高知県	安田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前々年度	304					10%未満
高知県	北川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得	前年度	216					15%未満
高知県	馬路村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	280					20%未満
高知県	芸西村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	前々年度	222					30%未満
高知県	本山村																				1.3	給与収入(税引き前)	前年度	301					20%未満
高知県	大豊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	その他	その他	333			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		10%未満
高知県	土佐町																				1	その他	その他	137			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		10%未満
高知県	大川村																				1.3	その他	その他	294.4			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		25%未満
高知県	いの町		○	○																		給与収入(税引き前)	前々年度	232			基準根拠の課税所得の分類は、所得金額を使用しています。また、基準の時期は当初の場合は前々年度、中途での判定の場合は、前年度を使用しています。		15%未満
高知県	仁淀川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	当該年度	286			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		30%未満
高知県	中土佐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	その他	302			教育委員会が援助費の支給が特に必要と認める者		10%未満
高知県	佐川町	○	○	○																	1.3	課税所得	前年度	300					20%未満
高知県	越知町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	その他	231			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		15%未満
高知県	構原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									20%未満
高知県	日高村	○	○																		1.3	その他	その他	273			教育委員会が特に給付する必要があると認める者	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満
高知県	津野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	前々年度	254			就学援助を必要とする者で、教育委員会が承認した者。		30%未満
高知県	四万十町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	その他	前年度	186			倍率、特別支援学級へ就学している世帯は1.20倍。基準根拠：基本は給与収入だが、営業の場合は所得		15%未満
高知県	大月町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		係数(倍率)	目安額(年額)				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職安定期間を有する者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して要件が変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期			目安額			
福岡県	筑後市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	その他	324			ア～セに該当する者でも、ソに該当しない者は除く。	基準根拠のその他は、平成24年度保護基準を使用 目安額は住宅費加算なしで試算。	15%未満
福岡県	大川市	○	○														○		○	1.3	その他	その他	316			児童扶養手当全額支給を受けているもの。	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満	
福岡県	行橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	450					20%未満	
福岡県	豊前市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.25	課税所得	前年度	290			児童扶養手当一部支給額の限度額内		15%未満	
福岡県	中間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.25	課税所得	前年度	290					35%未満	
福岡県	小郡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	当該年度	386				*給与収入から、社会保険料、生命保険料、地震保険料、市民税を控除したものの。	20%未満	
福岡県	筑紫野市	○	○	○													○		○	1.3	課税所得	前々年度	394					20%未満	
福岡県	春日市	○	○														○		○	1.41	給与収入(税引き前)	当該年度	405			特別な事情により児童生徒の就学が困難であると認められる		25%未満	
福岡県	大野城市	○	○	○													○		○	1.3	その他	その他	非公表				平成24年度の生活保護費から算出した1.3倍の収入額から計算した市民税の所得割額(97,600円)を基準としている。	25%未満	
福岡県	宗像市																○		○	1.2	課税所得	前々年度	304					15%未満	
福岡県	太宰府市	○	○	○															○							世帯の市民税(所得割額)が、96,600円以下の世帯	15%未満		
福岡県	古賀市		○																○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	321			当該年度以降に主たる生計維持者の失業や事業廃止、自宅等の被災、世帯員の疾病等により世帯の経済状況が急変し、世帯の経済状況が生活保護基準の1.3倍以内と認められる場合。		15%未満	
福岡県	福津市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	当該年度	339					15%未満	
福岡県	うきは市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									15%未満	
福岡県	宮若市																○		○	1.5	課税所得	前年度	236					30%未満	
福岡県	嘉麻市	○																	○	1.5	その他	その他	368			学校長による意見書に基づき、教育委員会が援助の必要を認めた者	*総所得金額 *前年度の12月末日現在 ただし、平成28～29年度の間は経過措置として、平成24年12月末日現在も適用	45%未満	
福岡県	朝倉市	○																	○	1.2	課税所得	当該年度	363					20%未満	
福岡県	みやま市																		○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	300					10%未満	
福岡県	糸島市	○	○	○															○	1.3	課税所得	前年度	343					20%未満	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について															ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率					
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率				基準根拠		係数(倍率)	目安額(年額)	
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪い者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して要件が変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他					課税所得等の分類	基準額の時期			目安額
福岡県	那珂川町	○	○	○	○	○										○			○	1.27	その他	前々年度	384				雇用保険受給資格者証の写し、罹災証明書等の写し等	30%未満	
福岡県	宇美町	○	○	○		○	○			○	○			○	○					1.3	課税所得	前年度	368					25%未満	
福岡県	篠栗町														○					1.3	課税所得	当該年度	328					20%未満	
福岡県	志免町	○	○	○	○	○	○		○	○				○						1.3	課税所得	前年度	324					20%未満	
福岡県	須恵町	○	○	○		○	○	○				○		○						1.3	課税所得	前々年度	311					20%未満	
福岡県	新宮町	○	○	○	○	○	○	○		○	○									1.3	課税所得	当該年度	366					15%未満	
福岡県	久山町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○					1.3	その他	前々年度	332				【総所得】-【社会保険料・生命保険料・地震保険料控除額】	10%未満	
福岡県	粕屋町	○	○	○		○	○							○	○					1.3	課税所得	前年度	320					20%未満	
福岡県	芦屋町														○					1.3	課税所得	当該年度	270					25%未満	
福岡県	水巻町														○					1.25	課税所得	当該年度	323					40%未満	
福岡県	岡垣町	○	○	○	○	○				○	○	○								1.25	給与収入(税引き前)	当該年度	219					15%未満	
福岡県	遠賀町														○					1.35	課税所得	当該年度	360					25%未満	
福岡県	小竹町														○					1.5	給与収入(税引き前)	当該年度	285					25%未満	
福岡県	鞍手町														○					1.5	その他	当該年度	372				給与と所得控除後の金額	25%未満	
福岡県	桂川町															○				1.5	課税所得	前年度	321					30%未満	
福岡県	筑前町	○	○		○		○								○					1.25	給与収入(税引き前)	当該年度	263					15%未満	
福岡県	東峰村														○													10%未満	
福岡県	大刀洗町	○			○	○	○								○					1	課税所得	当該年度	251						15%未満
福岡県	大木町	○	○	○	○	○	○	○		○	○									1.3	課税所得	前年度	300						15%未満
福岡県	広川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	前年度	394				課税台帳の中で給与・年金の人については収入額 営業・農業の人については、所得額。	10%未満	
福岡県	香春町														○					1.3	課税所得	前年度	299						45%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率										
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		係数(倍率)	目安額(年額)														
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額がきわめて悪いと認められるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期			目安額													
福岡県	添田町														○						1.2	課税所得	当該年度	284												35%未満			
福岡県	糸田町	○	○												○						1.1	給与収入(税引き前)	前年度	267													35%未満		
福岡県	川崎町										○				○						1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	319.9														50%未満	
福岡県	大任町														○						1.1	課税所得	その他	266									5月までに申請があった場合は前々年度、6月以降に申請があった場合は前年度。			30%未満			
福岡県	赤村	○	○	○	○	○				○			○		○						1.2	課税所得	前年度	282														35%未満	
福岡県	福智町															○					1.1	課税所得	前年度	288														40%未満	
福岡県	苅田町	○	○	○	○	○	○														1.3	課税所得	当該年度	345														20%未満	
福岡県	みやこ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	課税所得	前年度	357															25%未満
福岡県	吉富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	317															20%未満
福岡県	上毛町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																						15%未満		
福岡県	築上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	課税所得	当該年度	330															25%未満
福岡県	吉富町外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	当該年度	244															25%未満
佐賀県	佐賀市	○	○									○				○	○			○	1	課税所得	その他	269								保護者の死亡、災害その他の理由により就学援助を支給する必要があると認められる者	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額			20%未満			
佐賀県	唐津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					15%未満			
佐賀県	鳥栖市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					10%未満			
佐賀県	多久市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					10%未満			
佐賀県	伊万里市																		○		1.3	その他	その他	301								【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額				15%未満			
佐賀県	武雄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	380														15%未満	
佐賀県	鹿島市														○						1.3	給与収入(税引き前)	その他	269									前々々年度(平成24年度)					10%未満	
佐賀県	小城市	○	○																	○															15%未満				
佐賀県	嬉野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																						5%未満			
佐賀県	神埼市	○	○																○	○	1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	310						教育委員会で認められた者							10%未満		
佐賀県	吉野ヶ里町														○						1	課税所得	当該年度	220									長期にわたる病氣療養中の者がいるなど、特別の事業がある者については、1.3倍未満。				10%未満		
佐賀県	基山町	○	○		○	○									○						1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	274															10%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について														ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率															
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ				テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)								
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況が悪い者、昼食、被服等が足りない者等	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して要件が変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの				その他		課税所得等の分類	基準額の時期				目安額							
		課税所得	1.3 課税所得	1.3 課税所得	1.3 課税所得	1.3 課税所得	1.3 課税所得	1.3 課税所得	1.3 課税所得	1.3 課税所得	1.3 課税所得	1.3 課税所得	1.3 課税所得	1.3 課税所得	1.3 課税所得	1.3 課税所得	1.3 課税所得	1.3 課税所得	1.3 課税所得				1.3 課税所得	1.3 課税所得	1.3 課税所得	1.3 課税所得	1.3 課税所得	1.3 課税所得	1.3 課税所得								
佐賀県	上峰町																						1	課税所得	その他	169							当該年度だが、前年度の所得を見て4月に暫定、その後6月に本決定を行っている。	10%未達			
佐賀県	みやき町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	394								10%未達			
佐賀県	玄海町	○	○	○	○	○	○								○								1.3	課税所得	前年度	320								10%未達			
佐賀県	有田町														○								1.3	課税所得	前々年度	283								5%未達			
佐賀県	大町町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											準要保護の認定に「特別支援教育就学奨励費の必要額測定」に用いる保護基準額「見直し」を利用	20%未達			
佐賀県	江北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	165									10%未達		
佐賀県	白石町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	165									5%未達		
佐賀県	太良町																																	生活保護の基準×1.2+(中学生一人当たり100,000円、小学生一人当たり54,000円)＝概ね1.3倍 世帯例(留意事項参照) 目安額240万円(倍率1.29倍)	5%未達		
長崎県	長崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	給与収入(税引き前)	前々年度	260									長期療養・災害・交通事故などの特別の事情	25%未達	
長崎県	佐世保市	○	○		○		○								○									1.2	給与収入(税引き前)	当該年度	285								基準とする世帯の所得が、前年度(4月～5月申請は前々年度)によるものから、生活維持者の失業や長期療養中、災害等により前年度と生活の状況が大きく変化した場合は、申請者および学校長等からの意見を聞き経済状況が困難していると認められる場合は特別に認定できるようにしている。	15%未達	
長崎県	島原市	○	○	○			○								○									1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	317								以上のほかの事情で学用品費等に不自由している。 (家計維持者の死亡・長期療養・交通事故及び火災など特別な事情により生活が苦しい等)	20%未達	
長崎県	諫早市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	当該年度	302									特別な事情(災害による被害、主たる生計維持者の死亡・疾病等による大幅な収入減)で生活が非常に苦しく、学費等の支払いに困っている。	15%未達	
長崎県	大村市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	給与収入(税引き前)	前年度	265										15%未達

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率										
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)													
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職安定期間所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期																
		給与収入(税引き前)	前年度	252	給与収入(税引き前)	前年度	252																																
長崎県	平戸市														○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	252													10%未満		
長崎県	松浦市	○	○	○		○	○								○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	353											(2)の目安額は、前年の世帯収入額に応じて変動する。		15%未満		
長崎県	対馬市	○	○		○						○					○					1	課税所得	前年度	295													15%未満		
長崎県	雲根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									当該年度	216												10%未満			
長崎県	五島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.2	課税所得	当該年度	216														25%未満	
長崎県	西海市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	給与収入(税引き前)	前年度	250														15%未満	
長崎県	雲仙市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	274								・火災等特別な事情により、子どもを就学させるのが困難である。					15%未満		
長崎県	南島原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.2	給与収入(税引き前)	前々年度	278														15%未満	
長崎県	長与町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.2	給与収入(税引き前)	前年度	305															15%未満
長崎県	時津町														○						1.2	課税所得	前々年度	279															15%未満
長崎県	東彼杵町	○					○	○				○								○	1.2	その他	その他	241													10%未満		
長崎県	川棚町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	その他	前年度	370														給与収入額から65万円と社会保険等を控除した金額	15%未満
長崎県	波佐見町																	○			1.2	その他	その他	308													【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	5%未満	
長崎県	小値賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																						5%未満			
長崎県	佐々町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	1	その他	その他	231													認定基準に準ずる経済的事実として教育委員会が特に就学援助が必要であると認めた者	10%未満	
長崎県	新上五島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	243														見直し前(平成25年4月時点)の基準額を使用している。	10%未満
熊本県	熊本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	1.25	課税所得	前々年度	287													【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満	
熊本県	八代市																			○	1	その他	その他	224													20%未満		
熊本県	人吉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	292															15%未満
熊本県	荒尾市																			○	1.3	給与収入(税引き前)	その他	299													平成25年7月現在の生活保護基準額を使用。	15%未満	
熊本県	水俣市														○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	367															15%未満
熊本県	玉名市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	1.3	課税所得	前年度	302															15%未満

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ノ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度要保護・準要保護就学援助率								
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		係数(倍率)	目安額(年額)												
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期			目安額											
熊本県	山鹿市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	その他		303							【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	20%未満				
熊本県	菊池市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	その他		282							【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満				
熊本県	宇土市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度		400								20%未満				
熊本県	上天草市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	その他	その他		218							課税所得等の分類: 課税所得のほか、遺族年金・障害年金等非課税所得を含む。基準額の時期、当該年度所得確定までは前年度所得、当該年度所得確定後は当該年度所得。	15%未満				
熊本県	宇城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度		287								20%未満				
熊本県	阿蘇市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												阿蘇市独自の算定による・世帯総所得から世帯総控除額を差し引き世帯数で除して10万円未満でなおかつ市県民税所得割額5万円未満の世帯を認定	15%未満				
熊本県	天草市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	前年度		304								20%未満				
熊本県	合志市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	その他	その他		193							【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	20%未満				
熊本県	美里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												特別支援教育就学奨励費補助の考え方を認定基準に準用している(保護基準の1.3倍)	準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を利用	15%未満			
熊本県	玉東町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	前々年度		231										15%未満		
熊本県	南関町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.9	課税所得	前年度		272											20%未満	
熊本県	長洲町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度		300												10%未満
熊本県	和水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	当該年度		303											民生委員・児童委員による生活状況調査(自宅訪問、申請者との面談)を実施して意見書を提出していただいている。数値、学校長の意見及び民生委員・児童委員の意見と総合的に審査している。	10%未満
熊本県	大津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	その他	その他		231							【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満				

		1. 平成27年度 準要保護の認定基準について																								平成26年度準要保護・準要保護就学援助率																				
①都道府県	②市町村名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安			テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)																		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額と自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額と自動的に変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)		目安額(年額)																			
		課税所得等の分類	基準額の時期																																											
熊本県	菊陽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1	課税所得	当該年度	230																		10%未満			
熊本県	南小国町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																											20%未満				
熊本県	小国町															○						1	その他	前年度	200																		15%未満			
熊本県	産山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																											10%未満				
熊本県	高森町	○	○	○																																						5%未満				
熊本県	西原村																			○		1	その他	その他	231																		10%未満			
熊本県	南阿蘇村	○	○	○																		1	課税所得	当該年度	207																			15%未満		
熊本県	御船町																					1	その他	その他	222																			10%未満		
熊本県	嘉島町																					1	課税所得	前年度	207																				10%未満	
熊本県	益城町	○			○											○						1.05	その他	その他	193																			10%未満		
熊本県	甲佐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																												10%未満		
熊本県	山都町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																												10%未満		
熊本県	氷川町															○						1	課税所得	前年度	175																				10%未満	
熊本県	芦北町																○					1	課税所得 給与収入	前年度	231																					15%未満
熊本県	津奈木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	(税引込前) 給与収入	前年度	350																				15%未満	
熊本県	錦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	(税引込前) 給与収入	前年度	261																				5%未満	
熊本県	多良木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.1	その他	その他	242																				10%未満	
熊本県	湯前町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																											10%未満			

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率																			
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		係数(倍率)	目安額(年額)																							
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪い者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して要件が変わるもの)	特別支援教育就学奨励費(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期			目安額																						
熊本県	水上村	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○						1.3	課税所得	前年度	197								10%未満																
熊本県	相良村											○																				10%未満																
熊本県	五木村	○	○	○											○							1.3	課税所得	前年度	209								5%未満															
熊本県	山江村	○		○	○	○	○			○	○			○																		15%未満																
熊本県	球磨村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		10%未満																
熊本県	あさぎり町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	給与収入(税引き前)	前年度	287								10%未満															
熊本県	雫北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		10%未満																
熊本県	氷川町(氷川町及び八代市中学校組合)																										○											1	課税所得	前年度	175							20%未満
大分県	大分市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.25	給与収入(税引き前)	前年度	382								20%未満															
大分県	別府市	○	○	○	○	○	○	○														1	課税所得	3年前の年度	285								25%未満															
大分県	中津市														○							1.1	課税所得	前々年度	231								15%未満															
大分県	日田市	○	○	○																		1.2	その他	その他	280								20%未満															
大分県	佐伯市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	給与収入(税引き前)	前年度	246								20%未満															
大分県	臼杵市	○		○	○	○	○	○							○							1.5	課税所得	当該年度	172								15%未満															
大分県	津久見市											○			○							1.5	課税所得	前年度	207								10%未満															
大分県	竹田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.2	給与収入(税引き前)	当該年度	298								20%未満															
大分県	豊後高田市														○							1.2	課税所得	当該年度	254								20%未満															
大分県	杵築市	○	○	○	○	○	○							○								1.3	給与収入(税引き前)	前年度	390								15%未満															
大分県	宇佐市	○	○		○									○								1.2	課税所得	前々年度	270								20%未満															
大分県	豊後大野市																			○		1	課税所得	当該年度	211								15%未満															
大分県	由布市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.2	課税所得	当該年度	244								15%未満															
大分県	国東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.2	給与収入(税引き前)	前年度	324								10%未満															

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																					その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率					
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	その他	その他							
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額と自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)	特別支援教育就学の奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	係数	基準根拠			目安額	係数(倍率)	目安額(年額)		
ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額	ツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安	テに○をした場合、その他の基準の内容																											
大分県	姫島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														5%未過
大分県	日出町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15%未過
大分県	九重町																						1.2	課税所得	前年度	238			10%未過
大分県	玖珠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%未過	
宮崎県	宮崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20%未過	
宮崎県	都城市																						1	課税所得	前々年度	244			15%未過
宮崎県	延岡市																						1	課税所得	その他	240	生活保護の基準額(平成24年度)を基に、前年度の世帯全員の課税所得や世帯の状況を勘案	(4)に同じ	15%未過
宮崎県	日南市																						1.1	課税所得	前々年度	240			20%未過
宮崎県	小林市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20%未過	
宮崎県	日向市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20%未過	
宮崎県	串間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25%未過	
宮崎県	西都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%未過	
宮崎県	えびの市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15%未過	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額				ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		その他(補足事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して要件を定めているもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期				目安額		
宮崎県	三股町	○	○	○	○	○	○		○	○	○										1	その他	その他	231			その他生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認めるもの	【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満
宮崎県	高原町	○					○				○		○								1	課税所得	前年度	232			父子・母子家庭である場合は生活保護指数1.3まで。それ以外は1.0までとしている。		20%未満
宮崎県	国富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															15%未満
宮崎県	綾町		○				○																						15%未満
宮崎県	高鍋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.1	給与収入(税引き前)	前々年度	236					10%未満
宮崎県	新富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.14	給与収入(税引き前)	前年度	242			その他教育委員会が必要と認めるもの		10%未満	
宮崎県	西米良村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														5%未満	
宮崎県	木城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														10%未満	
宮崎県	川南町	○	○	○	○	○	○		○	○																		10%未満	
宮崎県	都農町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		給与収入(税引き前)	前々年度	223			生活保護の基準に一定の係数1.0倍をかけたものをもとに判定するが、超えた場合でも、世帯の状況を総合的に判断して認定する。		10%未満	
宮崎県	門川町																		○	1.2	給与収入(税引き前)	その他	287			生活保護基準が変更になった時に検討		15%未満	
宮崎県	諸塚村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							準要保護世帯の認定については、調査の時点で各地区の民生委員児童委員にご協力をいただき、家庭訪問の実施や申請意思の確認をしていただき、申請書の提出時には民生委員児童委員所見の記載もある。このため、所得など経済状況だけでなく、生活の実態や家庭の状況、健康状態などもふまえて判断している。		5%未満	
宮崎県	椎葉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														5%未満	
宮崎県	美郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	当該年度	215					15%未満	
宮崎県	高千穂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														15%未満	

①都道府県		②市町村名		1.平成27年度 準要保護の認定基準について																ノ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率										
				ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	その他	係数	基準根拠	目安額		係数(倍率)	目安額(年額)								
鹿児島県	奄美市	○	○	○																○															35%未満		
鹿児島県	南九州市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																15%未満	
鹿児島県	伊佐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																25%未満	
鹿児島県	姶良市	○	○								○				○																				15%未満		
鹿児島県	三島村		○																																20%未満		
鹿児島県	十島村																																		15%未満		
鹿児島県	さつま町	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.2	その他	その他	266											15%未満	
鹿児島県	長島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																15%未満	
鹿児島県	湧水町	○	○																																	20%未満	
鹿児島県	大崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																15%未満	
鹿児島県	東串良町		○																																	15%未満	
鹿児島県	錦江町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																15%未満	
鹿児島県	南大隅町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																20%未満	
鹿児島県	肝付町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																20%未満	
鹿児島県	中種子町																																			15%未満	
鹿児島県	南種子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1	その他	その他	232												20%未満
鹿児島県	屋久島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																15%未満	
鹿児島県	大和村	○	○	○																																30%未満	
鹿児島県	宇検村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																25%未満	
鹿児島県	瀬戸内町		○	○																																30%未満	
鹿児島県	龍郷町	○	○	○																																20%未満	
鹿児島県	喜界町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																40%未満	
鹿児島県	徳之島町																																			30%未満	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について															ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率											
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率				基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)						
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他					課税所得等の分類	基準額の時期				目安額					
鹿児島県	天城町		○																														35%未満		
鹿児島県	伊仙町	○	○																														20%未満		
鹿児島県	和泊町	○	○		○		○									○																	15%未満		
鹿児島県	知名町		○																														15%未満		
鹿児島県	与論町	○	○	○	○	○	○	○				○	○																				15%未満		
沖縄県	那覇市	○	○													○										1.3	その他	前々年度	353					特別事情の場合は生活保護基準の1.80倍にて審査する。次の者が特別事情に該当する。【災害、火災により財産を失った者、破産宣告を受けた者、離婚した者、生計維持者が死亡、長期療養、休職している者。】(2)の基準根拠「その他」については、給与と年金は収入額、それ以外は所得額とする。	30%未満
沖縄県	宜野湾市																									1	その他	その他	244					【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	25%未満
沖縄県	石垣市															○											給与収入1(税引き前)	前年度	225						20%未満
沖縄県	浦添市	○	○																								給与収入1(税引き前)	当該年度	338						25%未満
沖縄県	名護市	○	○																															15%未満	
沖縄県	糸満市	○																									給与収入1.1(税引き前)	その他	310					基準額の時期は、「前々々年度」です。保護基準引下げ前の、平成24年度の生活保護基準額を用いています。	15%未満

①都道府県	②市町村名	1. 平成27年度 準要保護の認定基準について																									ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額	ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安	テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護就学援助率																										
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	係数(倍率)	目安額(年額)																															
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が労働者として登録されている者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に変わるもの)	特別支援教育費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期																																		
沖縄県	沖縄市	○					○																														1.3	その他	その他	316								以下の場合には、係数1.8倍に拡大して認定する。 ① 災害又は火災により財産を失った者、 ② 生計維持者等が死亡した者 ③ 生計維持者等が、長期療養中又は休職中により収入がない者、④ 破産宣告を受けた者		30%未満							
沖縄県	豊見城市	○											○																						1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	338												15%未満							
沖縄県	うるま市	○		○		○	○	○																												1.2	給与収入(税引き前)	前年度	256								その他、教育長が必要と認める場合(やむを得ない事情がある場合は、生活保護の1.8倍未満までを認定とする。)	その他、教育長が必要と認める場合(やむを得ない事情がある場合は、生活保護の1.8倍未満までを認定とする。)		25%未満							
沖縄県	宮古島市																																		1	課税所得	前年度	211											20%未満								
沖縄県	南城市	○	○																																	1	給与収入(税引き前)	前年度	216									当該年度に、災害、火災により財産を失った者、生計維持者等が死亡したことにより収入がない者は基準額を1.5倍とする		15%未満							
沖縄県	園頭村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																			20%未満								
沖縄県	大宜味村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																					15%未満						
沖縄県	東村	○	○																																																		20%未満				
沖縄県	今帰仁村	○	○																																																		10%未満				
沖縄県	本部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																						15%未満					
沖縄県	恩納村	○	○											○																																							20%未満				
沖縄県	宜野座村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																							15%未満				
沖縄県	金武町	○	○																																																					20%未満	
沖縄県	伊江村	○	○																																																					20%未満	
沖縄県	読谷村	○	○																																																					15%未満	
沖縄県	嘉手納町	○	○																																																						20%未満

①都道府県	②市町村名	1. 平成27年度 準要保護の認定基準について																				ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額	ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補正事項等)	平成26年度準要保護・準要保護就学援助率							
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率		基準根拠					係数(倍率)	目安額(年額)					
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った労働者	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めるもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他			課税所得等の分類	基準額の時期						目安額				
沖縄県	北谷町	○	○				○												○												市区町村民税の所得割非課税		20%未満	
沖縄県	北中城村	○	○				○								○												1.1	その他	前年度	231		所得税法上の所得の合算額(ただし、給与及び公的年金等については収入額とする。)ー所得控除(社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額のみ)	20%未満	
沖縄県	中城村	○	○				○			○	○	○																				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
沖縄県	西原町	○	○																								1.1	その他	その他	255			25%未満	
沖縄県	与那原町	○	○												○					○						1.1	給与収入(税引き前)	当該年度	236	生活保護基準額に1.8倍未満で災害、火災により財産を失った者、生計維持者の失業、死亡、長期療養、休職、離婚。その他教育長が認めた者。	25%未満			
沖縄県	南風原町	○	○												○												1.3	課税所得	当該年度	268	当該年度において、以下(1～5)のいずれかに該当する者で、世帯の前年の収入が生活保護基準に1.8を乗じて得た額未満の者。 1. 災害、火災により財産を失った者 2. 生計維持者等が死亡した者 3. 生計維持者等が長期療養又は休職したことにより収入がない者 4. 離婚した者 5. その他教育長が特殊事情があると認める者	20%未満		
沖縄県	渡嘉敷村		○				○																										5%未満	
沖縄県	座間味村						○													○											(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者 (2) 次のいずれかに該当し、前号に掲げる者に準ずる程度に困窮していると教育長が認めた者 ア 前年度又は当該年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者 イ 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給 ウ その他教育長が就学援助を行う必要があると認める者	5%未満		
沖縄県	粟国村	○	○								○	○	○																			ア、イ、サ、シ、ス、に準ずる程度に認められる者	20%未満	
沖縄県	渡名喜村																			○												本村においては準要保護認定を行っていない。	0%未満	
沖縄県	南大東村	○	○								○	○																					○主たる所得者の失業、失跡、離婚、傷病、死亡又は世帯への災害等により、前年度中に急激に生活状況が悪化したと学校長及び教育委員会が認めた者。／収入の不安定等により生活状態が悪く、当該世帯の児童生徒に対する就学援助の必要性を学校長及び教育委員会が認めた者。	10%未満
沖縄県	北大東村	○	○		○	○	○							○						○													5%未満	

①都道府県	②市町村名	1.平成27年度 準要保護の認定基準について																				その他(補正事項等)	平成26年度 準要保護 準要保護就学援助率												
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	その他			係数(倍率)	目安額	係数(倍率)	目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)	その他(補正事項等)					
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が定職を失った者	PTA会費、学級費等の学費の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に変わるもの)	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	課税所得等の分類										基準額の時期	目安額	係数(倍率)	目安額(年額)	その他(補正事項等)
沖縄県	伊平屋村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					15%未満
沖縄県	伊豆名村	○	○																		○													教育長が必要と認める者。	15%未満
沖縄県	久米島町	○	○																															20%未満	
沖縄県	八重瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.1	課税所得	前々年度	200									20%未満
沖縄県	多良間村	○	○																															15%未満	
沖縄県	竹富町	○	○				○														○													上記ア、イ、カ以外で特殊事情を有する者(学校長の意見書を必要とする)	15%未満
沖縄県	与那国町	○	○	○	○	○	○																											35%未満	

●平成27年度 就学援助実施状況

		2 平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																				
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困難にしている児童生徒に対する就学援助制度以外の取組(複数回答)					
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会で状況等を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する実証的取組を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの教育費負担軽減事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他
北海道	札幌市																					
北海道	函館市	○						○									○					○
北海道	小樽市					○																
北海道	旭川市		○																			
北海道	室蘭市	○						○						○								
北海道	釧路市			○																		
北海道	帯広市			○																		
北海道	北見市			○																		
北海道	夕張市	○					○			○												
北海道	岩見沢市			○																		
北海道	網走市			○																		
北海道	留萌市			○																		
北海道	苫小牧市					○																
北海道	稚内市			○																		
北海道	美瑛市			○																		

		2. 平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																										
①都道府県	②市町村名	問A-1					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他						
北海道	芦別市					○																						
北海道	江別市	○					○				○																	
北海道	赤平市	○						○			○																	
北海道	紋別市					○																						
北海道	士別市			○																								
北海道	名寄市			○																								
北海道	三笠市					○																						
北海道	根室市					○																						
北海道	千歳市	○						○			○																	
北海道	滝川市	○						○																				
北海道	砂川市					○																						
北海道	歌志内市			○																								
北海道	深川市	○						○			○																	
北海道	富良野市																											
北海道	登別市	○						○			○																	
北海道	恵庭市		○																									

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																							
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2				問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で家計等の状況を確認し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する資向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他			
北海道	伊達市	○					○																	○	
北海道	北広島市	○					○			○															
北海道	石狩市																								
北海道	北斗市	○					○			○															
北海道	当別町					○																			
北海道	新篠津村	○					○					○													
北海道	松前町	○					○		○																
北海道	福島町	○					○			○															
北海道	知内町			○																					
北海道	木古内町	○					○		○																
北海道	七飯町																								
北海道	鹿部町	○					○			○															
北海道	森町																								
北海道	八雲町																								
北海道	長万部町					○																			

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																				
		問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会で家計等を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他
①都道府県	②市町村名																					
北海道	江差町					○																
北海道	上ノ国町																					
北海道	厚沢部町	○					○			○												
北海道	乙部町	○					○			○												
北海道	奥尻町	○					○			○												
北海道	今金町	○					○			○												
北海道	せたな町																					
北海道	島牧村																					
北海道	寿都町			○																		
北海道	黒松内町																					
北海道	蘭越町	○					○			○												
北海道	ニセコ町																					
北海道	真狩村																					
北海道	留寿都村																					
北海道	喜茂別町																					
北海道	京極町					○																
北海道	倶知安町	○					○				○											
北海道	共和町	○					○			○												
北海道	岩内町			○																		
北海道	治村			○																		
北海道	神恵内村	○					○			○												
北海道	積丹町																					

		2. 平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																					
		問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)												
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がない「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確	イ. 学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他	
北海道	愛別町			○																			
北海道	上川町																						
北海道	東川町																						
北海道	美瑛町	○					○		○														
北海道	上富良野町					○																	
北海道	中富良野町	○					○		○														
北海道	南富良野町					○																	
北海道	占冠村			○																			
北海道	和寒町	○					○		○														
北海道	剣淵町	○					○			○													
北海道	下川町			○																			
北海道	美深町																						
北海道	音威子府村			○																			
北海道	中川町																						
北海道	標加内町			○																			
北海道	増毛町			○																			
北海道	小平町	○					○		○														
北海道	苫前町	○					○		○														

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 (生活保護の基準額が一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの))																				
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)					
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する資向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他
北海道	羽幌町			○																		
北海道	初山別村																					
北海道	遠別町																					
北海道	天塩町					○																
北海道	猿払村																					
北海道	浜頓別町			○																		
北海道	中頓別町	○					○		○													
北海道	枝幸町																					
北海道	豊富町			○																		
北海道	礼文町																					
北海道	利尻町																					
北海道	利尻富士町			○																		
北海道	幌延町	○					○			○												
北海道	美幌町	○					○			○												

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか 問A-2 問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答) 問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																					
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がない	ア 他の認定基準に該当するかを個別に判断し認定	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別に判断し認定	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する向上のための教職員の研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他	
北海道	津別町	○					○			○													
北海道	斜里町	○					○			○													
北海道	清里町																						
北海道	小清水町																						
北海道	訓子府町	○					○			○													
北海道	置戸町			○																			
北海道	佐呂間町	○					○			○													
北海道	遠軽町	○					○						○										
北海道	湧別町			○																			
北海道	滝上町			○																			
北海道	興部町					○																	
北海道	西興部村																						
北海道	雄武町		○																				
北海道	大空町	○					○						○										
北海道	豊浦町			○																			

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか 問A-2 問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答) 問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																					
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がない「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況に個別に判断し認定	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他	
		北海道	仕舞町			○																	
北海道	白老町	○					○				○												
北海道	厚真町			○																			
北海道	洞爺湖町					○																	
北海道	安平町			○																			
北海道	むかわ町					○																	
北海道	日高町																						
北海道	平取町																						
北海道	新冠町	○					○			○													
北海道	浦河町	○					○			○													
北海道	様似町																						
北海道	えりも町																						
北海道	新ひだか町	○					○			○													
北海道	音更町			○																			
北海道	士幌町	○					○			○													
北海道	上士幌町																						
北海道	鹿追町			○																			
北海道	新得町																						

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																			
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)					
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛け、基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組の実施	ウ.貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたものの認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施
北海道	清水町	○				○															
北海道	芽室町			○																	

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																				
		問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア.他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を確認し判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他
①都道府県	②市町村名																					
北海道	中札内村			○																		
北海道	更別村	○					○			○												
北海道	太樹町			○																		
北海道	広尾町					○																
北海道	幕別町			○																		
北海道	泡田町																					
北海道	豊頃町			○																		
北海道	本別町	○					○			○												
北海道	足寄町	○					○			○												
北海道	陸別町			○																		
北海道	浦幌町					○																
北海道	釧路町	○					○			○												
北海道	厚岸町			○																		
北海道	浜中町																					
北海道	標茶町	○					○					○										
北海道	弟子屈町																					

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																			
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	問A-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問A-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困難している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した学習支援などの実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他		
北海道	鶴居村																				
北海道	白糠町			○																	
北海道	別海町	○				○															
北海道	中標津町					○															
北海道	標津町	○				○			○												
北海道	羅臼町			○																	
青森県	青森市			○																	
青森県	弘前市																				
青森県	八戸市																				
青森県	黒石市																				
青森県	五所川原市																				
青森県	十和田市	○				○				○											
青森県	三沢市																				
青森県	むつ市																				
青森県	つがる市																				
青森県	平川市																				
青森県	平内町																				
青森県	今別町																				

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 (生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																					
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)						
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ. 学校や教育委員会で状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他	
①都道府県	②市町村名																						
青森県	蓬田村																						
青森県	外ヶ浜町																						
青森県	鯉ヶ沢町																						
青森県	深浦町																						
青森県	西目屋村																						
青森県	藤崎町																						
青森県	大野町																						
青森県	田舎館村																						
青森県	板柳町	○					○		○														
青森県	鶴田町	○					○					○											
青森県	中泊町																						
青森県	野辺地町																						
青森県	七戸町																						
青森県	六戸町																						
青森県	横浜町																						
青森県	東北町																						
青森県	六ヶ所村																						
青森県	おいらせ町																						
青森県	大間町																						
青森県	東通村																						
青森県	風間浦村																						
青森県	佐井村																						
青森県	三戸町																						

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																					
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困難している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
							生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア.他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ.学校や教育委員会等で家計等を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学費支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他	
青森県	五戸町																						
青森県	田子町																						
青森県	南部町																						
青森県	階上町																						
青森県	新郷村	○					○		○														
青森県	階上町田代			○																			
岩手県	盛岡市																						
岩手県	富古市																						
岩手県	大船渡市	○					○		○														
岩手県	花巻市		○																				
岩手県	北上市					○																	
岩手県	久慈市																						
岩手県	遠野市																						
岩手県	一関市	○					○		○														
岩手県	陸前高田市																						
岩手県	釜石市																						
岩手県	二戸市																						
岩手県	八幡平市	○					○		○														

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																				
		問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ.学校や教育委員会で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別让生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部署等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部署と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他
岩手県	奥州市																					
岩手県	滝沢市			○																		
岩手県	雫石町	○					○				○											
岩手県	葛巻町	○					○				○											
岩手県	岩手町	○					○				○											
岩手県	荒波町			○																		
岩手県	矢巾町																					
岩手県	西和賀町																					
岩手県	金ヶ崎町					○																
岩手県	平泉町			○																		
岩手県	住田町																					
岩手県	大槌町			○																		
岩手県	山田町					○																
岩手県	岩泉町																					
岩手県	田野畑村			○																		
岩手県	普代村																					
岩手県	軽米町																					
岩手県	野田村																					
岩手県	九戸村			○																		
岩手県	洋野町																					
岩手県	一戸町																					
宮城県	仙台市																					
宮城県	石巻市	○					○						○									
宮城県	塩竈市	○					○		○													

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																									
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	問A-2		問A-3	問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問A-4	問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)															
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかどうかを確定し認定	イ.学校や教育委員会で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他					
宮城県	気仙沼市			○																							
宮城県	白石市																										
宮城県	名取市	○					○	○																			
宮城県	角田市	○					○			○																	
宮城県	多賀城市																										
宮城県	岩沼市	○					○	○																			
宮城県	登米市			○																							
宮城県	栗原市																										
宮城県	東松島市																										
宮城県	大崎市																										
宮城県	蔵王町			○																							
宮城県	七ヶ宿町																										
宮城県	大河原町	○					○			○																	
宮城県	村田町																										
宮城県	柴田町	○					○						○												○		
宮城県	川崎町																										
宮城県	丸森町			○																							
宮城県	亶理町					○																					
宮城県	山元町			○																							
宮城県	松島町																										
宮城県	七ヶ浜町																										
宮城県	利府町																										
宮城県	太和町																										

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																				
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																				
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確実し認定	イ.学校や教育委員会で家計等を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する資向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.児童医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他
宮城県	大郷町																					
宮城県	富谷町																					
宮城県	大衡村																					
宮城県	色麻町			○																		
宮城県	加美町																					
宮城県	涌谷町																					
宮城県	美里町																					
宮城県	女川町																					
宮城県	南三陸町																					
秋田県	秋田市	○					○				○											
秋田県	能代市	○					○				○											
秋田県	横手市			○																		
秋田県	大館市	○					○				○											
秋田県	男鹿市																					
秋田県	湯沢市	○					○				○											
秋田県	鹿角市																					

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																						
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2 生活保護の基準額に見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)												
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がない	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で家計等を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他		
秋田県	由利本荘市						○						○											
秋田県	湯上市			○																				
秋田県	大仙市																							
秋田県	北秋田市																							
秋田県	にかほ市						○		○															
秋田県	仙北市			○																				
秋田県	小坂町						○			○														
秋田県	上小阿仁村						○			○														
秋田県	藤里町																							
秋田県	三種町																							
秋田県	八峰町																							
秋田県	五城目町																							
秋田県	八郎潟町																							
秋田県	井川町																							
秋田県	大湯村																							
秋田県	美郷町						○			○														
秋田県	羽後町																							
秋田県	東成瀬村																							
山形県	山形市						○			○														
山形県	米沢市																							

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																					
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																					
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア.他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ.学校や教育委員会等で家計等を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の業務連携などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他	
山形県	鶴岡市																						
山形県	酒田市					○																	
山形県	新庄市	○					○			○													
山形県	寒河江市																						
山形県	上市市					○																	
山形県	村山市																						
山形県	長井市					○																	
山形県	天童市					○																	
山形県	東根市	○					○		○														
山形県	尾花沢市					○																	
山形県	南陽市	○					○			○													
山形県	山辺町					○																	
山形県	中山町	○					○				○												
山形県	河北町																						
山形県	西川町																						
山形県	朝日町																						
山形県	大江町																						
山形県	大石田町		○																				

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																		
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	問A-2 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの教育費負担軽減事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他	
山形県	金山町	○					○													
山形県	最上町	○					○													
山形県	舟形町																			
山形県	真室川町																			
山形県	大蔵村	○					○													
山形県	鮭川村	○					○													
山形県	戸沢村	○					○													
山形県	高島町																			
山形県	川西町																			

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 (生活保護の基準額が一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																							
		維持		上げた		影響なし		検討中		その他		問A-2		問A-3		問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)		問A-4		問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)					
山形県	小国町																								
山形県	白鷹町	○								○															
山形県	飯豊町	○								○															
山形県	三川町	○								○	○														
山形県	床内町																								
山形県	遊佐町																								
福島県	福島市																								
福島県	会津若松市																								
福島県	郡山市																								
福島県	いわき市																								
福島県	白河市																								
福島県	須賀川市											○													
福島県	喜多方市																								

		2. 平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																					
		問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がない「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他	
①都道府県	②市町村名																						
福島県	相馬市																						
福島県	二本松市			○																			
福島県	田村市					○																	
福島県	南相馬市			○																			
福島県	伊達市					○																	
福島県	本宮市																						
福島県	桑折町																						
福島県	国見町	○					○			○													
福島県	川俣町																						
福島県	大玉村																						
福島県	鏡石町																						
福島県	天栄村																						
福島県	下郷町																						
福島県	檜枝岐村																						
福島県	只見町			○																			
福島県	前会津町																						
福島県	北塩原村			○																			
福島県	西会津町			○																			
福島県	磐梯町																						
福島県	猪苗代町																						
福島県	会津坂下町																						

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																																						
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)														問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)		問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																						
		問A-1 係数を見直したか	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がない「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する資向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他																	
福島県	湯川村			○																																				
福島県	柳津町			○																																				
福島県	三島町																																							
福島県	金山町																																							
福島県	昭和村																																							
福島県	会津美里町			○																																				
福島県	西郷村																																							
福島県	泉崎村																																							
福島県	中島村																																							
福島県	矢吹町			○																																				
福島県	柳倉町		○							○			○																											
福島県	矢祭町																																							
福島県	塙町			○																																				
福島県	鮫川村																																							
福島県	石川町																																							
福島県	玉川村																																							
福島県	平田村																																							
福島県	浅川町																																							
福島県	古殿町		○							○					○																									
福島県	三春町			○																																				
福島県	小野町																																							
福島県	広野町		○							○			○																											

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																						
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2			問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で家計等の状況を確認し判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛け認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他		
福島県	川内村																							
福島県	双葉町																							
福島県	浪江町																							
福島県	新地町			○																				
茨城県	水戸市	○					○						○											
茨城県	日立市																							
茨城	土浦市																							

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																									
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)													
							生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ. 学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を認める	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他					
茨城県	古河市			○																							
茨城県	石岡市					○																					
茨城県	結城市																										
茨城県	龍ヶ崎市	○					○																				
茨城県	下妻市					○																					
茨城県	常総市	○					○			○																	
茨城県	常陸太田市					○																					
茨城県	高萩市																										
茨城県	北茨城市																										
茨城県	笠間市																										
茨城県	取手市	○					○				○																
茨城県	牛久市					○																					
茨城県	つくば市	○					○				○																
茨城県	ひたちなか					○																					
茨城県	鹿嶋市	○					○				○																
茨城県	潮来市																										
茨城県	守谷市	○					○				○																
茨城県	常陸大宮市					○																					

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																										
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2 生活保護の基準額に見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア.他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ.学校や教育委員会で家計等の状況を確認し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他						
茨城県	那珂市																											
茨城県	筑西市						○																					
茨城県	坂東市	○					○	○																				
茨城県	稲敷市						○																					
茨城県	かすみがうら	○					○						○															
茨城県	桜川市	○					○	○																				
茨城県	神栖市																											
茨城県	行方市																											
茨城県	鉾田市																											
茨城県	つくばみらい						○																					
茨城県	小美玉市																											
茨城県	茨城町																											
茨城県	大洗町																											
茨城県	城里町																											

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																								
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他				
茨城県	東海村																									
茨城県	大子町																									
茨城県	美浦村																									
茨城県	阿見町			○																						
茨城県	河内町																									
茨城県	八千代町																									
茨城県	五霞町																									
茨城県	境町	○					○																			
茨城県	利根町																									
栃木県	宇都宮市					○																				
栃木県	足利市																									

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																										
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	問A-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問A-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っていない」	問A-3 ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で家計等の状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛け認定	オ.その他	問A-4 ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他							
栃木県	栃木市	○					○				○																	
栃木県	佐野市																											
栃木県	鹿沼市																											
栃木県	日光市	○					○				○																	
栃木県	小山市																											
栃木県	真岡市							○																				
栃木県	大田原市																											
栃木県	矢板市																											
栃木県	那須塩原市	○					○				○																	
栃木県	さくら市																											
栃木県	那須烏山市																											

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																					
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-3 問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他	
栃木県	下野市																						
栃木県	上三川町																						
栃木県	益子町																						
栃木県	茂木町			○																			
栃木県	市貝町																						
栃木県	芳賀町																						
栃木県	壬生町																						
栃木県	野木町																						
栃木県	塩谷町							○															
栃木県	高根沢町		○																				
栃木県	那須町																						
栃木県	那珂川町																						
群馬県	前橋市			○																			
群馬県	高崎市																						
群馬県	桐生市																						
群馬県	伊勢崎市																						
群馬県	太田市	○						○			○												
群馬県	沼田市																						
群馬県	館林市								○														
群馬県	渋川市		○																				
群馬県	藤岡市																						

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																						
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2			問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がない	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他		
群馬県	富岡市																							
群馬県	安中市	○					○		○															
群馬県	みどり市																							
群馬県	榛東村																							
群馬県	吉岡町																							
群馬県	上野村																							
群馬県	神流町																							
群馬県	下仁田町																							
群馬県	南牧村																							
群馬県	甘楽町																							
群馬県	中之条町	○					○		○															
群馬県	長野原町																							
群馬県	端恋村																							
群馬県	碓氷町																							
群馬県	高山村																							
群馬県	東吾妻町																							
群馬県	片品村																							
群馬県	川場村	○					○		○															
群馬県	昭和村																							
群馬県	みなかみ町																							
群馬県	玉村町																							

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 (生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの))																			
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)					
維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会で家計等の状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他	
群馬県	坂倉町	○				○					○										
群馬県	明和町																				
群馬県	千代田町	○				○	○														
群馬県	大泉町				○																
群馬県	邑楽町	○																			
埼玉県	さいたま市																				
埼玉県	川越市						○														
埼玉県	龍谷市			○																	
埼玉県	川口市						○														
埼玉県	行田市																				
埼玉県	秩父市					○															
埼玉県	所沢市			○																	
埼玉県	蕨市	○					○		○												
埼玉県	加須市						○														
埼玉県	本庄市						○														
埼玉県	東松山市	○					○		○												
埼玉県	春日部市			○																	

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																											
		問A-1 係数を見直したか				問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対するの就学援助制度以外の取組(複数回答)																	
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確	イ.学校や教育委員会等で家計等の状況を確認し認定	ウ.25年8月以前	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組の実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援助などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他							
埼玉県	狭山市	○				○				○																			
埼玉県	羽生市			○																									
埼玉県	鴻巣市			○																									
埼玉県	深谷市			○																									
埼玉県	上尾市					○																							
埼玉県	草加市																												
埼玉県	越谷市																												
埼玉県	蕨市			○																									
埼玉県	戸田市																												
埼玉県	入間市					○																							
埼玉県	朝霞市					○																							
埼玉県	志木市																												

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																									
①都道府県	②市町村名	問A-1					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)															
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っていない」	ア.他の認定基準に該当するかを確実に認定	イ.学校や教育委員会等で家計等の状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他					
埼玉県	吉川市	○				○				○																	
埼玉県	ふじみ野市					○																					
埼玉県	白岡市	○				○							○														
埼玉県	伊奈町																										
埼玉県	三芳町			○																							
埼玉県	毛呂山町																										
埼玉県	越生町																										
埼玉県	滑川町	○				○				○																	
埼玉県	嵐山町																										
埼玉県	小川町					○																					
埼玉県	川島町																										
埼玉県	吉見町																										
埼玉県	鳩山町	○				○							○														
埼玉県	ときがわ町					○																					
埼玉県	横瀬町																										
埼玉県	皆野町																										
埼玉県	長瀬町			○																							

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																									
①都道府県	②市町村名	問A-1					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)														
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確実に判断し認定	イ.学校や教育委員会で状況を確認し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他					
埼玉県	小鹿野町																										
埼玉県	東秩父村																										
埼玉県	美里町																										
埼玉県	神川町																										
埼玉県	上里町	○					○		○																		
埼玉県	寄居町	○					○			○																	
埼玉県	宮代町							○																			
埼玉県	杉戸町			○																							
埼玉県	松伏町	○					○			○																	
千葉県	千葉市						○																				
千葉県	鎌子市						○																				
千葉県	市川市			○																							
千葉県	船橋市																										
千葉県	館山市			○																							
千葉県	本郷津市																										
千葉県	松戸市																										
千葉県	野田市						○																				
千葉県	茂原市	○					○			○																	
千葉県	成田市			○																							
千葉県	佐倉市																										

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																										
①都道府県	②市町村名	問A-1					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)														
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他						
千葉県	東金市					○																						
千葉県	旭市																											
千葉県	習志野市	○					○			○																		
千葉県	柏市			○																								
千葉県	勝浦市	○					○			○																		
千葉県	市原市				○																							
千葉県	流山市			○																								
千葉県	八千代市																											
千葉県	我孫子市																											
千葉県	鴨川市																											
千葉県	鎌ヶ谷市																											
千葉県	君津市			○																								
千葉県	富津市			○																								

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																				
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																				
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出る「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ない「対応を行っていない」	ア.他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で家計等の状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他		
千葉県	浦安市																					
千葉県	四街道市	○				○				○												
千葉県	袖ヶ浦市	○				○				○												
千葉県	八街市																					
千葉県	印西市																					
千葉県	白石市																					
千葉県	富里市																					
千葉県	南房総市	○				○			○													
千葉県	匝瑳市						○															
千葉県	香取市			○																		
千葉県	山武市			○																		
千葉県	いすみ市	○				○				○												
千葉県	大網白里市			○																		
千葉県	酒々井町																					
千葉県	栄町	○				○		○														
千葉県	神崎町			○																		
千葉県	多古町	○				○				○												
千葉県	東庄町																					
千葉県	九十九里町			○																		
千葉県	芝山町																					

		2. 平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																										
		問A-2					問A-3					問A-4																
		生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」					生活扶助基準の見直しに伴う影響が大きいよう「対応を行っている」					問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対する就学援助制度以外の取組(複数回答)																
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	ア. 生活保護基準の見直しに伴う影響が大きいよう「対応を行っている」	イ. 生活保護基準の見直しに伴う影響が大きいよう「対応を行っている」	ウ. 25年8月以前に認定された世帯について、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて判断し認定	エ. 25年8月以前に認定された世帯について、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて判断し認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組の実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修の実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組の実施	オ. 福祉担当部局等と連携した取組の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業の実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他								
千葉県	横芝光町																											
千葉県	一宮町	○					○		○																			
千葉県	睦沢町																											
千葉県	長生村																											
千葉県	白子町	○					○		○																			
千葉県	長柄町																											
千葉県	長南町					○																						
千葉県	大多喜町			○																								
千葉県	御宿町																											
千葉県	鋸南町																											
千葉県	布施学校																											
東京都	千代田区	○					○		○																			

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																							
①都道府県	②市町村名	問A-1					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)												
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア.他の認定基準に該当するかを確実し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの教育費負担軽減事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他			
東京都	中央区																								
東京都	港区																								
東京都	新宿区	○					○				○														
東京都	文京区	○					○						○												
東京都	台東区			○																					
東京都	墨田区	○					○				○														
東京都	江東区			○																					

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																							
		問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)													
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がない「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他			
東京都	品川区	○					○			○															
東京都	目黒区																								
東京都	大田区			○																					
東京都	世田谷区																								
東京都	渋谷区	○					○			○															
東京都	中野区	○					○					○													
東京都	杉並区	○					○						○												
東京都	豊島区					○																			
東京都	北区																								
東京都	荒川区																								
東京都	板橋区					○																			
東京都	練馬区	○					○				○														

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																									
①都道府県	②市町村名	問A-1					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)															
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で家計等の状況を確認し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他					
東京都	足立区			○																							
東京都	葛飾区	○					○						○														
東京都	江戸川区			○																							
東京都	八王子市																										
東京都	立川市	○					○				○																
東京都	武蔵野市							○																			
東京都	三鷹市	○					○		○																		
東京都	青梅市						○																				
東京都	府中市	○					○		○																		
東京都	昭島市			○																							
東京都	調布市			○																							
東京都	町田市								○																		

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																				
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか	問A-2	問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学費負担軽減事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他			
東京都	小金井市					○																
東京都	小平市	○					○		○													
東京都	日野市					○																
東京都	東村山市	○					○		○													
東京都	国分寺市					○																
東京都	国立市					○																
東京都	福生市	○					○		○													
東京都	狛江市			○																		
東京都	東大和市	○					○		○													
東京都	清瀬市					○																
東京都	東久留米市					○																
東京都	武蔵村山市	○					○														○	
東京都	多摩市	○					○			○												
東京都	稲城市	○					○		○													
東京都	羽村市					○																

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																							
①都道府県	②市町村名	問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)												
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で家計等の状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する資向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他			
東京都	あきる野市					○																			
東京都	西東京市																								
東京都	瑞穂町	○					○						○												
東京都	日の出町					○																			
東京都	檜原村																								
東京都	奥多摩町	○					○				○														
東京都	大島町			○																					
東京都	利島村																								
東京都	新島村																								
東京都	神津島村																								
東京都	三宅村																								
東京都	御蔵島村																								
東京都	八丈町			○																					
東京都	青ヶ島村																								
東京都	小笠原村																								
神奈川県	横浜市																								
神奈川県	川崎市	○					○																	○	

		2. 平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																						
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)										問A-1 係数を見直したか												
		維持		上げた		影響なし		検討中		その他		問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)						
												生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」		生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」		ア 他の認定基準に該当するかを確定し認定 イ 学校や教育委員会等で家計等の状況に判断し認定 ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定 エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定 オ その他				ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用 イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施 ウ 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施 エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施 オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施 カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施 キ 子供医療費助成制度の充実 ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施 ケ その他				
①都道府県	②市町村名																							
神奈川県	相模原市	○										○												○
神奈川県	横須賀市			○																				
神奈川県	平塚市			○																				
神奈川県	鎌倉市																							
神奈川県	藤沢市			○																				
神奈川県	小田原市	○										○												
神奈川県	茅ヶ崎市	○										○												
神奈川県	逗子市																							
神奈川県	三浦市		○																					
神奈川県	秦野市	○										○												
神奈川県	厚木市	○										○												
神奈川県	大和市																							
神奈川県	伊勢原市								○															
神奈川県	海老名市																							
神奈川県	座間市																							
神奈川県	南足柄市			○																				
神奈川県	綾瀬市	○										○												
神奈川県	葉山町																							

		2. 平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																								
①都道府県	②市町村名	問A-1					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)													
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ. 学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他				
神奈川県	寒川町																									
神奈川県	大磯町	○					○	○																		
神奈川県	二宮町	○					○	○																		
神奈川県	中井町																									
神奈川県	大井町																									
神奈川県	松田町			○																						
神奈川県	山北町			○																						
神奈川県	開成町			○																						
神奈川県	箱根町																									
神奈川県	真鶴町			○																						
神奈川県	湯河原町																									
神奈川県	愛川町	○					○														○					
神奈川県	清川村																									
新潟県	新潟市					○																				
新潟県	長岡市																									
新潟県	三条市			○																						
新潟県	柏崎市																									

①都道府県	②市町村名	2. 平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																										
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確	イ. 学校や教育委員会等との状況を確認し認	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他						
新潟県	新発田市					○																						
新潟県	小千谷市																											
新潟県	加茂市																											
新潟県	十日町市																											
新潟県	見附市			○																								
新潟県	村上市																											
新潟県	燕市																											
新潟県	糸魚川市																											
新潟県	妙高市					○																						
新潟県	五泉市																											
新潟県	上越市			○																								
新潟県	阿賀野市			○																								
新潟県	佐渡市																											
新潟県	魚沼市																											

		2. 平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																				
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)					
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ. 学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他
①都道府県	②市町村名																					
新潟県	南魚沼市																					
新潟県	胎内市								○													
新潟県	聖籠町			○																		
新潟県	弥彦村			○																		
新潟県	田上町																					
新潟県	阿賀町																					
新潟県	出雲崎町	○						○									○					
新潟県	湯沢町			○																		
新潟県	津南町			○																		
新潟県	刈羽村					○																
新潟県	関川村	○						○		○												
新潟県	粟島浦村																					
富山県	富山市	○						○			○											
富山県	高岡市																					
富山県	魚津市																					
富山県	水見市																					
富山県	滑川市						○															

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																		
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																		
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対する就学援助制度以外の取組(複数回答)							
維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会等で状況を確認し判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたものの以外認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他	
富山県	黒部市																			
富山県	砺波市																			
富山県	小矢部市																			
富山県	南砺市																			
富山県	射水市																			
富山県	舟橋村																			
富山県	上市町																			
富山県	立山町																			
富山県	入善町																			
富山県	朝日町																			
石川県	金沢市						○													
石川県	七尾市																			
石川県	小松市																			

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																								
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																								
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)													
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組の実施	ウ.貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局等連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他				
石川県	輪島市	○					○	○																		
石川県	珠洲市																									
石川県	加賀市	○					○	○																		
石川県	羽咋市																									
石川県	かほく市	○					○			○																
石川県	白山市																									
石川県	能美市																									
石川県	野々市市	○					○			○																
石川県	川北町																									
石川県	津幡町	○					○			○																
石川県	内灘町																									
石川県	志賀町			○																						
石川県	宝達志水町	○					○																		○	
石川県	中能登町			○																						
石川県	穴水町																									
石川県	能登町																									
福井県	福井市		○																							

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																								
		問A-1					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)													
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたものの認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他				
福井県	敦賀市																									
福井県	小浜市	○					○				○															
福井県	大野市																									
福井県	勝山市				○																					
福井県	鯖江市																									
福井県	あわら市																									
福井県	越前市																									
福井県	坂井市																									
福井県	永平寺町																									
福井県	池田町																									
福井県	南越前町																									
福井県	越前町			○																						
福井県	美浜町																									
福井県	高浜町																									
福井県	おおい町																									
福井県	若狹町																									
山梨県	甲府市					○																				

		2. 平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																											
①都道府県	②市町村名	問A-1					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)															
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ. 学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	オ. 福祉担当部局の義務教育費負担軽減事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他							
山梨県	富士吉田市	○					○						○																
山梨県	都留市																												
山梨県	山梨市																												
山梨県	大月市																												
山梨県	蕨崎市																												
山梨県	南アルプス																												
山梨県	北杜市																												
山梨県	甲斐市																												
山梨県	笛吹市																												
山梨県	上野原市																												
山梨県	甲州市																												
山梨県	中央市																												
山梨県	市川三郷町			○																									
山梨県	早川町																												
山梨県	身延町																												
山梨県	南都町																												
山梨県	富士川町																												
山梨県	昭和町																												
山梨県	道志村																												
山梨県	西桂町																												
山梨県	忍野村																												
山梨県	山中湖村																												
山梨県	鳴沢村																												

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																									
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	問A-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問A-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響がない	問A-3 ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ.その他	問A-4 ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他					
山梨県	富士河口湖町																										
山梨県	小菅村																										
山梨県	丹波山村																										
山梨県	河口湖南町																										
長野県	長野市																										
長野県	松本市																										
長野県	上田市																										
長野県	岡谷市																										
長野県	飯田市																										
長野県	諏訪市																										
長野県	須坂市																										
長野県	小諸市																										
長野県	伊那市																										
長野県	駒ヶ根市																										
長野県	中野市																										
長野県	大町市																										
長野県	飯山市																										
長野県	茅野市																										
長野県	塩尻市																										
長野県	佐久市																										
長野県	千曲市																										
長野県	東御市																										

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																											
		問A-1					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを認し認定	イ.学校や教育委員会で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛け基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局等と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他							
長野県	安曇野市	○					○				○																		
長野県	小海町																												
長野県	川上村																												
長野県	南牧村																												
長野県	南相木村																												
長野県	北相木村																												
長野県	佐久穂町																												
長野県	軽井沢町																												
長野県	御代田町																												
長野県	立科町																												
長野県	青木村																												
長野県	長和町																												
長野県	下諏訪町			○																									
長野県	富士見町					○																							
長野県	原村	○					○				○																		
長野県	辰野町																												
長野県	箕輪町																												
長野県	飯島町																												
長野県	南箕輪村	○					○			○																			
長野県	中川村																												
長野県	富田村																												
長野県	松川町																												
長野県	高森町			○																									

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 (生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																				
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っていない」	ア.他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ.学校や教育委員会で家計等を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学費支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他
長野県	阿南町																					
長野県	阿智村																					
長野県	平谷村																					
長野県	根羽村																					
長野県	下條村																					
長野県	赤木村																					
長野県	天龍村																					
長野県	泰阜村																					
長野県	喬木村																					
長野県	豊丘村																					
長野県	大蔵村																					
長野県	上松町																					
長野県	南木曾町																					
長野県	木沼村																					
長野県	玉滝村																					
長野県	大桑村																					
長野県	木曾町																					
長野県	麻績村																					
長野県	生坂村																					
長野県	山形村																					
長野県	朝日村																					
長野県	筑北村																					
長野県	池田町																					
長野県	松川村																					

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																					
①都道府県	②市町村名	問A-1					問A-2			問A-3			問A-4										
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確実し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組の実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員の研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	オ.福祉担当部局の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他		
長野県	白馬村					○																	
長野県	小谷村																						
長野県	坂城町																						
長野県	小布施町																						
長野県	高山村																						
長野県	山ノ内町																						
長野県	木島平村																						
長野県	野沢温泉村																						
長野県	信濃町																						
長野県	小川村																						
長野県	飯綱町																						
長野県	栄村																						
長野県	上田市長町																						
長野県	辰野町塩原																						
長野県	麻績村筑土																						
長野県	小海町北根																						
長野県	塩尻市・辰																						
長野県	松本市・山																						
岐阜県	岐阜市																						
岐阜県	大垣市																						
岐阜県	高山市																						
岐阜県	多治見市																						
岐阜県	関市																						
岐阜県	中津川市																						
岐阜県	美濃市																						

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																									
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2 生活保護の基準額に見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」				問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)													
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他					
岐阜県	瑞浪市			○																							
岐阜県	羽島市																										
岐阜県	惠那市																										
岐阜県	美濃加茂市																										
岐阜県	土岐市																										
岐阜県	各務原市			○																							
岐阜県	可児市																										
岐阜県	山県市	○					○		○																		
岐阜県	瑞穂市																										
岐阜県	飛騨市																										
岐阜県	本巣市	○					○		○																		
岐阜県	郡上市	○					○			○																	
岐阜県	下呂市																										
岐阜県	海津市			○																							
岐阜県	岐南町																										
岐阜県	笠松町																										
岐阜県	養老町																										
岐阜県	垂井町	○					○		○																		
岐阜県	関ヶ原町	○					○		○																		
岐阜県	神戸町																										
岐阜県	輪之内町			○																							

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																								
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で家計等を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他				
岐阜県	安八町																									
岐阜県	揖斐川町																									
岐阜県	大野町																									
岐阜県	池田町																									
岐阜県	北方町																									
岐阜県	坂祝町			○																						
岐阜県	富加町																									
岐阜県	川辺町						○																			
岐阜県	七宗町																									
岐阜県	八百津町																									
岐阜県	白川町																									
岐阜県	東白川村	○					○		○																	
岐阜県	御嵩町			○																						
岐阜県	白川村																									
岐阜県	養基小学校養基保育園組合																									
岐阜県	東安中学校組合																									
岐阜県	美濃加茂市高加町中学校組合																									

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																			
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	問A-2 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他		
岐阜県	可児市・御嵩町中学校組合			○																	
静岡県	静岡市																				
静岡県	浜松市																				
静岡県	沼津市																				
静岡県	熱海市																				
静岡県	三島市																				
静岡県	富士宮市																				
静岡県	伊東市	○					○														
静岡県	島田市																				
静岡県	富士市																				
静岡県	磐田市						○														
静岡県	焼津市																				
静岡県	掛川市	○					○														
静岡県	藤枝市																				
静岡県	御殿場市	○					○														
静岡県	袋井市			○																	
静岡県	下田市	○					○														
静岡県	裾野市																				
静岡県	湖西市			○																	
静岡県	伊豆市																				
静岡県	御前崎市																				

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																		
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	問A-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問A-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響がない	問A-3 アの認定基準に該当するかを確定し認定	問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問A-3 イ学校や教育委員会等で家計等の状況を個別に判断し認定	問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							
静岡県	菊川市			○																
静岡県	伊豆の国市	○					○		○											
静岡県	牧之原市			○																
静岡県	東伊豆町																			
静岡県	河津町																			
静岡県	南伊豆町																			
静岡県	松崎町																			
静岡県	西伊豆町																			
静岡県	函南町																			
静岡県	清水町	○					○		○											
静岡県	長泉町	○					○		○											
静岡県	小山町			○																
静岡県	吉田町																			
静岡県	川根本町																			
静岡県	森町																			
静岡県	牧之原市			○																
静岡県	御前崎市 牧之原市 学校組合																			

		2. 平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																										
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		ア. 他			イ. 学校		ウ. 25年		エ. 特別		オ. その他	ア. ス		イ. SSW	ウ. 貧困	エ. 福祉	オ. 福祉	カ. 就学	キ. 子供	ク. 生活	ケ. その他
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助	生活扶助	ア. 他	イ. 学校	ウ. 25年	エ. 特別	オ. その他	ア. ス	イ. SSW	ウ. 貧困	エ. 福祉	オ. 福祉	カ. 就学	キ. 子供	ク. 生活	ケ. その他						
							基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っていない」	認定基準に該当するかを確認し認定	や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	8月以前の基準を踏まえて認定	な事柄のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定		クールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	以外の外部人材と連携した取組を実施	対策に関する向上のための教職員研修を実施	担当部局等と連携した取組を実施	担当部局等と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	福祉担当部局の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	子供医療費助成制度の充実	生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施							
①都道府県	②市町村名																											
愛知県	名古屋市																											
愛知県	豊橋市																											
愛知県	岡崎市																											
愛知県	一宮市	○					○			○																		
愛知県	瀬戸市																											
愛知県	半田市	○					○					○																
愛知県	春日井市			○																								
愛知県	豊川市		○																									
愛知県	津島市			○																								
愛知県	碧南市	○					○	○																				
愛知県	刈谷市																											
愛知県	豊田市																											
愛知県	安城市																											
愛知県	西尾市																											
愛知県	蒲郡市																											
愛知県	犬山市																											
愛知県	常滑市			○																								

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																				
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																				
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他		
愛知県	江南市																					
愛知県	小牧市																					
愛知県	稲沢市																					
愛知県	新城市																					
愛知県	東海市	○				○	○															
愛知県	大府市																					
愛知県	知多市	○				○					○											
愛知県	知立市																					
愛知県	尾張旭市						○															
愛知県	高浜市	○				○	○															
愛知県	岩倉市																					
愛知県	豊明市						○															
愛知県	日進市	○				○			○													
愛知県	田原市																					
愛知県	愛西市	○				○			○													
愛知県	清須市			○																		
愛知県	北名古屋																					
愛知県	弥富市																					
愛知県	みよし市																					
愛知県	あま市																					
愛知県	長久手市																					

①都道府県		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 (生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか													問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)				
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ 学校や教育委員会等で状況を確認し判断し認定	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組の実施	ウ 貧困対策に関する資向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他		
愛知県	東郷町																							
愛知県	豊山町			○																				
愛知県	大口町																							
愛知県	扶桑町																							
愛知県	大治町																							
愛知県	蟹江町	○					○			○														
愛知県	飛島村																							
愛知県	阿久比町																							
愛知県	東浦町																							
愛知県	南知多町			○																				
愛知県	美浜町			○																				
愛知県	武豊町																							
愛知県	幸田町																							
愛知県	設楽町																							
愛知県	東栄町																							
愛知県	豊根村																							
三重県	津市	○					○			○														
三重県	四日市市		○																					
三重県	伊勢市					○																		
三重県	松阪市			○																				
三重県	桑名市	○					○			○														
三重県	鈴鹿市																							
三重県	名張市																							

		2. 平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																					
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ. 学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他	
		三重県	尾鷲市																				
三重県	亀山市																						
三重県	鳥羽市			○																			
三重県	熊野市																						
三重県	いなべ市																						
三重県	志摩市																						
三重県	伊賀市						○																
三重県	木曾岬町			○																			
三重県	東員町			○																			
三重県	菟野町																						
三重県	朝日町																						
三重県	川越町																						
三重県	多気町																						
三重県	明和町																						
三重県	大台町																						
三重県	玉城町			○																			
三重県	度会町																						
三重県	大紀町																						

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 (生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																							
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で家計等の状況に個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員の研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他			
三重県	南伊勢町																								
三重県	紀北町			○																					
三重県	御浜町																								
三重県	紀宝町																								
三重県	多気町松阪市学校組合																								
滋賀県	大津市																								
滋賀県	彦根市			○																					
滋賀県	長浜市		○																						
滋賀県	近江八幡市	○					○				○														
滋賀県	草津市	○					○																		○
滋賀県	守山市						○																		
滋賀県	栗東市	○					○				○														
滋賀県	甲賀市	○					○				○														
滋賀県	野洲市	○					○				○														
滋賀県	湖南市	○					○		○																
滋賀県	高島市																								
滋賀県	東近江市																								
滋賀県	米原市																								
滋賀県	日野町																						○		
滋賀県	竜王町																								
滋賀県	愛荘町	○					○																		○

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																									
①都道府県	②市町村名	問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)															
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他					
滋賀県	豊郷町	○					○	○																			
滋賀県	甲良町	○					○	○																			
滋賀県	多賀町			○																							
京都府	京都市																										
京都府	福知山市																										
京都府	舞鶴市																										
京都府	綾部市	○					○		○																		
京都府	宇治市																										
京都府	宮津市			○																							
京都府	亀岡市																										
京都府	城陽市																										
京都府	向日市			○																							
京都府	長岡京市	○					○			○																	
京都府	八幡市																										
京都府	京田辺市	○					○			○																	
京都府	京丹後市					○																					
京都府	南丹市																										
京都府	木津川市																										
京都府	大山崎町			○																							
京都府	久御山町																										
京都府	井手町																										

		2. 平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 (問A-1 係数を見直したか 問A-2 問A-3 問A-4 問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答))																										
		問A-1 係数を見直したか					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛け、認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他						
京都府	宇治田原町																											
京都府	精華町																											
京都府	京丹波町			○																								
京都府	伊根町																											
京都府	与謝野町																											
京都府	相楽東部町																											
京都府	与謝野町 宮津中学校組合																											
大阪府	大阪市	○					○	○																				
大阪府	堺市																											
大阪府	岸和田市																											
大阪府	豊中市																											
大阪府	池田市																											
大阪府	吹田市																											
大阪府	泉大津市					○																						

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																									
①都道府県	②市町村名	問A-1					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)													
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会で家計等の状況に個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他					
大阪府	高槻市																										
大阪府	貝塚市																										
大阪府	守口市																										
大阪府	枚方市																										
大阪府	茨木市																										
大阪府	八尾市																										
大阪府	泉佐野市						○																				
大阪府	富田林市																										
大阪府	寝屋川市	○						○						○									○				
大阪府	河内長野市																										
大阪府	松原市																										
大阪府	大東市																										
大阪府	和泉市						○																				
大阪府	箕面市	○					○		○																		
大阪府	柏原市	○					○			○																	
大阪府	羽曳野市																										

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																										
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)															
							生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他						
大阪府	門真市																											
大阪府	摂津市																											
大阪府	高石市			○																								
大阪府	藤井寺市																											
大阪府	東大阪市																											
大阪府	泉南市																											
大阪府	四條畷市																											
大阪府	交野市																											

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																					
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2				問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員の研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他	
兵庫県	西宮市	○					○		○														
兵庫県	洲本市																						
兵庫県	芦屋市																						
兵庫県	伊丹市	○					○						○										
兵庫県	相生市																						
兵庫県	豊岡市			○																			
兵庫県	加古川市																						
兵庫県	赤穂市																						
兵庫県	西脇市																						
兵庫県	宝塚市																						
兵庫県	三木市																						
兵庫県	高砂市	○					○		○														
兵庫県	川西市																						
兵庫県	小野市																						
兵庫県	三田市																						
兵庫県	加西市																						
兵庫県	篠山市																						
兵庫県	養父市			○																			
兵庫県	丹波市			○																			
兵庫県	南あわじ市																						
兵庫県	朝来市																						

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																								
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)														
		問A-1 係数を見直したか					問A-2																			
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がない	ア.他の認定基準に該当するかを確	イ.学校や教育委員会で家計等の状況を確認し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他				
兵庫県	淡路市																									
兵庫県	六甲市					○																				
兵庫県	加東市																									
兵庫県	たつの市	○					○				○															
兵庫県	猪名川町																									
兵庫県	多可町																									
兵庫県	福美町																									
兵庫県	播磨町			○																						
兵庫県	市川町	○					○				○															
兵庫県	福崎町	○					○				○															
兵庫県	神河町																									
兵庫県	太子町																									
兵庫県	上郡町																									
兵庫県	佐用町	○					○				○															
兵庫県	香美町																									
兵庫県	新温泉町	○					○				○															
兵庫県	南あわじ市																									
兵庫県	播磨高原町	○					○				○															
奈良県	奈良市																									
奈良県	大和高田市																									
奈良県	大和郡山市	○					○				○															
奈良県	天理市	○					○				○															
奈良県	橿原市																									
奈良県	桜井市					○																				

		2. 平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																				
		問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ. 学校や教育委員会で家計等の状況を確認し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員の研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他
①都道府県	②市町村名																					
奈良県	五條市																					
奈良県	御所市																					
奈良県	生駒市																					
奈良県	香芝市	○					○			○												
奈良県	葛城市																					
奈良県	宇陀市																					
奈良県	山添村			○																		
奈良県	平群町																					
奈良県	三郷町	○					○			○												
奈良県	斑鳩町																					
奈良県	安堵町																					
奈良県	川西町					○																
奈良県	三宅町	○					○			○												
奈良県	田原本町	○					○			○												
奈良県	曾爾村			○																		
奈良県	御杖村																					
奈良県	高取町	○					○			○												
奈良県	明日香村			○																		
奈良県	上牧町																					
奈良県	王寺町	○					○			○												
奈良県	広陵町																					
奈良県	河合町	○					○						○									
奈良県	吉野町																					
奈良県	大滝町																					

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 (問A-1 係数を見直したか 問A-2 問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答) 問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答))																							
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他			
奈良県	下市町																								
奈良県	黒滝村																								
奈良県	天川村																								
奈良県	野迫川村																								
奈良県	十津川村																								
奈良県	下北山村																								
奈良県	上北山村																								
奈良県	川上村																								
奈良県	東吉野村																								
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合					○																			
和歌山県	和歌山市																								
和歌山県	海南市																								
和歌山県	橋本市																								
和歌山県	有田市																								
和歌山県	御坊市																								
和歌山県	田辺市																								
和歌山県	新宮市																								
和歌山県	紀の川市																								
和歌山県	岩出市																								
和歌山県	紀美野町																								
和歌山県	かつらぎ町																								
和歌山県	九度山町																								
和歌山県	高野町																								
和歌山県	湯淺町																								
和歌山県	広川町																								

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																				
		問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確	イ.学校や教育委員会で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他
和歌山県	有田川町																					
和歌山県	美浜町																					
和歌山県	日高町																					
和歌山県	由良町																					
和歌山県	印南町																					
和歌山県	みなべ町	○					○		○													
和歌山県	日高川町																					
和歌山県	白浜町			○																		
和歌山県	上富田町																					
和歌山県	すさみ町			○																		
和歌山県	那智勝浦町																					
和歌山県	太地町																					
和歌山県	古座川町																					
和歌山県	北山村																					
和歌山県	串本町	○					○		○													
和歌山県	御坊市日蓮																					
鳥取県	鳥取市	○					○			○												
鳥取県	米子市		○																			
鳥取県	倉吉市	○					○			○												
鳥取県	境港市	○					○			○												
鳥取県	岩美町	○					○						○									
鳥取県	若桜町			○																		
鳥取県	智頭町			○																		
鳥取県	八頭町			○																		
鳥取県	三朝町																					
鳥取県	湯梨浜町																					

		2. 平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																							
①都道府県	②市町村名	問A-1					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)												
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ. 学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他			
鳥取県	琴浦町																								
鳥取県	北栄町																								
鳥取県	日吉津村																								
鳥取県	大山町																								
鳥取県	南部町	○						○				○													
鳥取県	伯耆町																								
鳥取県	日南町																								
鳥取県	日野町																								
鳥取県	江府町																								
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合		○																						
鳥取県	松江市																								
鳥取県	浜田市	○						○		○															
鳥取県	出雲市					○																			
鳥取県	益田市																								
鳥取県	大田市																								
鳥取県	安来市																								
鳥取県	江津市	○						○				○													
鳥取県	雲南市	○						○				○													
鳥取県	奥出雲町			○																					

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																				
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)										
		問A-1 係数を見直したか					問A-2					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他
島根県	飯南町																					
島根県	川本町																					
島根県	美郷町																					
島根県	邑南町																					
島根県	津和野町			○																		
島根県	吉賀町			○																		
島根県	海士町																					
島根県	西ノ島町																					
島根県	知夫村																					
島根県	隠岐の島町																					
岡山県	岡山市																					
岡山県	倉敷市					○																
岡山県	津山市																					
岡山県	玉野市					○																
岡山県	笠岡市																					
岡山県	井原市			○																		

		2. 平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																								
①都道府県	②市町村名	問A-1					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)													
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確実し認定	イ. 学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他				
岡山県	総社市																									
岡山県	高梁市			○																						
岡山県	新見市						○																			
岡山県	備前市																									
岡山県	瀬戸内市																									
岡山県	赤松市						○																			
岡山県	真庭市																									
岡山県	美作市																									
岡山県	浅口市																									
岡山県	和気町																									
岡山県	早島町																									

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																				
		問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がない「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他
岡山県	里庄町																					
岡山県	矢掛町																					
岡山県	新庄村																					
岡山県	鏡野町																					
岡山県	勝央町																					
岡山県	奈義町																					
岡山県	西粟倉村																					
岡山県	久米南町																					
岡山県	美咲町																					
岡山県	吉備中央町																					
岡山県	笠岡組合																					
広島県	広島市																					
広島県	呉市																					
広島県	竹原市																					
広島県	三原市																					
広島県	尾道市																					

		2. 平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																				
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																				
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確	イ. 学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他
広島県	福山市																					
広島県	府中市																					
広島県	三次市																					
広島県	庄原市																					
広島県	大竹市		○																			
広島県	東広島市			○																		
広島県	廿日市市	○					○					○										
広島県	安芸高田市			○																		
広島県	江田島市																					

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 (生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																					
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を見直したか)					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会で家計等の状況を確認し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他	
広島県	府中町																						
広島県	海田町																						
広島県	熊野町			○																			
広島県	坂町			○																			
広島県	安芸太田町																						
広島県	北広島町																						
広島県	大崎上島町			○																			
広島県	世羅町																						
広島県	神石高原町																						
山口県	下関市	○					○						○				○						
山口県	宇部市																						
山口県	山口市																						
山口県	萩市	○					○			○													
山口県	防府市																						
山口県	下松市			○																			
山口県	岩国市			○																			
山口県	光市			○																			
山口県	長門市																						
山口県	柳井市																						
山口県	美祿市			○																			
山口県	周南市																						
山口県	山陽小野田																						
山口県	周防大島町																						
山口県	和木町	○					○			○													

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																								
①都道府県	②市町村名	問A-1					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)														
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア.他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他				
山口県	上関町			○																						
山口県	田布施町																									
山口県	平生町																									
山口県	阿武町	○					○		○																	
徳島県	徳島市			○																						
徳島県	鳴門市																									
徳島県	小松島市																									
徳島県	阿南市							○																		
徳島県	吉野川市																									
徳島県	阿波市																									
徳島県	美馬市	○					○		○																	
徳島県	三好市	○					○		○																	
徳島県	勝浦町																									
徳島県	上勝町	○					○		○																	
徳島県	佐那河内村	○					○		○																	
徳島県	石井町						○																			

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																									
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	問A-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問A-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応していない」	問A-3 ア 他の認定基準に該当するかを確定し認定	問A-3 イ 学校や教育委員会で家計等の状況を確認し認定	問A-3 ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	問A-3 エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	問A-3 オ その他	問A-4 ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	問A-4 イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	問A-4 ウ 貧困対策に関する向上のための教職員の研修を実施	問A-4 エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	問A-4 オ 福祉担当部局の連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	問A-4 カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	問A-4 キ 子供医療費助成制度の充実	問A-4 ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	問A-4 ケ その他					
徳島県	神山町			○																							
徳島県	那賀町			○																							
徳島県	牟岐町	○					○	○																			
徳島県	美波町																										
徳島県	海陽町																										
徳島県	松茂町			○																							
徳島県	北島町			○																							
徳島県	藍住町	○					○				○																
徳島県	板野町			○																							
徳島県	上板町																										
徳島県	つるぎ町																										
徳島県	東みよし町																										
香川県	高松市			○																							
香川県	丸亀市																										
香川県	坂出市																										
香川県	善通寺市																										

		2. 平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																					
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																					
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかどうかを個別に判断し認定	イ. 学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他	
香川県	観音寺市																						
香川県	さぬき市			○																			
香川県	東かがわ市																						
香川県	三豊市																						
香川県	土庄町																						
香川県	小豆島町																						
香川県	三木町																						
香川県	直島町																						
香川県	宇多津町																						
香川県	綾川町																						
香川県	琴平町																						
香川県	多度津町			○																			
香川県	まんのう町																						
香川県	三豊市観音寺市学校組合																						
愛媛県	松山市																						
愛媛県	今治市																						
愛媛県	宇和島市						○						○										
愛媛県	八幡浜市			○																			

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																							
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2				問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア.他の認定基準に該当するかを確実に判断し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他			
愛媛県	新居浜市																								
愛媛県	西条市																								
愛媛県	大洲市																								
愛媛県	伊予市																								
愛媛県	四国中央市							○																	
愛媛県	西予市																								
愛媛県	東温市							○																	
愛媛県	上島町																								
愛媛県	久万高原町																								
愛媛県	松前町																								
愛媛県	砥部町																								
愛媛県	内子町																								
愛媛県	伊方町																								
愛媛県	松野町	○						○																	
愛媛県	鬼北町																								
愛媛県	愛南町																								
愛媛県	篠山小中学校																								
高知県	高知市																								
高知県	室戸市	○						○																	
高知県	安芸市																								
高知県	南国市																								
高知県	土佐市	○						○																	
高知県	須崎市	○						○																	
高知県	宿毛市	○						○																	
高知県	土佐清水市																								

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																							
①都道府県	②市町村名	問A-1					問A-2		問A-3			問A-4													
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がない「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ.学校や教育委員会で家計等の状況に個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他			
高知県	四万十市																								
高知県	香南市																								
高知県	香美市																								
高知県	東洋町			○																					
高知県	奈半利町			○																					
高知県	田野町	○					○							○											
高知県	安田町			○																					
高知県	北川村																								
高知県	馬路村																								
高知県	芸西村																								
高知県	本山村																								
高知県	大豊町	○					○			○															
高知県	土佐町																								
高知県	大川村																								
高知県	いの町																								
高知県	仁淀川町			○																					
高知県	中土佐町																								
高知県	佐川町																								
高知県	越知町	○					○			○															
高知県	構原町																								
高知県	日高村																								
高知県	津野町																								
高知県	四万十町	○					○		○																
高知県	大月町						○																		

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																									
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がない「対応を行っていない」	ア.他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を確認し判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.児童養育施設での充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他					
高知県	三原村																										
高知県	黒潮町																										
高知県	日高村佐川町学校組合																										
福岡県	北九州市																										
福岡県	福岡市																										
福岡県	大牟田市																										
福岡県	久留米市																										
福岡県	直方市																										
福岡県	飯塚市	○																									○
福岡県	田川市	○																									
福岡県	柳川市																										
福岡県	八女市																										

		2. 平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																									
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)															問A-2 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)										
①都道府県	②市町村名	問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)													
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応していない」	ア. 生活扶助基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	イ. 生活扶助基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 25年9月以降の基準を踏まえて認定	オ. 特別な事情がある世帯については、別認定基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	カ. その他	イ. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	ク. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ク. 貧困対策に関する向上のための教職員の研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	カ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	キ. 就学援助以外に、保護者の教育費負担軽減事業を実施	ク. 子供医療費助成制度の充実	ケ. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他			
		福岡県	筑後市	○					○			○															
福岡県	大川市																										
福岡県	行橋市	○					○			○																	
福岡県	豊前市																										
福岡県	中間市	○					○		○																		
福岡県	小都市	○					○									○											
福岡県	筑紫野市																										
福岡県	春日市	○																									
福岡県	大野城市																										
福岡県	宗像市							○																			
福岡県	太宰府市																										
福岡県	百賀市											○															
福岡県	福津市			○																							
福岡県	うきは市																										
福岡県	宮若市			○																							
福岡県	嘉麻市											○															
福岡県	朝倉市																										
福岡県	みやま市			○																							
福岡県	糸島市																										

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																			
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	オ 福祉担当部局の業務委託や教育費負担軽減事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他		
							生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応していない」													
福岡県	那珂川町																				
福岡県	宇美町			○																	
福岡県	篠栗町					○															
福岡県	志免町	○					○														
福岡県	須恵町			○																	
福岡県	新宮町	○					○														
福岡県	久山町																				
福岡県	粕屋町	○					○				○										○
福岡県	戸畑町	○					○											○			
福岡県	水巻町	○					○				○										
福岡県	岡垣町	○					○												○		○
福岡県	遠賀町	○		○																	
福岡県	小竹町	○					○				○										
福岡県	鞍手町	○					○				○										
福岡県	桂川町																				
福岡県	筑前町			○																	
福岡県	東峰村																				
福岡県	大刀洗町	○					○				○										
福岡県	大木町																				
福岡県	広川町																				
福岡県	香春町			○																	

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																					
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)												問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		問A-1 係数を見直したか			問A-2			問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)															
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出る「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ない「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する資	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局等との連携した取組を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他	
①都道府県	②市町村名																						
福岡県	浜田町	○					○				○												
福岡県	糸田町			○																			
福岡県	川崎町	○					○															○	
福岡県	大任町		○																				
福岡県	赤村	○					○														○		
福岡県	福智町																						
福岡県	刃田町	○					○				○												
福岡県	みやこ町			○																			
福岡県	吉富町			○																			
福岡県	上毛町																						
福岡県	築上町	○					○				○												
福岡県	吉富町外			○																			
佐賀県	佐賀市																						
佐賀県	唐津市																						
佐賀県	鳥栖市																						
佐賀県	多久市																						
佐賀県	伊万里市																						
佐賀県	武雄市			○																			
佐賀県	鹿島市	○					○				○												
佐賀県	小城市																						
佐賀県	嬉野市																						
佐賀県	神埼市																						
佐賀県	吉野ヶ里町	○					○				○												
佐賀県	基山町	○					○				○												

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																							
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他				
佐賀県	上峰町																								
佐賀県	みやき町	○					○				○														
佐賀県	玄海町			○																					
佐賀県	有田町					○																			
佐賀県	大町町																								
佐賀県	江北町																								
佐賀県	白石町			○																					
佐賀県	太良町																								
長崎県	長崎市																								
長崎県	佐世保市	○					○				○														
長崎県	島原市	○					○				○														
長崎県	諫早市																								
長崎県	大村市	○					○				○														

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																							
		問A-1					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っていない」	ア.他の認定基準に該当するかを個別に判断し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別让生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他			
長崎県	平戸市	○					○																		
長崎県	松浦市	○					○		○																
長崎県	対馬市																								
長崎県	杵岐市																								
長崎県	五島市	○					○		○																
長崎県	西海市	○					○	○																	
長崎県	雲仙市	○					○		○																
長崎県	南島原市						○																		
長崎県	長与町																								
長崎県	時津町			○																					
長崎県	東彼杵町																								
長崎県	川棚町	○					○		○																
長崎県	波佐見町																								
長崎県	小値賀町																								
長崎県	佐々町																								
長崎県	新上五島町					○																			
熊本県	熊本市																								
熊本県	八代市																								
熊本県	人吉市			○																					
熊本県	荒尾市																								
熊本県	水俣市	○					○		○																
熊本県	玉名市																								

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																													
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-3 問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)					問A-4 問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)														
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア.他の認定基準に該当するかを確実に認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他									
熊本県	山鹿市																														
熊本県	菊池市																														
熊本県	宇土市																														
熊本県	上天草市			○																											
熊本県	宇城市					○																									
熊本県	阿蘇市																														
熊本県	天草市	○					○	○																							
熊本県	合志市																														
熊本県	美里町																														
熊本県	玉東町																														
熊本県	南関町	○					○		○																						
熊本県	長洲町			○																											
熊本県	和水町	○					○		○																						
熊本県	六津町																														

		2. 平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																																
①都道府県	②市町村名	問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困難している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																				
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確実確認し認定	イ 学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別让生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他												
熊本県	菊陽町	○					○				○																							
熊本県	南小国町																																	
熊本県	小国町			○																														
熊本県	産山村																																	
熊本県	高森町																																	
熊本県	西原村																																	
熊本県	南阿蘇村	○					○		○																									
熊本県	御船町																																	
熊本県	嘉島町	○					○				○																							
熊本県	益城町																																	
熊本県	甲佐町																																	
熊本県	山都町																																	
熊本県	氷川町			○																														
熊本県	芦北町																																	
熊本県	津奈木町																																	
熊本県	錦町	○					○					○																						
熊本県	多良木町																																	
熊本県	湯前町																																	

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																			
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がない「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを個別に判断し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組の実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員の研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他	
熊本県	水上村			○																	
熊本県	相良村																				
熊本県	五木村			○																	
熊本県	山江村																				
熊本県	球磨村																				
熊本県	あさぎり町	○				○			○												
熊本県	吾北町																				
熊本県	氷川町(氷)			○																	
大分県	大分市	○				○			○												
大分県	別府市			○																	
大分県	中津市																				
大分県	日田市																				
大分県	佐伯市	○				○			○												
大分県	臼杵市	○				○			○												
大分県	津久見市	○				○			○												
大分県	竹田市		○																		
大分県	豊後高田市	○				○			○												
大分県	杵築市			○																	
大分県	宇佐市			○																	
大分県	豊後大野市																				
大分県	由布市	○				○			○												
大分県	国東市			○																	

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																										
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2			問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)															
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ 学校や教育委員会で家計等の状況に個別に判断し認定	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他						
大分県	姫島村																											
大分県	日出町	○					○		○																			
大分県	九重町	○					○			○																		
大分県	玖珠町	○					○			○																		
宮崎県	宮崎市	○					○						○															
宮崎県	都城市						○																					
宮崎県	延岡市			○																								
宮崎県	日南市						○																					
宮崎県	小林市						○																					
宮崎県	日向市			○																								
宮崎県	串間市																											
宮崎県	西都市			○																								
宮崎県	えびの市	○					○			○																		

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																						
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-1 係数を見直したか					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)			
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他		
宮城県	三股町																							
宮城県	高原町			○																				
宮城県	国富町																							
宮城県	綾町																							
宮城県	高鍋町					○																		
宮城県	新富町	○					○			○														
宮城県	西米良村																							
宮城県	木城町																							
宮城県	川南町																							
宮城県	都農町							○																
宮城県	門川町						○																	
宮城県	諸塚村																							
宮城県	椎葉村																							
宮城県	美郷町	○					○			○														
宮城県	高千穂町																							

①都道府県 ②市町村名		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																								
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を確認し個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ.その他	問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他		
宮崎県	日之影町																									
宮崎県	五ヶ瀬町																									
鹿児島県	鹿児島市																									
鹿児島県	鹿屋市																									
鹿児島県	枕崎市																									
鹿児島県	阿久根市	○					○	○																		
鹿児島県	出水市			○																						
鹿児島県	指宿市																									
鹿児島県	西之表市																									
鹿児島県	垂水市	○					○			○																
鹿児島県	薩摩川内市			○																						
鹿児島県	日置市																									
鹿児島県	曾於市			○																						
鹿児島県	霧島市																									
鹿児島県	いちき串木			○																						
鹿児島県	南さつま市			○																						
鹿児島県	志布志市																									

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 (生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの))																							
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2			問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)												
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っていない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組の実施	ウ.貧困対策に関する資向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他			
鹿児島県	奄美市																								
鹿児島県	南九州市																								
鹿児島県	伊佐市																								
鹿児島県	姶良市																								
鹿児島県	三島村																								
鹿児島県	十島村																								
鹿児島県	さつま町																								
鹿児島県	長島町																								
鹿児島県	湧水町																								
鹿児島県	大崎町																								
鹿児島県	東串良町																								
鹿児島県	錦江町																								
鹿児島県	南大隅町																								
鹿児島県	肝付町																								
鹿児島県	中種子町																								
鹿児島県	南種子町																								
鹿児島県	屋久島町																								
鹿児島県	大和村																								
鹿児島県	宇検村																								
鹿児島県	瀬戸内町																								
鹿児島県	龍郷町																								
鹿児島県	喜界町																								
鹿児島県	徳之島町																								

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																								
①都道府県	②市町村名	問A-1					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)													
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確定し認定	イ.学校や教育委員会等で家計等を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他				
鹿児島県	天城町																									
鹿児島県	伊仙町																									
鹿児島県	和泊町																									
鹿児島県	知名町																									
鹿児島県	与論町																									
沖縄県	那覇市						○																			
沖縄県	宜野湾市																									
沖縄県	石垣市						○			○																
沖縄県	浦添市						○						○													
沖縄県	名護市																									
沖縄県	糸満市																									

①都道府県	②市町村名	2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																										
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)						問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対する就学援助制度以外の取組(複数回答)																
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	問A-1 係数を見直したか	問A-2	ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等で家計等の状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員の研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他						
沖縄県	沖縄市																											
沖縄県	豊見城市						○			○																		
沖縄県	うるま市							○																				
沖縄県	宮古島市							○			○																	
沖縄県	南城市							○			○																	
沖縄県	国頭村																											
沖縄県	大宜味村																											
沖縄県	東村																											
沖縄県	今帰仁村																											
沖縄県	本部町																											
沖縄県	恩納村																											
沖縄県	宜野座村																											
沖縄県	金武町																											
沖縄県	伊江村																											
沖縄県	読谷村																											
沖縄県	嘉手納町																											

①都道府県	②市町村名	2. 平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																			
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	問A-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問A-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響がない	問A-3 ア 他の認定基準に該当するかを確 認し認定	問A-3 イ 学校や教育委員会等で家 計等の状況を個別に判断し 認定	問A-3 ウ. 25年8 月以前の基準を踏 まえて認 定	問A-3 エ. 特別な事情のある世帯 については、別の生活保護 基準額に一定の係 数を掛けた基準額を用いて 認定	問A-3 オ. その 他	問A-4 ア ス クール ソーシャ ルワーカー(以下「SS W」)の活 用	問A-4 イ SSW 以外の外部 人材と連携した取 組を実施	問A-4 ウ 貧困 対策に 関する資 質向上の ための教 職員の研 究修 実施	問A-4 エ 福祉 担当部 局等と連 携した取 組を実施	問A-4 オ 福祉 担当部 局と連携 した学 習支 援などの 貧困対策 事業を実施	問A-4 カ 就学 援助以外 の義務教 育段階の 保護者の 負担軽減 事業を実施	問A-4 キ 子 供医療費 助成制度 の充 実	問A-4 ク 生活 保護の基 準額に 一定の係 数をかけた もの以外 の認定基 準や対象 者の認定 方法にお いて手厚 い支援を 実施
沖縄県	北谷町																				
沖縄県	北中城村			○																	
沖縄県	中城村																				
沖縄県	西原町																				
沖縄県	与那原町						○													○	
沖縄県	南風原町						○											○		○	
沖縄県	淺嘉敷村																				
沖縄県	座間味村																				
沖縄県	粟国村																				
沖縄県	渡名喜村																				
沖縄県	南大東村																				
沖縄県	北大東村																				

		2.平成27年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																						
①都道府県	②市町村名	問A-1					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会等で家計等個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局の学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他		
沖縄県	伊平屋村																							
沖縄県	伊集名城																							
沖縄県	久米島町																							
沖縄県	八重瀬町			○																				
沖縄県	多良間村																							
沖縄県	竹富町																							
沖縄県	与那国町																							

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																問C 補足事項等						
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2					問B-4 問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)												
		下げた	下げていない	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	アの他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会等での状況を確認し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する責務の向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施		オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他	
北海道	札幌市		○																					就学援助認定基準について就学援助審議会に諮問した結果、一定期間生活保護基準に連動させず、経済状況等を確認したうえで就学援助認定基準の設定方法を定めることが望ましいとの答申を受け、概ね2～3年のあいだ、平成26年度の認定基準を使うこととなった。
北海道	函館市																							独自の政策として、子ども・子育て支援を推進するため、小・中学校に入学する子どもの保護者に対し、経済的負担等を軽減することを目的に入学準備給付金を支給している。
北海道	小樽市																							基準額の時期を変更
北海道	旭川市																							
北海道	室蘭市																							
北海道	釧路市																							
北海道	帯広市																							要保護については、生活保護の受給の有無にかかわらず、保護を必要とする状態のものとしておられるが、現実的には生活保護受給者のみを要保護として運用している自治体が多いため、生活保護受給者以外のよう保護者の補償については、手法の検討が必要と考える。(いわゆるPTA会費、生徒会費、クラブ活動日の支給についても、これにより生活保護との整合性が図られる)
北海道	北見市																							
北海道	夕張市																							
北海道	岩見沢市																							I (2) 基準額の時期については、平成26年度までは前年度としていたが、生活扶助基準の見直しを受け、平成27年度は暫定的に見直し前の基準を適用した。
北海道	網走市																							問A-1について、H26年度と比較するとH27年度は「維持」となりますが、現在見直し前のH25年度基準を根拠としているため、「影響なし」と回答いたします。
北海道	留萌市																							
北海道	苫小牧市																							基準額の時期を変更。
北海道	稚内市																							
北海道	美唄市																							

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)												問C 補足事項等									
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2			問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別に判断し認定	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スケールンルーカ(以下「SSWJ」)の活用	イ SSWJ以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他	
北海道	芦別市																						基準額の時期を変更
北海道	江別市																						現在、当市の就学援助における収入基準額算出に当たっては、平成25年8月の生活保護基準見直し以前の基準を用いています。 江別市の就学援助運用方針において、その附則に『当分の間、第3条(認定基準)関係の2に規定する収入基準額の算定に当たっては、生活保護法による保護の基準の一部を改正する件(平成25年厚生労働省告示第174号)による改正前の保護の基準によるものとする。』と定めており、生活保護基準見直しによる影響を受けないようにしています。
北海道	赤平市																						就学援助制度の運用で経済的に困窮している児童生徒を認定審査で係数を用いる場合、係数を導き出す計算に用いる数字は自治体により様々ですので、同じ係数でも自治体によって認定になったり、否認定になったりします。全国どの地域に住んでいても、自分が認定になるのか否認定になるのかを保護者等にわかりやすい統一感のある制度を求めます。
北海道	紋別市																						基準額の時期を変更(25年8月以前の生活保護基準額を使用)
北海道	士別市																						
北海道	名寄市																						
北海道	三笠市																						質問(A)回答 基準額の時期の変更
北海道	根室市																						基準額の時期を変更
北海道	千歳市																						
北海道	滝川市																						影響の出る世帯が生じた場合、個別に検討し対応する。
北海道	砂川市																						基準額の時期を変更
北海道	歌志内市																						就学援助制度について、「生活扶助基準の見直し」による影響が出ないよう平成25年8月以前の基準を使用している。
北海道	深川市																						
北海道	富良野市																						
北海道	登別市																						
北海道	恵庭市																						生活保護基準見直しに伴い、平成27年度より就学援助認定基準も見直し、1.4倍まで係数を上げたが、平成27年度に否認となった者のうち、平成26年度の審査に用いた基準により審査し認定になるものについては、平成27年度のみ準要保護認定者とする。

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等									
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																		
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	ア 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他			
北海道	伊達市																								独自の取り組みはしていない。
北海道	北広島市																								
北海道	石狩市																								
北海道	北斗市																								
北海道	当別町																								基準額の時期を変更
北海道	新篠津村																								【問A-3】その他の内容 平成25年8月前の生活扶助基準を用いることとし、所得基準限度額は引き下げない。
北海道	松前町																								
北海道	福島町																								
北海道	知内町																								
北海道	木古内町																								1. 小中学校の給食費の無料、教材費(スキー用品)等の購入助成を行い保護者負担の軽減を図っている。
北海道	七飯町																								生活扶助第1類費、第2類費は国の見直しに則し見直しを実施している。ただし、減減率は計算式に含めていない。
北海道	鹿部町																								
北海道	森町																								
北海道	八雲町																								
北海道	長万部町																								基準額の時期を変更

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等											
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2に対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																			
		下げた	下げていない	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会等と連携し認定	ウ. 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他				
北海道	江差町																								基準額の時期を変更	
北海道	上ノ国町																									
北海道	厚沢部町																									
北海道	乙部町																									
北海道	奥原町																									
北海道	今金町																									
北海道	せたな町																									
北海道	島牧村			○																						
北海道	寿都町																									
北海道	黒松内町																									
北海道	蘭越町																									
北海道	ニセコ町																									
北海道	真狩村																									準要保護の認定については、申請者の該当となる民生委員の方に生活状況等のご意見をいただき、教育委員会での決定の際に参考としている。
北海道	留寿都村																									
北海道	喜茂別町																									
北海道	京極町																									-当該世帯が他の認定基準(児童扶養手当の受給、市町村民税非課税等)に該当するかを確認 ・基準額の時期を変更
北海道	倶知安町																									
北海道	共和町																									
北海道	岩内町																									
北海道	泊村																									
北海道	神恵内村																									
北海道	積丹町																									

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等																			
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問B-3 認定基準に該当するかどうかを確認し認定	他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ その他		問B-4 ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他										
北海道	古平町																														平成25年8月見直し前の生活扶助基準を用いることとし、所得基準限度額は引き下げない。				
北海道	仁木町																																		
北海道	余市町																																		
北海道	赤井川村																																		
北海道	南幌町																																		
北海道	奈井江町																														基準額の時期を変更				
北海道	上砂川町																																		
北海道	由仁町																																		
北海道	長沼町																																		
北海道	栗山町																														【問A-3】回答(生活保護支給基準の「第1・2類」を利用するが「減減率」を適用していない)				
北海道	月形町																																		
北海道	浦臼町																																		
北海道	新十津川町																															基準額の時期を変更			
北海道	妹背牛町																																		
北海道	秩父別町																																		
北海道	雨竜町																																		
北海道	北竜町																																		
北海道	沼田町																															認定の際には地域の民生委員の意見聴取を行い、生活実態の把握に努めている。			
北海道	鷹栖町																																		
北海道	東神楽町																																		
北海道	当麻町																																		
北海道	比布町																																		

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等									
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2に対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2に対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																	
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	ア 他の認定基準に該当する計画を個別に判断し認定	イ 学校や教育委員会等との状況に判断し認定	ウ 25年8月以降の認定基準を踏まえて認定	エ 特別な事情がある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他		
北海道	愛別町																							
北海道	上川町																							
北海道	東川町																							・小学校卒業時に中学校で使用する英語辞書及びテキストを贈呈 ・小学生 漢字検定5級、中学生 漢字検定3級・英語検定3級の検定料助成 ・中学生まで医療費無料
北海道	美瑛町																							
北海道	上富良野町																							基準額の時期を変更
北海道	中富良野町																							
北海道	南富良野町																							基準額の時期を変更
北海道	占冠村																							
北海道	和寒町																							
北海道	剣淵町																							1. 補足 認定基準～ア・イ・エ～キ・クの認定基準を満たし、更に生活保護基準額の1.3倍以下の者を認定する。 2. 子育て支援 ○町立保育所～町立保育所に通う、第3子以降の子に対し保育料を免除 ・保育所の入所した子が同じ時期に2人目を半額 ・生活保護世帯は無料 ・一人親(父子・母子)家庭は保育料半額 ○学童保育所～上記「町立保育所」と同内容 ○医療費免除～町内に在住する中学生以下の子の医療費を免除
北海道	下川町																							
北海道	美深町																							
北海道	音威子府村																							
北海道	中川町		○																					
北海道	幌加内町																							
北海道	増毛町																							
北海道	小平町																							
北海道	苫前町																							

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等										
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																		
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会等との状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他			
北海道	羽幌町																								
北海道	初山別村		○																						
北海道	遠別町																								
北海道	天塩町																								昨年に係数の一部見直しを行い、生活保護の基準額以内(ひとり親家庭等世帯については必要額の1.3倍、その他は1.0倍)とした。 平成27年度は、係数の見直しにより影響が出る対象者がいなかった。また、「生活扶助基準の見直し」による影響が出ないような対応については、行うこととし、平成25年8月以前の基準を踏まえて認定することとしている。
北海道	猿払村																								
北海道	浜頓別町																								
北海道	中頓別町																								
北海道	枝幸町			○																					生活保護基準の引き下げ等による対応は、権限委譲により市町村に委ねられていると思われるが、毎年このような調査を行うのであれば、以前の国庫補助の時のように、国の定めた基準により、一律事務を行う方が効率的と思われる。
北海道	豊富町																								
北海道	礼文町																								
北海道	利尻町			○																					
北海道	利尻富士町																								
北海道	幌延町																								
北海道	美幌町																								

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等							
		問B-1 認定基準額を下げたか				問B-2		問B-3 問B-2に対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問B-4 問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
		下げた	下げていない	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	ア 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等との状況判断を認	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW)」の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他	
北海道	津別町																						
北海道	斜里町																						
北海道	清里町																						
北海道	小清水町																						
北海道	訓子府町																						
北海道	釧路町																						
北海道	佐呂間町																						
北海道	遠軽町																						26年度の認定者で27年度の国の基準の減額により、否認定となる場合は、27年度については、25年8月以前の基準により算出する。
北海道	湧別町																						
北海道	滝上町																						特になし
北海道	興部町																						基準額の時期を変更
北海道	西興部村																						
北海道	雄武町																						
北海道	大空町																						本町では、要綱で、準要保護認定基準を「前年度所得が当該年度の生活保護費(年額)に1.2を乗じて得た額未満」としていることから、収入ではなく所得を用いているため基準が高くなっています。 また、必要に応じて、民生委員児童委員等の意見を十分に聴取することとなり、毎年度、申請世帯の家庭事情等を民生委員児童委員会で確認し、生活困窮者がいる場合は、民生委員からも申請手続きの話をしてもらっています。
北海道	豊浦町																						1.3倍という高い基準により、基準変更が影響する否認定世帯がないため。なお、保護基準の変更による否認定世帯がある場合は、係内にて要検討。

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等															
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応していない」	問B-3 他の認定基準に該当するかを確認し認定	問B-3 イ. 学校や教育委員会等との状況を個別に判断し認定	問B-3 ロ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	問B-3 ハ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	問B-3 ニ. その他		問B-4 ア. スケールンシャーローカー(以下「SSWJ」の活用)	問B-4 イ. SSWJ以外の外部人材と連携した取組を実施	問B-4 ロ. 貧困対策に関する質向上のための教職員研修を実施	問B-4 ハ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	問B-4 ニ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	問B-4 ヘ. 子育て医療費助成制度の充実	問B-4 コ. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	問B-4 ケ. その他							
北海道	杜戸町																													
北海道	白老町																													
北海道	厚真町																													本町においては、世帯の所得が生活保護基準の1.5倍以内の者が認定されるため、生活保護基準が引き下げになっても対象となる範囲が広いと見られ、認定基準の見直しは検討していない。
北海道	洞爺湖町																													基準額の時期を変更
北海道	安平町																													
北海道	むかわ町																													基準額の時期を変更
北海道	日高町																													
北海道	平取町						○																							「生活扶助基準の見直し」の影響をなくすために、係数の調整及び見直し以前は対象となっていた家庭については、対象とするなどしている。
北海道	新冠町																													
北海道	浦河町																													
北海道	様似町																													
北海道	えりも町																													
北海道	新ひだか町																													
北海道	音更町																													
北海道	士幌町																													
北海道	上士幌町																													
北海道	鹿追町		○																											生活扶助の見直しによって対象外となる方がいないため、様子を見ている状況です。 今後、対象外となる方が出てきた際には検討していきたいと考えております。
北海道	新得町			○																										

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等								
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	問B-2	問B-2	問B-2	問B-2	問B-2	問B-2	問B-2	問B-2									
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等で家計を個別に判断し認定	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他		
青森県	蓬田村																							
青森県	外ヶ浜町																							
青森県	鯉ヶ沢町																							
青森県	深浦町																							
青森県	西目屋村																							
青森県	藤崎町																							
青森県	大鰐町																							
青森県	田舎館村																							
青森県	板柳町																							
青森県	鶴田町																							全世帯について、平成25年8月以前の基準で認定
青森県	中泊町		○																					
青森県	野辺地町																							
青森県	七戸町																							
青森県	六戸町																							
青森県	横浜町																							
青森県	東北町																							
青森県	六ヶ所村																							
青森県	おいらせ町																							
青森県	大間町																							
青森県	東通村																							
青森県	風間浦村																							
青森県	佐井村																							
青森県	三戸町																							

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等										
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)													
		下げた	下げていない	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等と状況を確認し認定	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他			
青森県	五戸町																								
青森県	田子町			○																					
青森県	南郷町			○																					
青森県	階上町																								
青森県	新郷村																								
青森県	階上町田代																								
岩手県	盛岡市			○																					事業名：盛岡市生活困窮者学習支援等事業(保健福祉部生活福祉第1課) 生活困窮者世帯及び生活保護受給世帯に属する中学生を対象とし、市内公共施設等で個別学習指導を行うもの。
岩手県	宮古市			○																					
岩手県	大船渡市																								
岩手県	花巻市																								
岩手県	北上市																								基準額の時期を変更
岩手県	久慈市		○																						
岩手県	遠野市		○																						
岩手県	一関市																								
岩手県	陸前高田市			○																					
岩手県	釜石市		○																						
岩手県	二戸市																								
岩手県	八幡平市																								

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																問C 補足事項等						
		問B-1 認定基準額を下げたか		問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)		問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等での状況を個別に判断し認定	ウ 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他		
宮城県	気仙沼市																							
宮城県	白石市		○																					
宮城県	名取市																							
宮城県	角田市																							
宮城県	多賀城市																							
宮城県	岩沼市																							
宮城県	登米市																							
宮城県	栗原市																							
宮城県	東松島市																							
宮城県	大崎市		○																					
宮城県	蔵王町																							
宮城県	七ヶ宿町			○																				
宮城県	大河原町																							
宮城県	村田町																							
宮城県	柴田町																							
宮城県	川崎町																							
宮城県	丸森町																							
宮城県	亶理町																							基準額の時期を変更
宮城県	山元町																							
宮城県	松島町																							
宮城県	七ヶ浜町																							
宮城県	利府町																							
宮城県	大和町																							

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)												問C 補足事項等						
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応していない」	問B-3 他の認定基準に該当するかを確認しているか	問B-4 問B-2に対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-5 問B-2に対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	問B-6 問B-2に対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							
秋田県	由利本荘市																			
秋田県	湯上市																			
秋田県	大仙市				○															
秋田県	北秋田市																			
秋田県	にかほ市																			
秋田県	仙北市																			
秋田県	小坂町																			
秋田県	上小阿仁村																			
秋田県	藤里町				○															
秋田県	三種町																			
秋田県	八峰町			○																
秋田県	五城目町																			
秋田県	八郎潟町																			
秋田県	井川町																			
秋田県	大湯村	○					○				○									
秋田県	美郷町																			
秋田県	羽後町																			
秋田県	東成瀬村																			
山形県	山形市																			
山形県	米沢市																			

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等							
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等と状況を個別に判断し認定	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSWJ」)の活用	イ SSWJ以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他	
山形県	鶴岡市																						
山形県	酒田市																						質問A 「その他」の内容：基準額の時期を変更子育て支援の施策として、子育て支援医療証を発行している(市の子育て支援課)申請により小学1年生から中学3年生までの児童生徒の医療機関窓口の自己負担が無料となるものです。
山形県	新庄市																						
山形県	寒河江市																						
山形県	上市市																						基準額の時期を変更
山形県	村山市																						ひとり親家庭の児童生徒を対象とした学習支援を教育委員会会で実施している。
山形県	長井市																						基準額の時期を変更
山形県	天童市																						質問(A) 基準額の時期を変更
山形県	東根市																						
山形県	尾花沢市																						基準額の時期を変更
山形県	南陽市																						
山形県	山辺町																						問A-1「その他」について基準根拠(基準額の時期)は、平成25年8月の見直し前の基準額。
山形県	中山町																						
山形県	河北町																						
山形県	西川町																						
山形県	朝日町																						
山形県	大江町																						
山形県	大石田町																						

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等														
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2				問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)													
		下げた	下げた がない	影響なし	検討中	その他	生活扶助 基準の見直しに伴う影響がないように「対応を行っている」	生活扶助 基準の見直しに伴う影響がないように「対応を行っている」	ア 他の 認定基準 に該当す るかを確 認し認定	イ 学校 や教育委 員会で家 計等の状 況を個別 に判断し 認定	ウ 25年8 月以前の 基準を踏 まえて認 定	エ 特別 な事情の ある世帯 については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア ス ケール ンルー ルワー カー(以 下「SS WJ」の活 用	イ SSW 以外の外 部人材と 連携した 取組を実 施	ウ 貧困 対策に関 する資質 向上のた めの教職 員研修を 実施	エ 福祉 担当部局 等と連携 した取組 を実施	オ 福祉 担当部局 と連携し た学習支 援などの 貧困対策 事業を実 施	カ 就学 援助以外 の義務教 育段階の 保護者の 教育費負 担軽減事 業を実施	キ 子供 医療費助 成制度の 充実	ク 生活 保護の基 準額に一 定の係数 をかけた もの以外 の認定基 準や対象 者の認定 方法にお いて手厚 い支援を 実施	ケ 其 他							
山形県	金山町																									・保護者への制度周知は、学校を通して年数回行っているが、申請者数はほぼ横ばいで潜在の対象者の把握までには至っておらず、福祉部局と連携した周知を今年度から行っている ・就学援助費の認定基準を、異なる制度(生活保護・市町村 民税非課税・児童扶養手当受給など)の該当・非該当を基準としており、可能な限り生活基準の見直しに伴う影響を最小限に抑えているが、その他教育委員会にて判断する基準をさらに明確に設ける必要性を感じている ・平成26年度より、認定子ども園などへの通園費助成として、第2子は1/2、第3子以降は全額の補助、平成27年度より認定子ども園などを利用しないで子育てを行う3歳未満の子どもを持つ家庭へ5,000円/人の支援金を支給(町の地域振興券による給付)を行うなど、家庭の経済状況に左右されない安定した子育て支援を行っている			
山形県	最上町																												
山形県	舟形町																												
山形県	真室川町																												
山形県	大蔵村																												
山形県	鮭川村																												
山形県	戸沢村																												
山形県	高畠町																											子育て支援医療給付事業(15歳に達した年度の3月まで該当・・・担当・町長課 要保護児童対策協議会(福祉課・健康推進課・教育総務課)と町委嘱の主任児童員との連携した取組 等	
山形県	川西町																												

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの) 問B-1 認定基準額を下げたか														問C 補足事項等					
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4 問B-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	
山形県	小国町																				
山形県	白鷹町																				【問A-3】オ. 生活保護の基準額を計算する際、勤労控除分を計算に含めていなかったが、平成26年度認定分からは含めるようにしたため、基準額で緩が図られた。前年度の認定状況と比較しても影響は見られなかった。
山形県	飯豊町																				毎年3月上旬に、民生児童委員・学校・教育委員会の三者で認定検討会議を行っている。学校長の意見書や民生児童委員の意見書により、基準を超えた場合であっても該当する場合もある。
山形県	三川町																				
山形県	庄内町																				
山形県	遊佐町																				
福島県	福島市		○																		
福島県	会津若松市																				
福島県	郡山市																				
福島県	いわき市																				
福島県	白河市																				
福島県	須賀川市																				基準額の時期を変更
福島県	喜多方市		○				○														引き下げられた生活扶助基準を適用し、認定基準の係数を1.3倍から1.4倍へ改正した。これにより見直しに伴う影響が出ていない。その他の対応として、【問A-4】ア～オの取り組みについては、日頃から実施しているものであり、「キ」の項目中にある子ども医療費助成については、福島県の事業で、市が実施主体となり18歳未満の子どものかかる医療費は窓口負担が無料となっている。

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等								
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2に対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	問B-4	問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	問B-4	問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	問B-4	問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	問B-4		問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							
福島県	相馬市																						
福島県	二本松市																						
福島県	田村市																						基準額の時期の変更
福島県	南相馬市																						【問A-1】基準額の時期を変更
福島県	伊達市																						
福島県	本宮市																						
福島県	桑折町		○																				
福島県	国見町																						
福島県	川俣町																						
福島県	大玉村																						
福島県	鏡石町																						
福島県	天栄村																						準要保護の申請があった場合、申請者の地区担当民生児童委員の方に家庭の状況を訪問等で確認するよう依頼し、調書を提出してもらっている。
福島県	下郷町																						
福島県	檜枝岐村																						
福島県	只見町																						
福島県	南会津町																						
福島県	北塩原村																						
福島県	西会津町																						
福島県	磐梯町																						
福島県	猪苗代町																						
福島県	会津坂下町																						

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)															問C 補足事項等						
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等と連携し認定	ウ 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員の研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局の連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他	
福島県	湯川村																						
福島県	柳津町																						
福島県	三島町																						
福島県	金山町																						
福島県	昭和村																						
福島県	会津美里町																						
福島県	西郷村	○					○			○													
福島県	泉崎村																						
福島県	中島村																						
福島県	矢吹町																						
福島県	棚倉町																						
福島県	矢祭町																						
福島県	塙町																						
福島県	鮫川村																						
福島県	石川町																					○	
福島県	玉川村																						
福島県	平田村		○																				
福島県	浅川町																						
福島県	古殿町																						
福島県	三香町																						
福島県	小野町																						
福島県	広野町																						

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの) 問B-1 認定基準額を下げたか														問C 補足事項等																				
		下げた	下げている ない	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助 基準の見 直しに伴 う影響が 出ないよ う「対応を 行っている」	問B-2 生活扶助 基準の見 直しに伴 う影響が 出ないよ う「対応を 行っていない」	問B-3 ア 他の 認定基準 に該当す るかを確 認し認定	問B-3 イ 学校 や教育委 員会で家 計等の状 況に判断し 認定	問B-3 ウ 25年8 月以降の 基準を踏 まえて認 定	問B-3 エ 特別 な事情の ある世帯 については、別の 生活保護 基準額に 一定の係 数を掛け た基準額 を用いて 認定	問B-4 ア ス ケール シワ ルワー カー(以 下「SS W」)の活 用	問B-4 イ SSW 以外の外 部人材と 連携した 取組を実 施	問B-4 ウ 貧困 対策に關 する資質 向上のた めの教職 員研修を 実施		問B-4 エ 福祉 担当部局 等と連携 した取組 を実施	問B-4 オ 福祉 担当部局 と連携し た学習支 援などの 貧困対策 事業を実 施	問B-4 カ 就学 援助以外 の義務教 育段階の 教育費負 担軽減事 業を実施	問B-4 キ 子供 医療費助 成制度の 充実	問B-4 ク 生活 保護の基 準額に一 定の係数 をかけた もの以外 の認定基 準や対象 者の認定 方法にお いて手厚 い支援を 実施	問B-4 ケ 其他														
福島県	川内村																																			
福島県	双葉町																																			東日本大震災に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、町外避難を強いられている児童生徒に対し、被災児童生徒就学支援等事業により対応している。
福島県	浪江町																																			
福島県	新地町																																			
茨城県	水戸市																																			4月1日現在の児童扶養手当受給世帯の児童1人あたり1万円の図書カードを支給(保健福祉部子ども課)。 【問A-3】「その他」の回答 倍率を超えた場合は、地区の民生委員が調査と認定の可否を行う。 平成26年4月に倍率を1.2倍から1.4倍に変更した。
茨城県	日立市																																			当市の就学援助につきましては、小学6年生及び中学3年生の児童生徒に対し、卒業記念アルバム作成費を市独自の対象経費として加わえ支給しています。また、就学援助費ではありませんが、保護者の負担軽減の事業として、小学校新入学1年生の児童全員にランドセルを配布しています。
茨城	土浦市																																			

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等										
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2に対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2に対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																		
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	ア 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等と個別に判断し認定	ウ 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他			
茨城県	古河市																								
茨城県	石岡市																								基準額の時期を変更
茨城県	結城市			○																					
茨城県	龍ヶ崎市																								
茨城県	下妻市																								基準額の時期を変更
茨城県	常総市																								
茨城県	常陸太田市																								基準額の時期を変更
茨城県	高萩市																								
茨城県	北茨城市																								
茨城県	笠間市		○																						
茨城県	取手市																								
茨城県	牛久市																								基準額の時期を変更
茨城県	つくば市																								
茨城県	ひたちなか																								基準額の時期を変更
茨城県	鹿嶋市																								
茨城県	潮来市																								
茨城県	守谷市																								
茨城県	常陸大宮市																								基準額の時期を変更

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等			
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問B-3 認定基準に該当するかを確	問B-3 認定基準に該当するかを確	問B-2 問B-2に対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4 問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	問B-4 問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)				
茨城県	那珂市						○											今年度より生活保護の基準額を参照して額を定めているものに一定係数をかけているので、特に影響はなし。
茨城県	筑西市																	II 質問A-1 「その他」の内容 平成27年度新設の基準であり、平成26年度との比較はできないが、認定にあたり、対象者への影響は特にはないと思われる。 筑西市ではH27年4月に要綱を改正し、「生計を一にする世帯の前年度における所得の合計額が、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)の規定により算出する額の1.5倍以内である者」という規定を設けた。これは基準を明確にするために設けたものであるが、今年度の認定について、この基準により不認定となったものはいなかったため。
茨城県	坂東市																	
茨城県	稲敷市																	基準額の時期を変更
茨城県	かすみがうら市																	収入要件を超過している場合でも、会社の倒産、入院等により前年度の収入が見込めない場合は、必要に応じ認定する。 また、生活保護基準改定前の基準額を利用して判定を行い、世帯の収入額を利用し、生活保護基準改定前の基準額の1.3倍を認定範囲としている
茨城県	桜川市																	
茨城県	神栖市																	
茨城県	行方市																	
茨城県	鉾田市																	
茨城県	つくばみらい市																	基準額の時期を変更
茨城県	小美玉市																	
茨城県	茨城町																	
茨城県	大洗町																	
茨城県	城里町																	

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等															
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	ア 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他		問B-3 問B-2に対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4 問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW)」の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他				
茨城県	東海村																													
茨城県	大子町																													
茨城県	美浦村				○																									
茨城県	阿見町																													-医療福祉費助成制度にて中学校卒業までの児童生徒の医療費実費無料 ・阿見町立小中学校に3人以上通う世帯について、3人目以降の給食費無料
茨城県	河内町																													
茨城県	八千代町				○																									
茨城県	五霞町																													
茨城県	境町																													生活扶助基準額の見直しによる影響がないよう、3年間係数を追加し段階的に新基準に合わせて対応しています。 認定基準を参考に当該者を境町教育委員会定例会にて審議し、就学援助の可否を決定する。
茨城県	利根町																													申請方法や認定基準等の見直しを含め、要綱を新規策定予定
栃木県	宇都宮市																													基準額の時期を変更
栃木県	足利市				○																									本市では、就学援助費補助金の認定について、その基準額の基礎となる生活保護基準を平成25年8月の改訂前の基準を採用している。また、補助金の援助費目については、援助費目の内、実費費目及び給食費を除く費目の補助額を消費税増額に併せ、その分を平成26年度から増額している。

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)															問C 補足事項等										
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																				
		下げた	下げたいない	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会で案件等の状況に判断し認定	ウ. 25年8月以取の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他					
栃木県	下野市																										
栃木県	上三川町		○																								平成27年度から、眼鏡等購入費の支援を追加した。学校検診で視力の低下が指摘され、眼科医に眼鏡等使用の必要性が認められた児童生徒に対し、購入費の一部を補助するもの。
栃木県	益子町																										
栃木県	茂木町																										
栃木県	市貝町																										
栃木県	芳賀町																										
栃木県	壬生町																										
栃木県	野木町																										
栃木県	塩谷町																										*基準額の時期を変更
栃木県	高根沢町																										(A)その他の内容:基準額の内、新たに計上する項目を追加した。
栃木県	那須町																										
栃木県	那珂川町																										
群馬県	前橋市																										
群馬県	高崎市		○																								市町村によって、認定基準に差異があるため、統一した認定基準があれば事務を進めるのに役立つと思う。
群馬県	桐生市																										
群馬県	伊勢崎市																										
群馬県	太田市																										
群馬県	沼田市																										
群馬県	館林市																										基準額の時期を変更
群馬県	渋川市																										
群馬県	藤岡市																										

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等									
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																		
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等が個別に判断し認定	ウ 25年8月以降の認定基準を踏まえて認定	エ 特別な事情がある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他			
群馬県	富岡市																								
群馬県	安中市																								特になし
群馬県	みどり市			○																					
群馬県	榛東村																								
群馬県	吉岡町																								
群馬県	上野村																								○小・中学校の学校給食費免除(平成23年度から) ○誕生祝い金の支給(1歳に達した子に対し1人30,000円) ○入学祝い金の支給(小学校入学時、中学校入学時にそれぞれ1人30,000円) ○子ども医療費の無料化(16歳・高校卒業まで)
群馬県	神流町																								
群馬県	下仁田町																								
群馬県	南牧村																								
群馬県	甘楽町																								
群馬県	中之条町																								
群馬県	長野原町																								
群馬県	嬬恋村																								
群馬県	草津町																								
群馬県	高山村																								
群馬県	東吾妻町																								
群馬県	片品村																								○ 2人以上の在籍児童等を扶養する保護者に対し、2人目以降に係る学校給食費の負担を免除。 ○ 2歳の誕生日の翌月以降の保育料を無料。
群馬県	川場村																								
群馬県	昭和村																								
群馬県	みなかみ町																								
群馬県	玉村町																								

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等												
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問B-3 ア.他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ.学校や教育委員会等が状況を個別に判断し認定	ウ.25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ.その他	問B-4 ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW)」の活用		イ.SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ.貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ.福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ.子供医療費助成制度の充実	ク.生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ.その他				
群馬県	板倉町																										世帯の収入・所得が生活保護基準額に一定の係数を掛けたものを超えている場合で、世帯内で収入を得ている者が学生である場合は、その者の収入額を対象世帯の収入に計上せずに審査を行うなど、世帯全体の収入・所得の合計額のみだけでなく、世帯の状況に応じて審査・認定を行った。	
群馬県	明和町	○					○			○																		
群馬県	千代田町																											
群馬県	大泉町																										基準額の時期を変更	
群馬県	邑楽町																											
埼玉県	さいたま市																											
埼玉県	川越市																										基準額の時期を変更	
埼玉県	熊谷市																											
埼玉県	川口市																										生活保護引き下げによる影響が出ないために、平成25年4月1日の生活保護基準を用いている。	
埼玉県	行田市																											
埼玉県	秩父市																										基準額の時期を変更	
埼玉県	所沢市																											
埼玉県	蕨市																											
埼玉県	加須市																										基準額の時期を変更	
埼玉県	本庄市																										基準額の時期を変更	
埼玉県	東松山市																											
埼玉県	春日部市																											

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等							
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2に対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問B-4 問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等との状況に判断し認定	ウ 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他	
埼玉県	狭山市																						
埼玉県	羽生市																						
埼玉県	鴻巣市																						
埼玉県	深谷市																						平成26年度以降の取り扱いについては、基準額の時期を変更し、平成24年12月末日現在において適用されている保護基準によって認定する。 特例として同一世帯内の所得がある者で、基準額の算定日から申請日までの間に、死亡、離婚(調停中を含む)した場合には、算定対象から除外する。
埼玉県	上尾市																						上尾市では、前年度4月1日現在における生活保護基準額に基づいて審査を行っており、今年度は平成26年4月1日現在の基準額を用いている。これにより、生活保護基準の引き下げに連動することとなるため、平成26年度までは審査基準に用いていなかった「教育扶助」を新たに基準に加えるとともに、従来の審査基準では1.3倍(または1.5倍)の係数を掛けていなかった「住宅扶助」についても、新たに係数を掛けることで生活扶助基準の見直しによる影響を最小限に抑えらるよう努めている。
埼玉県	草加市		○																				・今年度より、学用品費・通学用品費、新入児童生徒学用品費の支給額を増額しました。
埼玉県	越谷市		○																				
埼玉県	蕨市																						
埼玉県	戸田市																						
埼玉県	入間市																						・基準額の時期を変更 ・1-(2)について、非課税所得は対象としていません。課税の対象となる所得(収入)のうち、総収入から必要経費を差し引いた所得金額で審査をしています。
埼玉県	朝霞市																						基準額の時期を変更
埼玉県	志木市			○																			

		問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)												問C 補足事項等												
		問B-1 認定基準額を下げたか												問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)												
①都道府県	②市町村名	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会等との状況に判断し認定	ウ. 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他		ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSWJ」)の活用	イ. SSWJ以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する資力向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部署等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部署と連携した学習支援などの教育費負担軽減事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他			
埼玉県	和光市																								【経済的に困窮している児童生徒に対する取り組みについて】 保健福祉部社会福祉課(生活保護担当部署)において、平成26年度から「学習支援員」を配置し、生活保護受給世帯の小学4年生から中学3年生の希望者に対し、週3日夜間に学習教室「和光アスナル教室」を開催している。平成27年度からは、生活保護世帯、準要保護世帯及びひとり親世帯に対象を広げるとともに、開催場所を1箇所から3箇所を増やして、昨年同様週3日夜間、生活困窮世帯の児童生徒の進学を目的とし、学習や進学相談を行っている。 【質問(A)の回答を「その他」としたことについて】 基準額の時期を変更(生活保護基準の改正の影響を受けないよう、平成25年4月1日現在の生活保護基準額を基に認定作業を行っている。)	
埼玉県	新座市		○																							
埼玉県	桶川市																									
埼玉県	久喜市																									基準額の時期を変更
埼玉県	北本市																									① I の平成27年度準要保護認定基準について、要件「ク・サ・シ・ス」においては、「ソ」に掲げる基準を満たしたうえでの認定となる。
埼玉県	八潮市																									基準額の時期を変更
埼玉県	富士見市																									○基準は前々年度(H25.4.1現在) ○富士見市では平成27年度より審査基準及び審査方法を見直しました。 平成26年度…審査基準 1.1 審査方法 「給与所得控除後の金額」から「社会保険料等の金額」を引いて生活扶助基準(H25.4.1時点)の1.1倍未満認定 平成27年度…審査基準 1.3 審査方法 「給与所得控除後の金額」が生活扶助基準(H25.4.1時点)の1.3倍未満認定
埼玉県	三郷市																									
埼玉県	蓮田市																									
埼玉県	坂戸市																									
埼玉県	幸手市		○																							
埼玉県	鶴ヶ島市																									基準額の時期を変更
埼玉県	日高市																									

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)															問C 補足事項等					
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)		問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等と状況を個別に判断し認定	ウ 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW)」の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する質向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他
埼玉県	吉川市																					
埼玉県	ふじみ野市																					
埼玉県	白岡市																					
埼玉県	伊奈町																					
埼玉県	三芳町																					
埼玉県	毛呂山町																					
埼玉県	越生町		○																			
埼玉県	滑川町																					
埼玉県	嵐山町		○																			
埼玉県	小川町																					
埼玉県	川島町		○				○	○														
埼玉県	吉見町		○																			
埼玉県	鳩山町																					
埼玉県	ときがわ町																					
埼玉県	横瀬町																					
埼玉県	皆野町																					
埼玉県	長瀬町																					

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等										
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																		
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等の状況を個別に判断し認定	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スケールンシャーカード(以下「SSWJ」)の活用	イ SSWJ以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他			
千葉県	東金市																							基準額の時期を変更	
千葉県	旭市																								
千葉県	習志野市																								
千葉県	柏市																								
千葉県	勝浦市																								
千葉県	市原市																								質問Aの回答 平成27年7月中旬～下旬に決定
千葉県	流山市																								
千葉県	八千代市																								1-(2)の目安額についてですが、指定された家族構成で居住する住宅が「持ち家」の場合は、約400万円、「賃貸」の場合は、約500万円という基準を設けています。
千葉県	我孫子市																								経済的事情により援助が必要と認められる児童生徒世帯。
千葉県	鴨川市																								今年度については、就学援助制度の運用について特に大きな変更(改正)を行う予定はないが、昨年度は、支給方法について見直しを行い、保護者の希望する口座へ市から直接振り込み方法を選択肢の1つとして追加した。次年度以降については、必要に応じて制度の運用を見直していきたい。
千葉県	鎌ケ谷市																								基準額の時期を変更。 平成27年度就学援助認定基準額、目安額(年額) 倍率1.3倍未満(準要保護Ⅰ段階): ・持ち家の場合 317万円 ・借家・借間の場合 411万円 倍率1.3倍を超え、1.5倍未満(準要保護Ⅱ段階): ・持ち家の場合 365万円 ・借家・借間の場合 474万円 ※借家・借間に係る住宅費は、家賃月額59,800円(世帯人数が2~6人の場合の限度額)として計算しています。
千葉県	君津市																								
千葉県	富津市																								

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等									
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																	
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等との状況を個別に判断し認定	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スケールシフト(以下「SSWJ」の活用)	イ SSWJ以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他		
千葉県	浦安市		○																					
千葉県	四街道市																							
千葉県	袖ヶ浦市																							
千葉県	八街市																							
千葉県	印西市							○																・平成26年度までは、世帯収入で算定していましたが、平成27年度より世帯所得の算定に変更しました。 ・平成26年度までは、世帯の必要額の算定基準額が低く、平成27年度より生活保護の基準に合わせることで基準額が引き上げられ認定者の拡大が見込まれます。
千葉県	白石市																							
千葉県	富里市			○																				
千葉県	南房総市																							
千葉県	匝瑳市																							平成27年度から生活保護の基準額1.3倍をめやすとする所得の認定基準を設けた。
千葉県	香取市																							
千葉県	山武市																							
千葉県	いすみ市																							
千葉県	大網白里市																							
千葉県	酒々井町																							昨年度、平成26年度における準要保護の認定基準について、「㊦」生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものと回答させていただきますが、今年度、平成27年度における準要保護「㊦」特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたものと回答させていただきます。認定基準が変更したわけではなく、こちらのほうが正確な回答です。
千葉県	栄町																							
千葉県	神崎町																							
千葉県	多古町																							
千葉県	東庄町			○																				
千葉県	九十九里町																							
千葉県	芝山町																							

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等						
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	問B-3	問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
千葉県	横芝光町																					
千葉県	一宮町																					
千葉県	睦沢町				○																	
千葉県	長生村				○																	
千葉県	白子町																					
千葉県	長柄町			○																		
千葉県	長南町																					平成25年8月以前のを基準としている
千葉県	大多喜町																					
千葉県	御宿町																					
千葉県	館南町																					
千葉県	布施学校経																					
東京都	千代田区																					

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等									
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)		問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)														
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等との状況に判断し認定	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSWJ」)の活用	イ SSWJ以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した支援などの教育費負担軽減事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他			
東京都	中央区	○					○	○																区立小・中学校の卒業記念アルバム・文集作成費および区立中学校の修学旅行費に補助を行っている。卒業記念アルバム・文集作成費は小学生は一人あたり10,000円、中学生は一人あたり8,000円を上限として支給している。また、中学生の修学旅行費についても一人あたり38,000円を補助金として支給している。・中学校においてはスクールソーシャルワーカーを通して経済的支援が必要な家庭に情報提供している。 ・生活保護受給世帯及び就学援助対象世帯の子供を対象とした学習支援事業を実施している。少人数制で学習会を行うことで学習習慣を身に付け、学習の楽しさを知っていたくことを目的としている。 ・所得制限の撤廃、自己負担の軽減を行い、子供医療費助成制度による支援の充実を図っている。中学3年生までの児童について、通院・入院にかかる保険診療の自己負担分と入院時食事療養標準負担額を助成している。	
東京都	港区		○																						
東京都	新宿区																								
東京都	文京区																								【問A-3】就学援助認定となった世帯が翌年度に否認とならないように認定基準額の係数を検討している。【質問C】国からの「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業」を活用して、就学援助認定者の保護者を対象に、区内店舗等で利用できるお買い物券を交付し経済的な援助を行う。 また、経済的な理由により塾に通えない小・中学生を対象に、学力の定着と学力の向上を目的とした学習支援事業を実施する。
東京都	台東区																								
東京都	墨田区																								
東京都	江東区																								特になし

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等																						
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等との状況に個別に判断し認定	ウ 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定		オ その他	問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSWJ」)の活用	イ SSWJ以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他											
東京都	品川区																																				
東京都	目黒区																																				
東京都	大田区																																				
東京都	世田谷区																																				
東京都	渋谷区																																				
東京都	中野区																																			【問A-3】について 平成27年度就学援助非認定者のうち、平成25年8月の生活保護基準見直し前の認定基準内に該当する世帯を対象に、一時的に高額の支出を伴う就学援助支給費目を支給する。	
東京都	杉並区																																			○ 平成26年度から、小学校の教材費の公費負担や中学校修学旅行費の一部公費負担(上限3万円)を実施し、所得水準にかかわらず保護者の経済的負担軽減を図っています。平成27年度からは、新たに、小学校移動教室の体験学習費や入場料を公費負担しています。○その他、教育委員会では、高校生若しくは入学許可者に対する無利子の奨学金貸付事業を実施しています。○また、福祉事務所では、要保護世帯の中学生の塾代助成金を、東京都の制度に上乗せして実施をしています。	
東京都	豊島区																																			基準額の時期を変更	
東京都	北区																																				
東京都	荒川区																																				
東京都	板橋区																																				基準額の時期を変更
東京都	練馬区																																				

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)															問C 補足事項等							
		問B-1 認定基準額を下げたか																						
		下げた	下げている ない	影響なし	検討中	その他	生活扶助 基準の見直しに伴 う影響がないよう 対応を行っている」	生活扶助 基準の見直しに伴 う影響がないよう 対応を行っている」	ア 他の 認定基準に該当す るかを確認し認定	イ 学校 や教育委員会で家 計を個別に判断し 認定	ウ 25年8 月以前の基準を踏 まえて認定	エ 特別 な事情のある世帯 については、別の 生活保護基準額に 一定の係数を掛け て認定	オ その他	ア ス クール ンワー カー(以 下「SS WJ」の活 用	イ SSW 以外の外 部人材と 連携した 取組を実施	ウ 貧困 対策に関 する資質 向上のため の教職員 研修を実施	エ 福祉 担当部局 等と連携 した取組 を実施	オ 福祉 担当部局 と連携した 学習支援 などの貧 困対策事業 を実施	カ 就学 援助以外 の義務教 育段階の 教育費負担 軽減事業 を実施	キ 子供 医療費助 成制度の 充実	ク 生活 保護の基 準額に一 定の係数 をかけた もの以外 の認定基 準や対象 者の認定 方法にお いて手厚 い支援を 実施	ケ その他		
東京都	足立区																						根拠となる基準額については、基本的には見直し前の平成25年度当初の基準額を使用しています。	
東京都	葛飾区																						平成26年度より生活保護基準額に掛ける係数を引き上げた 準要保護 認定基準 1.10倍→1.20倍 費目認定 認定基準 1.20倍→1.30倍 また、費目認定の支給費目に給食費を追加することで、支給対象者を全学年に拡大した。	
東京都	江戸川区																							
東京都	八王子市																							
東京都	立川市																							
東京都	武蔵野市																							基準額の時期の変更
東京都	三鷹市																							
東京都	青梅市																							
東京都	府中市																							*就学援助を受けている児童、生徒に対して学習支援(塾)を行っている。 *就学援助を受けている家庭について、学童費を助成している
東京都	昭島市																							
東京都	調布市																							
東京都	町田市																							【問A-1】についての補足 係数の見直しは行っていませんが、基準を2013年4月1日時点にしているため、生活保護基準の見直しの影響を受けていません。

①都道府県		②市町村名		問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	問C 補足事項等
下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかの確認 イ. 学校や教育委員会で家計を個別に判断し認定 ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定 エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定 オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用 イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施 ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施 エ. 福祉担当部署等と連携した取組を実施 オ. 福祉担当部署と連携した取組を実施 カ. 就学援助以外の義務教育段階の教育費負担軽減事業を実施 キ. 子供医療費助成制度の充実 ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施 ケ. その他	
東京都	小金井市								基準額の時期を変更
東京都	小平市								
東京都	日野市								基準額の時期を変更
東京都	東村山市								就学援助の基準は生活保護基準に準拠しているが、学用品費等一部の支払額を段階的に上げてきた。
東京都	国分寺市								基準額の時期を変更
東京都	国立市								【基準額】 基準額=(a+b+c+d+e)×1.5×12+f+g a=第1種年齢別基準額の合計額(生活保護基準額表による人員数の調整係数をかける) b=第2種人員別基準額 c=第2種人員別冬季加算の額に加算月数(5か月)を乗じ12で除した額(円未満四捨五入) d=期末一時扶助居宅の1級地の1の額に世帯人員を乗じて12で除した額(円未満四捨五入) e=当該児童生徒に係る教育扶助基準額の合計額 f=学校給食費の年額 g=住宅扶助(一般基準額を限度として実費額)の年額 * 家賃支払がある者のみ該当 【問A-1 その他】 基準額の時期を変更
東京都	福生市								
東京都	狛江市								
東京都	東大和市								I (2) 基準額の時期 「前年」
東京都	清瀬市								問A-1について、平成25年度基準を適用。
東京都	東久留米市								基準額の時期を変更し、平成25年4月1日時点とした。
東京都	武蔵村山市								・修学旅行、移動教室等の参加者全員に対し、宿泊費の一部公費補助を実施している。・向学心旺盛にして、経済的理由により就学困難な高校生に対し、奨学資金を給付している。
東京都	多摩市								
東京都	稲城市								
東京都	羽村市								基準額の時期を変更

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																問C 補足事項等																
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	問B-3 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等との状況を個別に判断し認定	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	問B-4 問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	ア SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施		ウ 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他									
東京都	あきる野市																																	基準額の時期を変更(平成25年4月1日現在)
東京都	西東京市	○						○		○																								【問B-3】(ア)については引き続き児童扶養手当受給世帯、非課税世帯以外に前年の収入等によらず失業世帯、休職世帯も認定するよう影響が出ないよう対応している。
東京都	瑞穂町																																	3年間かけて激変緩和措置を行う。 係数で却下でも、特別な事情のある世帯や申し出のあった世帯に対し、特例認定を行う。
東京都	日の出町																																	基準額の時期を変更
東京都	檜原村																																	
東京都	奥多摩町																																	
東京都	大島町																																	
東京都	利島村																																	特にありません。
東京都	新島村																																	
東京都	神津島村																																	特になし。
東京都	三宅村																																	・特になし。
東京都	御蔵島村																																	
東京都	八丈町																																	
東京都	青ヶ島村																																	
東京都	小笠原村																																	
神奈川県	横浜市長官舎																																	
神奈川県	川崎市																																	

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等								
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2に対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問B-4 問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	ア 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別に判断し認定	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSWJ」)の活用	イ SSWJ以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他		
神奈川県	相模原市																							<p>-本市では、場合によってはお子さんが置かれている状況をお聞きし、庁内の子ども家庭相談課や母子家庭であれば、母子寡婦福祉資金の案内を行なっている。また通常の審査にはなじまない特別な事情がある家庭については、個別審査を行なっている。</p> <p>-本市の就学援助の経済的(所得)要件につきましては、生活保護基準の1.5倍以下としており、今般、生活保護基準の改定があったことから、その基準にしたものです。また、本市の就学援助の所得基準額につきましては、改定前の生活保護基準を用いている他市と比べても対象者の範囲が広いと認識しております。</p>
神奈川県	横須賀市																							
神奈川県	平塚市																							
神奈川県	鎌倉市			○																				
神奈川県	藤沢市																							
神奈川県	小田原市																							
神奈川県	茅ヶ崎市																							
神奈川県	逗子市			○																				
神奈川県	三浦市																							
神奈川県	秦野市																							
神奈川県	厚木市																							
神奈川県	大和市		○																					
神奈川県	伊勢原市																							認定基準等について、さらに研究・検討したい。
神奈川県	海老名市			○																				小学校1年生及び中学校1年生の全児童・生徒を対象に、教材費支援として、それぞれ10,000円(小学校1年)、17,000円(中学校1年)を助成している。
神奈川県	座間市			○																				
神奈川県	南足柄市																							
神奈川県	綾瀬市																							
神奈川県	葉山町		○																					

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等									
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2に対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																	
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等で家計を個別に判断し認定	ウ 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スケールンジャーカード(以下「SSWJ」)の活用	イ SSWJ以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他		
神奈川県	寒川町																							
神奈川県	大磯町																							
神奈川県	二宮町																							
神奈川県	中井町	○					○				○													
神奈川県	大井町																							
神奈川県	松田町																							
神奈川県	山北町																							
神奈川県	開成町																							
神奈川県	箱根町																							
神奈川県	真鶴町																							
神奈川県	湯河原町			○																				
神奈川県	愛川町																							
神奈川県	清川村								○															生活保護の基準額に一定の係数(1.5倍)については、近隣市町村と比較しても高い。また、全住民対象の小・中学校入学金支給、高校・大学等バス通学費(3ヶ月定期代の5割)又は通学用自転車購入代(上限2万円)補助、出産祝い金支給、子育て支援用品購入費助成(2歳6ヶ月乳幼児)、小児医療費助成(中学生まで)など家庭の教育費の負担の軽減や子育て支援の施策を行っている。
新潟県	新潟市																							I(2)その他:前々々年度 II 問A-1その他:基準額の時期を変更 ※平成26年度及び平成27年度ともに平成24年度の基準額で運用
新潟県	長岡市		○																					(B-1 理由) 認定に影響があるため、前々年4月1日基準を適用している。
新潟県	三条市																							
新潟県	柏崎市																							平成27年度から就学援助制度案内の用紙サイズを、これまでのA4からA3に変更したうえで、色紙に変え、案内に挟む形で申請書を配布し、手続きしやすいように配慮している。

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等																		
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げていない	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等と連携し認定	ウ 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他		問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他								
新潟県	新発田市																															基準額の時期を変更		
新潟県	小千谷市																																	
新潟県	加茂市																																	
新潟県	十日町市																																	
新潟県	見附市																																	
新潟県	村上市																																	
新潟県	燕市																																	
新潟県	糸魚川市																																1-(2):基準根拠の「基準額の時期」=その他 → 平成24年12月末現在	
新潟県	妙高市																																当市の要保護及び準要保護支給規則の認定基準について、平成25年4月1日において適用される生活保護基準の1.3倍以下の世帯に属する者を対象者としている。	
新潟県	五泉市																																	
新潟県	上越市																																	・子ども医療費助成制度(中学校卒業までの一部負担金を助成) 入院:1日1,200円 外来:1日 530円(同じ医療機関で1か月5回目を以降は無料)、薬剤費無料 ・ひとり親家庭等医療費助成制度(18歳となった最初の3月31日までの児童(障害児の場合は20歳未満)を監護している、ひとり親家庭の母または父、あるいはそれに準ずる家庭の方が医療費として支払う自己負担額のうち一部を助成) 入院:1日1,200円 外来:1回 530円(1か月5回目を以降は無料)、薬剤費無料
新潟県	阿賀野市																																	
新潟県	佐渡市																																	準要保護の認定基準額を上げた。
新潟県	魚沼市																																	

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等								
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)												
		下げた	下げていない	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等との状況に判断し認定	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情がある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSWJ」の活用	イ SSWJ以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する賞状向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部署等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部署と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他		
新潟県	南魚沼市																							
新潟県	胎内市																							基準額の時期を変更
新潟県	聖籠町																							
新潟県	弥彦村																							
新潟県	田上町																							
新潟県	阿賀町	○					○																	就学援助費制度の支給対象者の事由を広く設けている。所得基準額の係数について、平成27年度に見直しを行った。
新潟県	出雲崎町																							特になし。
新潟県	湯沢町																							
新潟県	津南町																							
新潟県	刈羽村																							基準額の時期を変更
新潟県	関川村																							子育て支援として、通院・入院医療費や予防接種費用の助成や、小・中学生を対象とした通学バス定期券の交付、学校給食費の補助、高校生等を対象とした通学用定期券補助等を行っています。
新潟県	粟島浦村																							粟島浦村では生活保護世帯がないことから、準要保護認定基準等は設けておりません。また、就学援助等の制度はありません。また、給食費や修学旅行などの課外授業は村が負担しています。
富山県	富山市																							
富山県	高岡市																							
富山県	魚津市																							
富山県	水見市								○															平成25年8月の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、当該見直し前の生活保護基準を適用している。
富山県	滑川市																							基準額の時期を変更(見直し前の生活保護基準額を継続して利用している)

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等								
		問B-1 認定基準額を下げたか																					
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会等との状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する実質向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他	
富山県	黒部市																						
富山県	砺波市																						
富山県	小矢部市																						
富山県	南砺市																						
富山県	射水市																						
富山県	舟橋村																						
富山県	上市町																						・上市町では、学校給食費を在籍児童生徒1人当たり月額1,000円(白萩西部小学校にあっては、月額2分の1額の額)、兄弟姉妹3人以上の在籍児童生徒を有する世帯は、全額助成している。
富山県	立山町																						
富山県	入善町																						
富山県	朝日町																						
石川県	金沢市																						基準額の時期を変更
石川県	七尾市																						
石川県	小松市																						今回の番号法では所得情報の連携ができず、援助費「医療費」が住民票情報のみ連携できる状況です。 現時点では就学援助において所得情報と連携するための条例制定は難しいように思います。(医療費が住所しか連携できないので) 番号法で就学援助の医療費以外の費目及び所得金額について連携できるよう、考慮いただくことを望みます。

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等							
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問B-3 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問B-3 認定基準に該当するかどうかを確認し認定	問B-2 認定している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施		エ. 福祉担当部署等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部署と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他	
石川県	輪島市																						
石川県	珠洲市																						
石川県	加賀市																						
石川県	羽咋市																						
石川県	かほく市																						
石川県	白山市																						平成27年度新入学の児童生徒より、就学援助と同一の基準で「入学支度金支給事業」を開始している。
石川県	能美市																						
石川県	野々市市																						
石川県	川北町																						
石川県	津幡町																						V【問A-3】について まず、昨年中の所得の合計が本年4月現在の生活扶助基準額に1.80を乗じた額以下となる世帯を認定し、その後、昨年中の所得の合計がこれを上回る世帯についてのみ平成25年8月以前の基準を踏まえて再審査の上、認定している。
石川県	内灘町		○																				
石川県	志賀町																						
石川県	宝達志水町																						平成26年度の係数見直し後、影響のある対象者がいない。
石川県	中能登町																						
石川県	穴水町																						
石川県	能登町																						基準額の時期を変更
福井県	福井市																						福祉事務所において、経済的に困窮している世帯の児童生徒を対象とした学習支援事業を実施している。

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)															問C 補足事項等									
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																			
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会での状況を確認し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他				
福井県	敦賀市																									
福井県	小浜市																									
福井県	大野市																									
福井県	勝山市																									
福井県	鯖江市																									I 平成27年度準要保護認定基準(2)の問いの補足として、文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費の需要額測定に準じて一世帯の年間所得額合計(月額に換算)が、需要額の1.0倍未満の者を対象としている。
福井県	あわら市																									
福井県	越前市																									
福井県	坂井市			○																						
福井県	永平寺町																									
福井県	池田町																									
福井県	南越前町																									
福井県	越前町																									
福井県	美浜町																									
福井県	高浜町																									中学生および高校生の通学費助成
福井県	おおい町																									経済的に困っている方の所得の目安 ・約229万円(2人世帯)・約264万円(3人世帯)・約286万円(4人世帯)・約307万円(5人世帯) ・約325万円(6人世帯)・約341万円(7人世帯)
福井県	若狭町																									
山梨県	甲府市																									基準額の時期を変更(H25.4.1で固定)

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																問C 補足事項等															
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	問B-3 他の認定基準に該当するかを確認し認定	ア 学校や教育委員会等との状況を個別に判断し認定	イ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ その他	問B-4 問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	ア SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	イ 貧困対策に関する資向上のための教職員研修を実施		ウ 福祉担当部署等と連携した取組を実施	エ 福祉担当部署と連携した取組を実施	オ 福祉担当部署と連携した取組を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他								
山梨県	富士吉田																															申請のあったすべての世帯について、平成25年8月以前の生活扶助基準の1.2倍の所得額を認定基準としている。	
山梨県	都留市																																
山梨県	山梨市																																
山梨県	大月市																																
山梨県	蓮峰市																																
山梨県	南アルプス																																
山梨県	北杜市																																
山梨県	甲斐市																																
山梨県	笛吹市																																
山梨県	上野原市																																
山梨県	甲州市																																
山梨県	中央市																																
山梨県	市川三郷町																																
山梨県	早川町																																
山梨県	身延町																																
山梨県	南部町																																
山梨県	富士川町																																
山梨県	昭和町																																
山梨県	道志村																																
山梨県	西桂町																																
山梨県	忍野村																																
山梨県	山中湖村																																
山梨県	鳴沢村																																

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)															問C 補足事項等																							
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げていない	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	ア 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等による状況を個別に判断し認定	ウ 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)		ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたものの以外認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他														
山梨県	富士河口湖町																																					スクールソーシャルワーカーの配置		
山梨県	小菅村																																					平成24年度から義務教育に関わる教材費・給食費・修学旅行費・校外学習費等を無償化		
山梨県	丹波山村																																							
山梨県	河口湖南町																																							
長野県	長野市			○																																				
長野県	松本市																																							
長野県	上田市																																							
長野県	岡谷市																																							
長野県	飯田市																																							
長野県	諏訪市																																							
長野県	須坂市																																							
長野県	小諸市																																							
長野県	伊那市																																							
長野県	駒ヶ根市																																							
長野県	中野市																																							
長野県	大町市																																							
長野県	飯山市																																							
長野県	茅野市																																							
長野県	埴原市																																							
長野県	佐久市																																							
長野県	千曲市																																							
長野県	東御市																																							

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等								
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																	
		下げた	下げていない	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等と連携し認定	ウ 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した取組などによる支援の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他		
長野県	安曇野市																							
長野県	小海町																							
長野県	川上村																							
長野県	南牧村																							
長野県	南相木村																							
長野県	北相木村																							
長野県	佐久穂町																							
長野県	軽井沢町																							
長野県	御代田町																							
長野県	立科町																							
長野県	善木村																							
長野県	長和町																							
長野県	下諏訪町																							
長野県	富士見町																							
長野県	原村																							
長野県	辰野町																							
長野県	箕輪町																							
長野県	飯島町																							
長野県	南箕輪村																							
長野県	中川村																							
長野県	宮田村																							
長野県	松川町																							
長野県	高森町																							

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等							
		問B-1 認定基準額を下げたか											問B-2				問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)		問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)				
		下げた	下げていない	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会等と状況を確認し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 福祉担当以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他	
長野県	阿南町																						
長野県	阿智村																						
長野県	平谷村																						
長野県	根羽村																						
長野県	下條村																						
長野県	赤木村																						
長野県	天龍村																						
長野県	泰阜村																						
長野県	喬木村																						
長野県	豊丘村																						
長野県	大鹿村																						
長野県	上松町																						
長野県	南木曾町																						
長野県	木祖村																						
長野県	王滝村																						
長野県	大桑村																						
長野県	木曾町																						
長野県	麻績村																						
長野県	生坂村																						
長野県	山形村																						
長野県	朝日村																						
長野県	筑北村																						
長野県	池田町																						
長野県	松川村																						

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)															問C 補足事項等														
		問B-1 認定基準額を下げたか		問B-2	問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																						
		下げた	下げていない		影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ 学校や教育委員会で家計を個別に判断し認定	ウ 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施		ウ 貧困対策に関する資向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部署等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部署と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他							
長野県	白馬村																														
長野県	小谷村																														
長野県	坂城町																														
長野県	小布施町																														
長野県	高山村																														
長野県	山ノ内町																														
長野県	木島平村																														
長野県	野沢温泉村																														
長野県	信濃町																														
長野県	小川村																														
長野県	飯綱町																														
長野県	栄村																														
長野県	上田市長村																														
長野県	辰野町塩尻																														
長野県	麻績村筑北																														
長野県	小海町北村																														
長野県	塩尻市・辰																														
長野県	松本市・山																														
岐阜県	岐阜市		○																												
岐阜県	大垣市																														基準額の時期を変更
岐阜県	高山市																														
岐阜県	多治見市																														
岐阜県	関市																														
岐阜県	中津川市																														
岐阜県	美濃市																														

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																問C 補足事項等																							
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げた ない	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助 基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助 基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問B-3 他の認定基準に該当するかを確認し認定	ア 他 の認定基準に該当する かを 認 識	イ 学校 や教育委員会で家計を個別に判断し認定	ウ 25年8 月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別 な事情がある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ 其 他	問B-4 問B-2に対応を行っている場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	ア. ス ケール ンシー ルワー カー(以下「SS W」)の活 用		イ. SSW 以外の外 部人材と 連携した 取組を 実施	ウ. 貧困 対策に 関する 質向上 のための 教職 員研修を 実施	エ. 福祉 担当部 局等と 連携した 取組を 実施	オ. 福祉 担当部 局と 連携した 学習支 援などの 貧困対策 事業を 実施	カ. 就学 援助以外 の義務教 育段階の 保護者の 教育費負 担軽減事 業を実施	キ. 子 供医療 費助成 制度の 充実	ク. 生活 保護の 基準に 一定の 係数を かけた もの以 外の認 定基準 や対象 者の方 法にお いて手 厚い支 援を 実施	ケ. 其 他															
岐阜県	瑞浪市																																								
岐阜県	羽島市																																								
岐阜県	恵那市																																								
岐阜県	美濃加茂市																																								
岐阜県	土岐市																																								
岐阜県	各務原市																																								
岐阜県	可児市																																								
岐阜県	山県市																																								
岐阜県	瑞穂市																																								
岐阜県	飛騨市																																								
岐阜県	本巣市																																								
岐阜県	郡上市																																								
岐阜県	下呂市																																								
岐阜県	海津市																																								
岐阜県	岐南町																																								
岐阜県	笠松町																																								
岐阜県	養老町																																								
岐阜県	垂井町																																								
岐阜県	関ヶ原町																																								
岐阜県	神戸町																																								
岐阜県	輪之内町																																								

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)												問C 補足事項等											
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2	問B-3	問B-2に対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)													
							生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会等で家計等の状況に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他			
静岡県	菊川市																								
静岡県	伊豆の国市																								
静岡県	牧之原市																								
静岡県	東伊豆町		○																						
静岡県	河津町																								
静岡県	南伊豆町																								
静岡県	松崎町			○																					中学3年生までの子どもの医療費について、子ども医療費助成事業を設け個人負担を0円とした。 通学費について、小学生は定期代を現物支給。中学生については、通学距離2km以上の生徒に対し、一部補助している(2Km分を控除したバス代を支給等)
静岡県	西伊豆町																								
静岡県	函南町			○																					*町では、生活保護の支給を県がおこなっているため、生活保護基準額を正確に計算することが難しい。そのため、参考とはするが、世帯の状況と合わせ、複合的に判断している。 *子ども医療費補助制度(子育て支援課)、子宝祝い金制度(子育て支援課)、重度障害児タクシー券助成制度(福祉課)
静岡県	清水町																								
静岡県	長泉町																								
静岡県	小山町																								
静岡県	吉田町																								
静岡県	川根本町																								
静岡県	森町																								
静岡県	牧之原市																								
静岡県	御前崎市																								
静岡県	牧之原市 学校組合		○																						

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等										
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2に対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							問C											
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	ウ 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSWJ」)の活用	イ SSWJ以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他			
愛知県	名古屋市長			○																				子どもの貧困対策の推進に資する取組みについて、市長部局において、次の事業を行っている。 ・生活保護世帯の子どもの学習サポートモデル事業 ・生活保護世帯の中学生に対し学習支援を実施し、高校進学を支援するとともに、子どもの居場所づくり等の総合的な支援を実施 ・ひとり親家庭の子どもの学習サポートモデル事業 ・ひとり親家庭の中学生に対する学習サポートを実施 教育委員会において、勉学の意欲がありながら、経済的理由によって高等学校への就学が困難な者に対し、入学準備金の貸与を行っている。	
愛知県	豊橋市長		○																						
愛知県	岡崎市長			○																					
愛知県	一宮市長																								
愛知県	瀬戸市長																								
愛知県	半田市長																								【問A-3】平成26年度に、平成25年度基準による認定者を引き続き対象となるよう、基準を上げているため。
愛知県	春日井市長																								
愛知県	豊川市長																								
愛知県	津島市長																								
愛知県	碧南市長																								
愛知県	刈谷市長																								
愛知県	豊田市長		○																						
愛知県	安城市長																								
愛知県	西尾市長																								
愛知県	蒲郡市長																								認定審査の際基準額を超えてしまった場合でも、特別な事情(離職による急激な収入の減少など)があれば聞き取りをして認定をしている。
愛知県	犬山市長																								
愛知県	常滑市長																								常滑市においては、「生活保護基準の見直し」以前から係数を1.3倍で設定しており、「生活保護基準の見直し」により準要保護の対象から外れる世帯はない。

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																問C 補足事項等																
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	ア. 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会等での状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用		イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部署等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部署と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他								
愛知県	江南市			○																														
愛知県	小牧市																																	
愛知県	稲沢市																																	
愛知県	新城市																																	
愛知県	東海市																																	
愛知県	大府市																																	
愛知県	知多市																																生活扶助の基準が段階的に見直しされることを考慮し、準要保護世帯へ影響が出ないよう、平成26年度から生活保護の基準額に掛ける係数を1.00から1.30倍へ変更しているため。	
愛知県	知立市																																特になし	
愛知県	尾張旭市																																基準額の時期を変更	
愛知県	高浜市																																	
愛知県	岩倉市			○																														
愛知県	豊明市																																	基準額の時期を変更しました
愛知県	日進市																																	
愛知県	田原市																																	
愛知県	愛西市																																	
愛知県	清須市																																	
愛知県	北名古屋																																	
愛知県	弥富市																																	
愛知県	みよし市																																	
愛知県	あま市																																	
愛知県	長久手市																																	

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)															問C 補足事項等												
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問B-3 他の認定基準に該当するかを確認し認定	ア 学校や教育委員会等で状況を個別に判断し認定	イ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情がある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ その他	問B-4 ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施		ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他					
愛知県	東郷町																												
愛知県	豊山町																												
愛知県	大口町																												
愛知県	扶桑町																												
愛知県	大治町				○																								
愛知県	彌江町																												
愛知県	飛島村																												
愛知県	阿久比町																												
愛知県	東浦町																												
愛知県	南知多町																												
愛知県	美浜町																												
愛知県	武豊町				○																								
愛知県	幸田町																												
愛知県	設楽町																												
愛知県	東栄町																												
愛知県	豊根村																												
三重県	津市																												
三重県	四日市市																												
三重県	伊勢市																												基準額の時期を変更
三重県	松阪市																												
三重県	桑名市																												
三重県	鈴鹿市																												基準額の時期を変更(平成27年度の認定審査の際、平成26年度の生活保護基準額を使用)
三重県	名張市																												

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等																					
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応していない」	問B-3	他の認定基準に該当するかを確認し認定	ア. 学校や教育委員会での計画の状況に判断し認定	イ. 25年8月以降の認定基準を踏まえて認定	ウ. 特別な事情がある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定		エ. その他	問B-4	問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する質向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他									
三重県	南伊勢町			○																																	
三重県	紀北町																																				
三重県	御浜町				○																																
三重県	紀宝町																																				
三重県	多気町松阪市学校組合																																				
滋賀県	大津市				○																															基準額の時期を25年8月のものを使用して判定している	
滋賀県	彦根市																																				
滋賀県	長浜市																																				
滋賀県	近江八幡市																																				
滋賀県	草津市																																			【問A-3】回答補足 生活扶助基準の見直しに伴う対応として、特別支援教育就学奨励費補助の考え方を踏まえて、平成24年12月末日時点の生活扶助基準額に一定の係数を掛けて算定した額を用いて認定しております。	
滋賀県	守山市																																			基準額の時期を変更	
滋賀県	栗東市																																				
滋賀県	甲賀市																																				
滋賀県	野洲市																																				
滋賀県	湖南市																																				
滋賀県	高島市				○																																
滋賀県	東近江市				○																																
滋賀県	米原市																																				
滋賀県	日野町																																				特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額と同様の考えとし、基準額の時期を変更
滋賀県	竜王町																																			問A-1、その他の内容「下げた」	
滋賀県	愛荘町																																				

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等																			
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問B-3 認定基準に該当するかを確認し認定	ア 他の認定基準や教育委員会等との状況に判断し認定	イ 学校や教育委員会等との状況を個別に判断し認定	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他		問B-4 問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSWJ」)の活用	イ SSWJ以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他									
大阪府	門真市																																		
大阪府	摂津市			○																															・生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度より市内大学と連携し、生活困窮家庭の中学生に対する学習支援を行う。 ・スクールソーシャルワーカー活動の充実に努めている。
大阪府	高石市																																		
大阪府	藤井寺市																																		
大阪府	東大阪市																																		
大阪府	泉南市								○																										【問B-1の補充】平成26年度は26年4月1日現在の基準を採用したが、平成27年度は25年8月以前(見直し前)の基準を採用したことで、基準額が上がった。
大阪府	四條畷市																																		
大阪府	交野市			○																															

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)												問C 補足事項等				
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	問B-3 生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)					
大阪府	狭山市																	【問A-3】(オ、その他の内容) ・〔生活扶助(年齢基準額+世帯基準額)+教育扶助+住宅扶助〕の1.3倍 ただし、年齢基準額の合算値には減減率を乗じない。 ※減減率・多人数世帯に支給する第1種額が過大とならない為に、各世帯の第1種合計額に対して乗ずる調整率 ・子ども医療費助成制度 (対象) ①小学校6年生(満12歳に達する日以降の最初の3月31日まで)までの子ども ②中学校1年生から中学校3年生(満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)までの子ども (助成内容) ①通・入院医療費(食事代を含む)の自己負担額(一部自己負担額を除いた)分を助成 ②入院医療費(食事代を含む)の自己負担額(一部自己負担額を除いた)分を助成 ・スクールソーシャルワーカーを活用した取組を行っている(例えば、経済的支援についての情報提供している等)。 ・例えば、経済的支援についての情報提供が可能となるよう、貧困対策に関する教育委員会事務局職員、教員、事務職員等の資質の向上を目的とした研修等を実施している。 ・平成27年度より、中学生を対象とした家庭学習支援を、夏・冬期休業中と9月から12月までの土曜日を活用して、実施する。
大阪府	阪南市																	
大阪府	島本町																	基準額は平成24年12月末日時点のものを使用
大阪府	豊能町																	【基準額の時期を変更】 平成25・26・27年度とも平成25年8月以前の基準を踏まえて認定している。
大阪府	能勢町																	
大阪府	出岡町																	
大阪府	熊取町																	
大阪府	田原町																	【基準額の時期を変更】 平成25・26・27年度とも平成25年8月以前の基準を踏まえて認定している。
大阪府	岬町		○															
大阪府	太子町																	
大阪府	河南町																	
大阪府	千早赤阪村																	
兵庫県	神戸市																	
兵庫県	姫路市		○										○					○
兵庫県	尼崎市		○															
兵庫県	明石市																	

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																問C 補足事項等								
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問B-3 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部署等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部署等と連携した取組を実施		カ. 就学援助以外の義務教育段階の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他				
兵庫県	淡路市		○																							
兵庫県	宍粟市																									【問A-1 その他】平成27年度の基準額の時期については、平成25年8月以前のものを使用している。(平成26年度において使用した基準額の時期も平成25年8月以前のものであり、昨年度から今年度にかけて使用する基準に変更はありません。)
兵庫県	加東市	○					○				○															
兵庫県	たつの市																									
兵庫県	猪名川町		○																							
兵庫県	多可町						○																			質問(B)・・・その他 所得基準額を引き上げた。
兵庫県	播磨町																									生活保護基準額は、平成25年度より平成25年8月の見直し前の基準額を使用しています。
兵庫県	播磨町																									
兵庫県	市川町																									
兵庫県	福崎町																									
兵庫県	神河町																									
兵庫県	太子町	○					○															○				生活保護の基準額を参照し、それに係数をかけた額を認定基準額として判定しているが、前年の世帯の合計所得が基準額を超過していたとしても、申請時の世帯の状況や民生委員からの意見書、学校長の意見などを参考にし、総合的に判断して認定の可否を決定している。
兵庫県	上郡町																									
兵庫県	佐用町																									
兵庫県	香美町			○																						
兵庫県	新温泉町																									
兵庫県	南あわじ市																									
兵庫県	播磨高原町																									
奈良県	奈良市																									基本的には、認定基準額(市民税所得割額の世帯合計)以下である場合認定としているが、特別事情(離婚、収入激減、離婚、被災等)に該当する世帯においては、申出書・事情が確認できる書類を提出してもらったうえで状況により認定している。
奈良県	大和高田市																									
奈良県	大和郡山田																									
奈良県	天理市																									
奈良県	橿原市		○																							
奈良県	桜井市																									基準額の時期を変更

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等			
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他				
奈良県	五條市																	
奈良県	御所市																	
奈良県	生駒市	○				○		○										
奈良県	香芝市																	
奈良県	葛城市																	
奈良県	宇陀市			○														
奈良県	山添村																	
奈良県	平群町	○				○		○										
奈良県	三郷町																	
奈良県	斑鳩町		○															
奈良県	安堵町			○														
奈良県	川西町																	基準根拠(基準額の時期)を、平成25年4月1日としている。
奈良県	三宅町																	
奈良県	田原本町																	平成27年度就学援助費継続認定審査について平成27年度の就学援助費審査の際、平成27年度生活保護基準で審査を行ったところ基準値を超過したが1人いた。平成25年度から既に援助を受けていること、平成26年度生活保護基準で審査を行ったところ基準値内であった為、認定とした。
奈良県	曾根村																	
奈良県	御杖村			○														
奈良県	高取町																	
奈良県	明日香村																	
奈良県	上牧町																	
奈良県	王寺町																	
奈良県	広陵町			○														
奈良県	河合町																	文科省より頂いている「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」を準用しているため、生活扶助基準の見直しもフォロー出来ている。
奈良県	吉野町																	
奈良県	大淀町																	

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等									
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2に対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																	
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	ア 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等で家計を個別に判断し認定	ウ 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スケールンシャーカード(以下「SSWJ」)の活用	イ SSWJ以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資力向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した取組を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他		
奈良県	下市町																							
奈良県	黒滝村																							
奈良県	天川村																							
奈良県	野迫川村																							
奈良県	十津川村																							
奈良県	下北山村																							
奈良県	上北山村																							
奈良県	川上村																							
奈良県	東吉野村																							
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合																							基準根拠(基準額の時期)を、平成25年4月1日としている。
和歌山県	和歌山市			○																				
和歌山県	海南市																							
和歌山県	橋本市																							・上記基準以外に、「必要事項は、別に定める」の範囲で、前年度の所得から大きく家庭状況が変わったり、離婚を前提に調停中等により生活費が支払われない状況にある家庭に対しては、個々に柔軟な対応を行っている。
和歌山県	有田市																							
和歌山県	御坊市																							
和歌山県	田辺市			○																				
和歌山県	新宮市																							
和歌山県	紀の川市																							
和歌山県	岩出市																							
和歌山県	紀美野町																							
和歌山県	かつらぎ町																							
和歌山県	九度山町																							
和歌山県	高野町																							
和歌山県	湯浅町																							
和歌山県	広川町																							

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																問C 補足事項等					
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2に対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2に対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	問B-4	問B-2に対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	問B-4	問B-2に対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	問B-4	問B-2に対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	問B-4	問B-2に対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	問B-4	問B-2に対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)						
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ 学校や教育委員会で家計等の状況に個別に判断し認定	ウ 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他	
鳥取県	琴浦町																						
鳥取県	北栄町																						
鳥取県	日吉津村			○																			
鳥取県	大山町																						
鳥取県	南郷町																						
鳥取県	伯耆町																						
鳥取県	日南町																						
鳥取県	日野町																						
鳥取県	江府町																						
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合																						
鳥取県	松江市			○																			
鳥取県	浜田市																						
鳥取県	出雲市																						基準額の時期を変更。
鳥取県	益田市																						
鳥取県	大田市			○																			
鳥取県	安来市																						
鳥取県	江津市																						
鳥取県	雲南市																						[参考]平成25年度より小学校(児童)までの医療費は無償化。平成27年7月より中学校(生徒)も医療費無償化開始。
鳥取県	奥出雲町																						・児童生徒医療費の無料化。 ・小中学校新入学生体育衣料上下1組の無料配布。 ・放課後児童クラブ利用料の減免。

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等	
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			
		ア. 認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会等の状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSWJ」)の活用	イ. SSWJ以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部署等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部署と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他	
島根県	飯南町															
島根県	川本町															
島根県	美郷町															申請時に添付された課税証明書により、生活保護世帯基準額表と比較し認定しているが、数字だけでは把握できない事情を民生児童委員から聞き取りを行ったり、給食費などの滞納状況を学校から聞き取りをしったりして認定協議を行っている。また、年度途中でも受け入れているため、民生児童委員、学校から気になる課程には声かけを行っているなどの対応をしている。
島根県	邑南町															
島根県	津和野町															
島根県	吉賀町															対象者の大きな変動がないこと、大幅な所得基準オーバーでない場合は、その他の経済的生活困窮度等の理由により、別途認定を行う場合があるため。
島根県	海士町															
島根県	西ノ島町															
島根県	知夫村															
島根県	隠岐の島町															
岡山県	岡山市															回答の補足 Iでタを選択し、前々年度を基準と回答しているが、これは結果として前々年度基準を採用したもので、このように記載した。 正式なところとしては、認定基準の積算方法は昨年度までと変更せず前年4月の生活保護基準等を利用して算出し、それが昨年度を下回ったため、影響がないように扱ったという状況である。
岡山県	倉敷市															基準額の時期を変更
岡山県	津山市															
岡山県	玉野市															基準額の時期を変更
岡山県	笠岡市															
岡山県	井原市															

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等				
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問B-3 認定基準に該当するかどうかを確認し認定	問B-3 認定基準に該当するかどうかを確認し認定	問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)						
岡山県	総社市		○															<p>修学旅行の費用について、希望者に前払いを行っています。</p> <p>支給日前に集金がある場合の保護者の負担を軽減するため、希望者に、修学旅行費の約半額を旅行前に支払うこととしています。この場合、前年度の所得を参考に認定の可否を判断しており、後日、本認定になった児童の保護者には残りの半額を支払いますが、不認定になった場合は、前払いした費用を返還してもらっています。</p>	
岡山県	高梁市																		
岡山県	新見市																		<p>新見市における就学援助について、認定基準は規則及び内規により定められており、毎年度において定期的な認定基準の変更は行っていない。しかし、国の要保護児童生徒援助費補助金単価及び特別支援教育就学奨励費補助金の国庫補助対象限度額の増額に合わせて、本市においても、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資するという就学援助の目的を鑑み、就学奨励費及び特別支援教育就学奨励費の給付額を増額した。</p> <p>ただし、平成25年8月1日から生活扶助の見直しが実施されているが、就学援助制度への影響が及ばないように、平成26年度からは、見直し前の生活保護基準(平成25年4月1日現在)を用いて認定している。</p> <p>今後については、国の動向を伺いつつ対応していく予定である。</p>
岡山県	備前市																		
岡山県	瀬戸内市		○																
岡山県	赤松市																		
岡山県	真庭市																		
岡山県	美作市																		
岡山県	浅口市																		
岡山県	和気町																		
岡山県	早島町																		

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等									
		問B-1 認定基準額を下げたか		問B-2	問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)		問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																		
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等との状況を個別に判断し認定	ウ 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局の支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他			
岡山県	里庄町																								
岡山県	矢掛町																								
岡山県	新庄村																								
岡山県	鏡野町																								
岡山県	勝央町																								調査内容のとおり年度毎での見直しを行っていないため、大きな変更はありません。
岡山県	奈義町																								
岡山県	西栗倉村																								
岡山県	久米南町		○																						
岡山県	美咲町		○																						
岡山県	吉備中央町																								
岡山県	笠岡組合																								
広島県	広島市																								
広島県	呉市																								
広島県	竹原市		○																						
広島県	三原市																								基準額の時期を変更
広島県	尾道市																								

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)												問C 補足事項等											
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	ア. その他	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する質向上のための教職員研修を実施		エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他					
広島県	福山市		○																					・福山市では、2015年度(平成27年度)より、援助額の一部について、以下のとおり見直しを行った。 2014年度: 学用品費…小学生 10,320円(1年生 8,340円)、中学生 18,540円(1年生 16,500円) 新入学用品費…小学1年生 19,900円、中学1年生 22,900円 2015年度: 学用品費…小学生 11,420円、中学生 22,320円 新入学用品費…小学1年生 20,470円、中学1年生 23,550円	
広島県	府中市																								
広島県	三次市																								
広島県	庄原市																								・準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準見直し表」を利用。 (H25年度、H26年度、H27年度も平成24年12月末の生保基準額を使用したこととなり、結果的に生保見直しによる影響がなかったこととなります。) 生活保護担当課、児童福祉担当課、民生委員・児童委員担当課等の相談業務の中で、就学援助制度の案内など、他部署と、連携をとっています。このことにより、生活扶助基準見直しに伴う影響の対応もできていると考えています。 平成25年8月の生活扶助基準の見直しにより、要保護児童生徒のいる家庭で、生活保護非該当になる方がいませんでした。(当時、庄原市教委は準要保護の認定見直しを実施していませんでした。当時、生活保護担当部局に照会したところ、義務教育児童生徒のいる世帯で生保非該当になる方もいませんでした。)
広島県	大竹市																								
広島県	東広島市																								
広島県	廿日市市																								・4月1日に不認定になったものについては、6月に新年度の所得で再審査する旨の通知を送付している。 ・準要保護から外れたが、特別支援教育就学奨励費が対象になるものについては、別途通知している。 ・遠方から通学している児童・生徒について、就学援助不認定となっても、「遠距離通学費補助金」を別途交付している。
広島県	安芸高田市																								
広島県	江田島市																								

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等										
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																		
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等が個別に判断し認定	ウ 25年8月以降の認定基準を踏まえて認定	エ 特別な事情がある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した取組を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他			
愛媛県	新居浜市																								
愛媛県	西条市		○																						
愛媛県	大洲市																								
愛媛県	伊予市																								
愛媛県	四国中央市																								基準額の時期を変更
愛媛県	西予市																								
愛媛県	東温市																								基準額の時期を変更
愛媛県	上島町																								
愛媛県	久万高原町																								
愛媛県	松前町																								
愛媛県	砥部町																								
愛媛県	内子町																								
愛媛県	伊方町																								
愛媛県	松野町																								
愛媛県	鬼北町																								
愛媛県	愛南町																								
愛媛県	窪山小中学校																								
高知県	高知市																								
高知県	室戸市																								
高知県	安芸市																								
高知県	南園市																								
高知県	土佐市																								
高知県	須崎市																								
高知県	宿毛市																								
高知県	土佐清水市																								

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等									
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																	
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を確認し認定	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSWJ」)の活用	イ SSWJ以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員の研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他		
高知県	四万十市																							
高知県	香南市		○																					
高知県	香美市		○																					
高知県	東洋町																							
高知県	奈半利町																							
高知県	田野町																							年度当初の基準で年度内は適用するので、基準の見直しによる影響は今年度はない。生活扶助基準額に変更はあっても、既に決定を受けている者に関しては、見直しを行わない。
高知県	安田町																							
高知県	北川村																							
高知県	馬路村			○																				
高知県	芸西村		○																					
高知県	本山町			○																				
高知県	大豊町																							
高知県	土佐町																							
高知県	大川村																							
高知県	いの町																							
高知県	仁淀川町																							H26年度の認定により生活保護基準の係数見直しを行った。(H25:生活保護基準×0.8倍 → H26:生活保護基準×1.0倍)
高知県	中土佐町		○																					
高知県	佐川町																							
高知県	越知町																							
高知県	梶原町																							
高知県	日高村																							
高知県	津野町																							
高知県	四万十町																							
高知県	大月町																							27年度より認定基準を追加したため、前年度との比較はできない。

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等																								
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2 生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	問B-3 認定基準に該当するかどうかを確認し認定	他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会等との状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定		オ. その他	問B-4 問B-2で対応を行っている場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	ア. スケジュールワーカー(以下「SSWJ」)の活用	イ. SSWJ以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他												
福岡県	那珂川町		○																																				
福岡県	宇美町																																						
福岡県	篠栗町																																						
福岡県	志免町																																						
福岡県	須恵町																																						
福岡県	新宮町																																						
福岡県	久山町		○																																				
福岡県	粕屋町																																						
福岡県	芦屋町																																						
福岡県	水巻町																																						
福岡県	岡垣町																																						
福岡県	遠賀町																																						
福岡県	小竹町																																						
福岡県	鞍手町																																						
福岡県	桂川町																																						
福岡県	筑前町																																						
福岡県	東峰村																																						
福岡県	大刀洗町																																						
福岡県	大木町																																						
福岡県	広川町																																						
福岡県	香春町																																						

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等										
		問B-1 認定基準額を下げたか	下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	問B-2	問B-3	問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)													
							生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	ア. 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会等で家計等の状況に個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情がある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他			
熊本県	山鹿市																								
熊本県	菊池市																								
熊本県	宇土市				○																				宇土市の全庁的な取り組みとして、福祉課が主体となつて、自立相談センター(社会福祉協議会が実施主体)を立ち上げ、生活困窮者の相談窓口を設けている。 また、教育委員会でも、市内児童・生徒に対し、就学援助の他に、多子世帯に対する給食費の援助や教材費の一部補助などを実施している。
熊本県	上天草市																								
熊本県	宇城市																								基準額の時期を変更
熊本県	阿蘇市																								
熊本県	天草市																								
熊本県	合志市																								特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額で基準(収入額/需要額=1.00)を超過した場合は、期末一時扶助額と第2種基準額と冬季加算額を生活保護費の基準額に換えて再計算している。それでも、超過した場合は、それぞれの世帯の状況に合わせ、債務等の支払いの資料を提出していただき需要額に加算し柔軟に対応している。その場合、児童扶養手当等の収入についても収入額に加算する。
熊本県	美里町																								
熊本県	玉東町				○																				
熊本県	南関町																								1 給食費補助(月額2,000円:8月分を除く11月分=22,000円) ※給食費月額 小学生4,200円、中学生4,700円 2 中学生までの医療費助成
熊本県	長洲町																								
熊本県	和水町																								
熊本県	大津町																								

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等											
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																			
		下げた	下げた ない	影響なし	検討中	その他	生活扶助 基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助 基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	ア 他の 認定基準に該当する かを 確認し認定	イ 学校 や教育委員会で家 計を個別に判断し 認定	ウ 25年8 月以前の 基準を踏 まえて認 定	エ 特別 な事情の ある世帯 については、別の 生活保護 基準額に 一定の係 数を掛け た基準額 を用いて 認定	オ その他	ア ス ケール ンワー ルワー カー(以 下「SS WJ」の活 用	イ SSW 以外の外 部人材と 連携した 取組を実 施	ウ 貧困 対策に関 する資質 向上のた めの教職 員研修を 実施	エ 福祉 担当部局 等と連携 した取組 を実施	オ 福祉 担当部局 と連携し た学習支 援などの 貧困対策 事業を実 施	カ 就学 援助以外 の義務教 育段階の 保護者の 教育費負 担軽減事 業を実施	キ 子供 医療費助 成制度の 充実	ク 生活 保護の基 準額に一 定の係数 をかけた もの以外 の認定基 準や対象 者の認定 方法にお いて手厚 い支援を 実施	ケ その他				
熊本県	水上村																									
熊本県	相良村																									
熊本県	五木村																									
熊本県	山江村																									
熊本県	球磨村																									
熊本県	あさぎり町																									
熊本県	苓北町																									
熊本県	氷川町(氷)																									
大分県	大分市																									
大分県	別府市																									
大分県	中津市		○																							
大分県	日田市																									
大分県	佐伯市																									収入による審査を行う場合に、総収入額が生活保護の基準額の1.30倍を超えなければ標準児童生徒として認定をしているが、1.30倍以上となった世帯に対しては県内で協議をとり、家庭の状況等も考慮した上で認定をする場合もある。
大分県	臼杵市																									【Aの回答について】 26年度まで臼杵市では平成21年度の生活保護基準をもとに1.5倍所得制限を所得計算を行っていた。要綱には生活保護基準に準ずるとして行っていたことから、27年度の生活保護基準を用いた。また、1(1)で回答した内容も(所得基準のみで認定)のみで認定している事と要綱を合わせ、運用を1(1)の回答のように変更した。 【Cの回答について】 ①生活保護の基準額を参照して基準が変われば、合わせて変更を行なうが、加算額等は臼杵市独自の計算方法を用いている。 ②1(2)の目安額は収入額を算出したものに給与収入と置き換え所得計算した額
大分県	津久見市																									
大分県	竹田市																									
大分県	豊後高田市																									
大分県	杵築市																									
大分県	宇佐市																									
大分県	豊後大野市		○																							
大分県	由布市																									
大分県	国東市																									

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等									
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																	
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	ア. 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会等で家計等の状況に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学童支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他		
大分県	姫島村																							
大分県	日出町																							
大分県	九重町																							
大分県	玖珠町																							
宮城県	宮崎市																							【問A-3】 平成27年4月現在の生活扶助基準、または平成26年8月以前の基準に消費税増税の影響を加味したもの(平成27年4月現在の生活扶助基準の基準額①)により審査を行っている。(どちらかで基準額以下なら認定)
宮城県	都城市																							基準額の時期を変更した 平成26年度 前年度 平成27年度 前々年度
宮城県	延岡市																							基準額の時期を変更【平成26年度 前年度 平成27年度 前々年度】
宮城県	日南市																							基準額の時期を変更
宮城県	小林市																							
宮城県	日向市																							
宮城県	串間市																							
宮城県	西郷市																							
宮城県	えびの市																							・児童生徒の世帯の収入額と生活保護法による保護の基準額との差が100万円以内又は、その世帯の収入から基礎控除を行った後額が生活保護基準額の1.2倍以内にある世帯を認定しています。(そのほか、世帯の特殊な事情により児童生徒の就学を困難にさせている状況が見られるもの。) ・多子世帯、母子世帯および身体障害者世帯ならびに知的障害者世帯の児童の扶養者に児童扶養手当を支給しています。 ・中学校修了までの児童を対象に子どもの医療費の一部を助成しています。(自己負担額あり) ・多子世帯の保護者等子育てにかかる経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てる環境づくりを推進するため、保育園・認定子ども園・幼稚園における多子世帯の第3子以降の児童の保育料を平成27年4月から無料化にしています。

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等									
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)												
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等との状況を個別に判断し認定	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スケールンシャーカ(以下「SSWJ」)の活用	イ SSWJ以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他		
宮崎県	三股町																							
宮崎県	高原町																							
宮崎県	国富町																							
宮崎県	綾町																							
宮崎県	高鍋町																							II(質問A)について…平成25年8月以前の生活保護基準を適用している。
宮崎県	新富町																							
宮崎県	西米良村																							
宮崎県	木城町																							
宮崎県	川南町																							
宮崎県	都農町																							基準額の時期を変更。
宮崎県	門川町																							全ての世帯において平成25年8月以前の基準を使用している。
宮崎県	諸塚村																							【補足】 本村の自治公民館活動は、全国でも類を見ない「誰塚方式」といわれる独自のスタイルをとっており、行政と地域の自治公民館が車の両輪にたとえられ、村民同士の相互扶助だけでなく、地域づくりも含めた社会的な課題まで包括する充実したもので、住民同士が密接なコミュニティが形成されています。また、過疎化や少子高齢化が進むにつれ、子どもは地域の宝的存在になっており、その健やかな成長を願うだけでなく、安全・安心な子育て環境など、子どもの現状に対する地域の目が常に注がれている状況にあります。 このため、過疎地域であるが故に定期異動のある学校職員だけでなく、より地域に密着している民生委員児童委員との協力により、家庭訪問による聞き取りなどで各家庭の実情を把握し、年取等数字だけではなく、学校及び民生委員児童委員の意見を伺った上で就学援助の可否を総合的に判断しています。
宮崎県	椎葉村																							
宮崎県	美郷町																							
宮崎県	高千穂町																							

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等								
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2に対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会等との状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他	
宮崎県	日之影町																						
宮崎県	五ヶ瀬町																						
鹿児島県	鹿児島市			○																			
鹿児島県	鹿屋市		○																				
鹿児島県	枕崎市																						
鹿児島県	阿久根市																						
鹿児島県	出水市																						
鹿児島県	指宿市																						
鹿児島県	西之表市																						
鹿児島県	垂水市																						
鹿児島県	薩摩川内市																						
鹿児島県	日置市																						
鹿児島県	曾於市																						
鹿児島県	霧島市																						
鹿児島県	いちき串木																						
鹿児島県	南さつま市																						
鹿児島県	志布志市																						

○ 平成26年度からの認定基準額は、平成25年4月時点の生活保護基準額を1.35倍し、さらに消費税率引上げ分を考慮したものとしている。
○ 特別支援教育就学奨励費の認定について、基準の基礎となる「需要額」は前年12月末現在の世帯構成及び保護基準で判定するものであるが、保護基準の見直しに伴い、平成24年12月末日現在において適用されている保護基準を用いて測定することとする国の対応に従い、影響が及ばないよう対応した。
○ 放課後児童健全育成事業における保護者負担金の免除については、平成25年8月1日施行の生活保護法による保護の基準の改正に伴い、その影響が及ばないよう経過措置を設けている。
※経過措置：H25.7.31現在での生活保護受給者は、それ以降生活保護を外れた世帯についても、免除を行うというもの。

I.(1)平成27年度準要保護児童生徒の認定基準「テ. その他」について
「各認定基準に該当しない場合であっても世帯の経済状況が急激に悪化した場合」
福祉事務所子育て支援事業
・子ども医療費助成制度(中学3年生終了時まで)

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等										
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																			
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っていない」	他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等との状況を個別に判断し認定	ウ 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他				
鹿児島県	奄美市																									
鹿児島県	南九州市																									
鹿児島県	伊佐市																									
鹿児島県	姶良市																									
鹿児島県	三島村																									
鹿児島県	十島村																									
鹿児島県	さつま町																									○子育て支援について 第1子目の保育園入園児の保育料の1割軽減(所得制限なし) 担当課:福祉課子育て支援係
鹿児島県	長島町																									
鹿児島県	湧水町																									
鹿児島県	大崎町																									
鹿児島県	東串良町																									
鹿児島県	錦江町																									
鹿児島県	南大隅町																									
鹿児島県	肝付町																									
鹿児島県	中種子町																									
鹿児島県	南種子町																									
鹿児島県	屋久島町																									
鹿児島県	大和村																									
鹿児島県	宇検村																									
鹿児島県	瀬戸内町																									
鹿児島県	龍郷町																									
鹿児島県	喜界町																									
鹿児島県	徳之島町																									

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等										
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2に対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																		
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会等が個別に判断し認定	ウ. 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSWJ」)の活用	イ. SSWJ以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他			
鹿児島県	天城町																								
鹿児島県	伊仙町																								
鹿児島県	和泊町																								
鹿児島県	知名町																								
鹿児島県	与論町																								
沖縄県	那覇市																								基準額の時期を変更。
沖縄県	宜野湾市																								○「小学校給食費助成事業」所管:学校給食センター 平成25年度から、小学校の給食費の半額助成を行っています (申請が必要。保護者は、学校長を経由し、宜野湾市長に対して申請を行います。)
沖縄県	石垣市																								○生活保護の基準について 平成27年度においては、平成26年4月に改定された基準を採用し、否認定になった児童生徒への救済措置として、前年度認定世帯に限り、改訂前の(平成25年7月末日)の生活保護基準にて再審査を行う。基準値が1.0未満であれば認定とする。
沖縄県	浦添市																								【問A-3における回答】生活保護基準額1.0未満を平成26年度から1.0以下に基準を見直すことで、平成25年度当初に単要保護者として就学援助を受けていた者について、引き続き平成27年度も対象となるよう対応をしております。
沖縄県	名護市																								
沖縄県	糸満市			○																					質問(B-1)への補足 基準額は、平成25年8月以前の基準を踏まえ認定 【問A-4】及び【問B-4】以外のその他の取り組み ・経済的な問題などで困っている人に対して、それぞれの相談を包括的に受け止め、経済的、社会的な自立に向けた支援を行うことを目的に、くらし生活センター「きづき」を平成27年4月庁舎内に開設 ・教育委員会からの補助として、就学支援委員会への資料提出や県立特別支援学校就学のために専門医の診断書が必要な場合(一定の要件あり)、診断書発行費の補助をしている(上限額約5,000円)

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等									
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2に対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2に対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																		
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	ア 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等との状況を個別に判断し認定	ウ 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局の連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他			
沖縄県	沖縄市																								
沖縄県	豊見城市																								
沖縄県	うるま市																								平成27年度より、生活保護の基準額を審査要件として採用しているため。
沖縄県	宮古島市																								Ⅱ、【問A-3】補足: H27の認定作業は、H27の生活扶助基準を採用する。 ①「新規申請者」は、H27の基準のみで認定・非認定を判定。 ②「H25からの継続申請者」は、H27の基準で判定し、非認定の場合はH25の基準で再計算し再度認定・非認定の判定を行う。
沖縄県	南城市																								
沖縄県	国頭村																								
沖縄県	大宜味村																								
沖縄県	東村																								
沖縄県	今帰仁村																								
沖縄県	本部町																								
沖縄県	恩納村																								
沖縄県	宜野座村																								
沖縄県	金武町																								
沖縄県	伊江村																								
沖縄県	読谷村																								
沖縄県	嘉手納町																								

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)															問C 補足事項等									
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3	問B-2に対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4	問B-2に対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																			
		下げた	上げていない	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認し認定	イ. 学校や教育委員会等と状況を個別に判断し認定	ウ. 25年8月以降の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSWJ」)の活用	イ. SSWJ以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修を実施	エ. 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ. 福祉担当部局の義務教育段階の貧困対策事業を実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の教育費負担軽減事業を実施	キ. 子供医療費助成制度の充実	ク. 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ. その他				
沖縄県	北谷町																									
沖縄県	北中城村																									
沖縄県	中城村																									
沖縄県	西原町																									
沖縄県	与那原町																									
沖縄県	南風原町																									<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度より、こども医療費助成(通院分・入院分)を0才～中学3年生まで拡大しました。(平成25年度までは、3才～中学3年生は入院分のみ助成していたのを、平成26年度から通院分も助成することになりました) ・平成25年度より、子育て総合支援モデル事業で、就学援助(筆算保護)を受けている世帯の生徒に対する学習支援(学習塾)を行っています。
沖縄県	渡嘉敷村																									
沖縄県	座間味村																									
沖縄県	粟国村																									
沖縄県	渡名喜村																									<p>本村においては、独自の条例により全児童生徒を対象に給食費の無償化及び入学祝い金の支給を行っている。学用品費についても対米補助金を活用し購入出来るようにしている。</p>
沖縄県	南大東村																									
沖縄県	北大東村																									

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等							
		問B-1 認定基準額を下げたか	問B-2	問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																		
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認し認定	イ 学校や教育委員会等との状況を個別に判断し認定	ウ 25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材と連携した取組を実施	ウ 貧困対策に関する資向上のための教職員研修を実施	エ 福祉担当部局等と連携した取組を実施	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業を実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施	キ 子供医療費助成制度の充実	ク 生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの以外の認定基準や対象者の認定方法において手厚い支援を実施	ケ その他	
沖縄県	伊平屋村																						
沖縄県	伊是名村																						
沖縄県	久米島町																						
沖縄県	八重瀬町																						
沖縄県	多良間村																						
沖縄県	竹富町																						
沖縄県	与那国町																						